

右の如く乾燥したるものを葉部を切落し乾燥の程度に依り上乾、中乾、下乾の三種に撰別す其割合は三十日間乾燥せるものを上乾と稱し五分、十五日間乾燥せしめたるものを中乾と云ひ大根を曲げて輪形となるもの三分、五日乃至七日間乾燥せるものを下乾と稱し二分内外のものとする此乾燥程度は漬物の貯藏に大關係を有し上乾のものは永く堪へ下乾のものは早物「淺漬」として賣出すにあらざれば貯藏困難なり而して上乾は七、八、九、十、十一月、十二月、中乾は四、五、六月、下乾は一、二、三月頃販賣する豫定を以て塩加減をなし漬込ものなり

調製せる大根は倉庫内に搬入し籠或は箕にて大樽内に投入順次正しく並列し塩及米糠を混入するにあり今八寸と稱する漬樽(丈三尺八寸徑三尺八寸)に要する塩及米糠の割合より漬込後幾日を経ば食用に堪へ得るかを示せば次の如し

- 淺漬 米糠六斗 鹽三斗 三十日後
- 中漬 米糠六斗 鹽四斗 五十日後
- 晚漬 米糠六斗 鹽一石 七、八十日後

而して八寸漬込用樽に入るべき大根の數量は二千五

百本位にして重量は普通大根の重量と同一にせしむるものにして大凡二百貫位とす
販賣用としては前記のものを酒の空樽に詰め鏡蓋をなし不動繩を掛け販賣するものなり

五、干薑製造法

縣下に於ける干薑の製造は實飯郡豊川町大字牧野地方のみにして其他には一切施行せず干薑に付ては既に沿革の部に記載したる如く古根及新根を以て製造するとの二様あり然れども近來にありては古根の製造は一切行わずして新根を採用したる丸干薑のみとす
製造の期節は十一月下旬より一月下旬頃即ち寒中迄を可とす寒明後に於て行ふ時は剝皮困難にして良品を製造する事至難なり

貯藏室より取出したる薑は洗滌剝皮するものにして普通四斗樽を使用し先づ細に割りたる薑を桶の七分位即ち四貫七、八百匁(三十斤)を入れ水を注ぎ、Y△形の木又は竹にて造りたるものを以て左右に回轉し數回水を換へ土砂を洗滌し且剝皮するものなり殊に

剝皮は充分に行はれざは良品を得難きものなり

Y△形洗滌器は体長より稍長きを要するものにて其上端を握り桶の縁に登りて回轉摩擦す而して洗滌は水量を要する事多きが故に河溝又は井水の附近にて行ふを常とす男一人一日の功程は十貫匁入五俵位にして一俵の洗滌費五、六錢を要す

乾燥には數種あり石灰を混じて乾燥するものと混ぜざるものと乾燥器を使用するものとあり無石灰法は品質良好なれども乾燥に長時日を要し混じたるものは甚だ短時日に乾燥し得るも優品を得る事能はず乾燥器を使用する時は品質良好にして亦時日を要する事少なし以下順次其方法を記載すべし

一、石灰法

能く洗滌したる薑を十貫匁(一俵)に付き上石灰四合を混じ二日間位其儘となし然る後晴天十五日乃至二十日間乾燥するものとす
石灰を混するには洗滌したる薑を筵に入れて石灰を混じ二人にて筵の兩端を持ち交互に上下し以て石灰を滿面に混じ乾燥するものとす乾燥中は一日一回手にて薑を攪拌し夜間は屋内に入れ斯くする事數日に

して適當に乾燥するに至る

二、無灰法

無灰法は有灰法と大差なし然れども石灰を混ぜざるが故に乾燥中毎日二、三回夜間一回位の攪拌をなすものにて隨て多くの時日を要す

三、乾燥器使用法

乾燥器を使用するものは先づ洗滌したる薑を十二時間乾燥器に入れ六、七十度の温度を保たしめたる後日光にて乾燥するものと洗滌したるものを二週間前後日光にて乾燥器に入れ六十度乃至百五十度の温度を以て五時間内外乾燥するものなり乾燥中温度高きに失する時は黒色に變じ低きに失せば長時間を要す

六、甘藷油揚切干

一、沿 革

知多郡大府町の人長田吉左衛門氏が明治三十七八年日露戰役の節甘藷及び午芎、胡蘿蔔、馬鈴薯等の乾燥を行ひ戰地に輸送したるを動機にて平和恢復と共に他種は中止し甘藷のみを以て普通の切干を製造し居たるに其後油揚切干の有望なるを思ひ付き製造す

るに至れるものなり尙ほ同町大字長草にも同業者二名あり盛に製造し居れり
大正五年度より大正六年に渡りて製造したる量は生詰にて十萬貫以上に達し各製造高及び價格は次の如し

種類名	數量	單價	價格
丸切	二八、〇〇〇	(一貫匁)	五〇
細切	八、〇〇〇		六五
其他	八、〇〇〇		七〇
			一四、〇〇〇
			五、二〇〇
			五、六〇〇

一、製造時期

甘藷收穫後直ちに行ふものにして普通十月中下旬より翌年二月頃迄晴天の日には休日なく製造す、然れども最も盛なる時期は十一及び十二の兩月なりとす

一、製造法

製造する種類は次の四種とす

- 一、丸切干
- 二、細切干
- 三、上切干
- 四、犀の目切干



知多郡大府町甘藷切干製造の状況

一、及び三は製造其儘需要せらるれども二及び四は一度菓子商の手に入りて製菓とし需要せらる以下此等製法の概要を記載すべし

(一) 丸切干製法

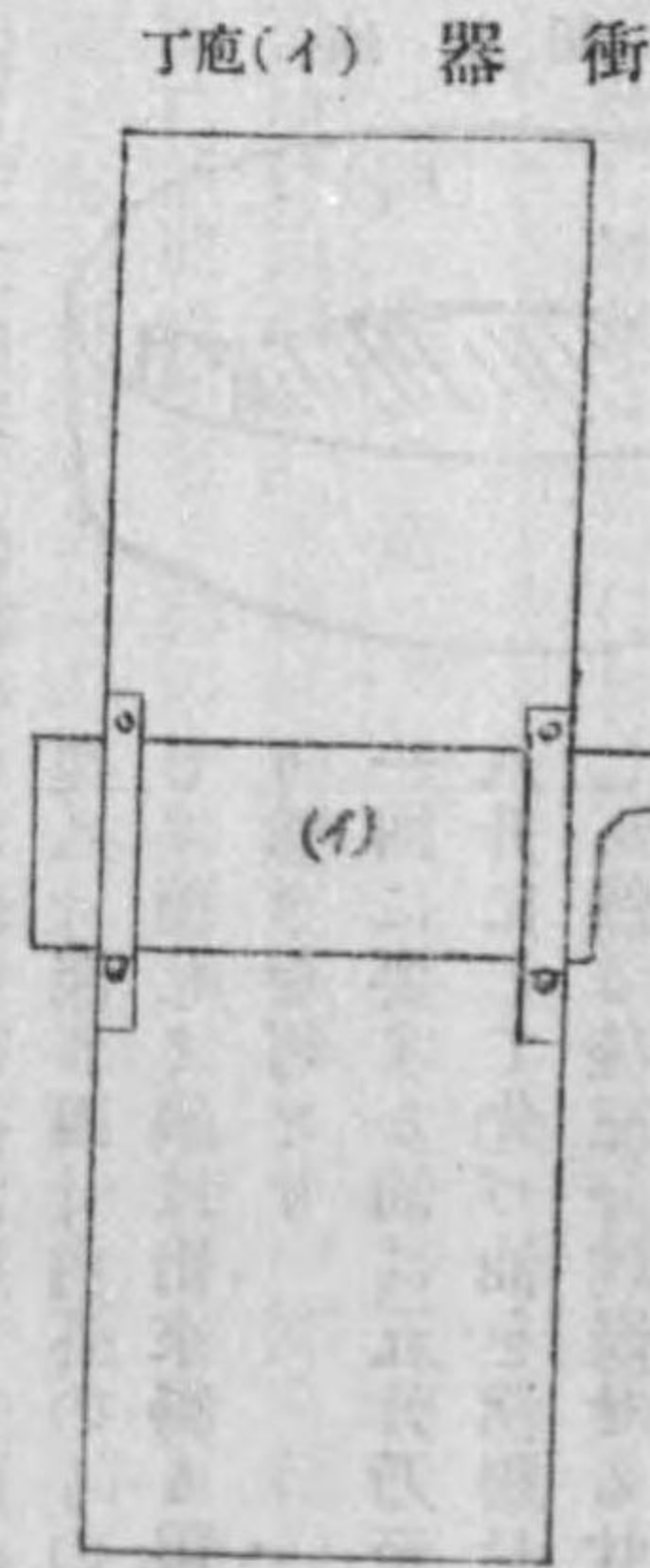
一名平切干と稱し丸形に薄く切斷したるものにして蒸煮、油揚げ及び砂糖掛等の如き製法によりて其儘需要せらるものなり

◎原料 何れの品種にても製造せらるれども之れに最適の甘藷は粘質にて甘味多く且つ乾燥歩合多きものを可とす當地方に於ては早生藷と稱して葉の淡綠色にて良く繁茂し肉質密にして果皮淡赤色なるものとす、尙ほ此れに使用する原料は形状整正肥大なるものならざるべからず

◎洗滌 收穫後満水したる大桶に入れ×狀に交叉せる二本の棒を以て掻き混ぜ土砂を去り更に清洗し其水滴を充分乾かすべし

◎切斷 以上の如く清洗したる藷を取り薄く丸形に切斷す此れには左圖の如き切斷器(通稱衝器)を以て行ふ

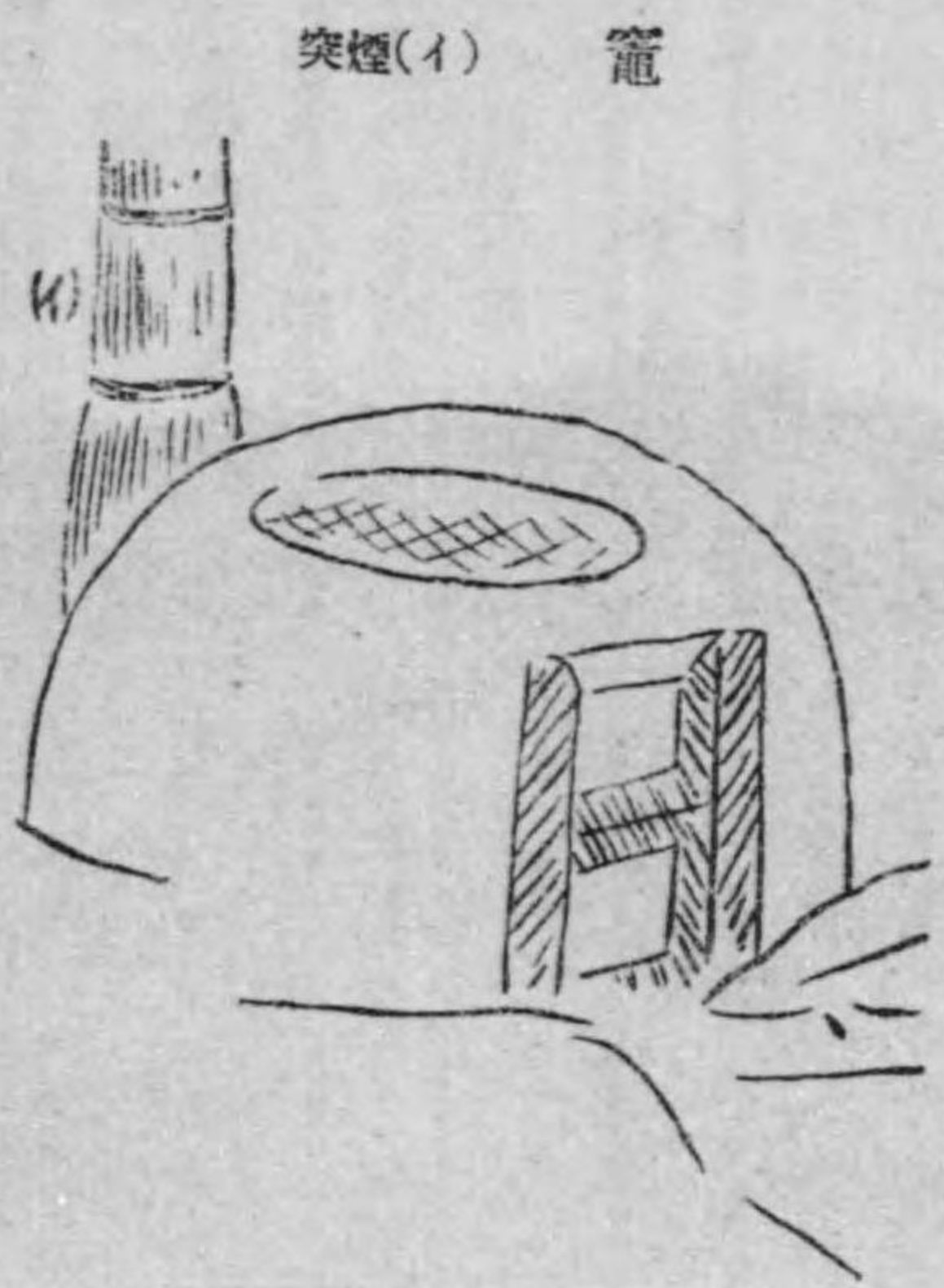
衝器は圖の如き形状にして全部鐵製にして(イ)の如き庖丁を嵌し切斷す衝器の長さは二尺にして幅六寸とす



◎蒸煮 以上の如く切斷せしものを蒸煮とするものにして先づ甘藷を箆に並列し蒸煮を行ふ、此れに使用する箆には蠶座の如き竹製なると金網にて製せしものとの二種ありと雖も竹製のもの可とす、直径は二尺一寸内外にして此の上の一列並となし釜上に装置せる甑の中に積み重ね蒸すものとす
甑は左圖の如き形状に築き此れに二尺八寸の釜を置き約三分の一位の水を入れ釜上に甑を掛け前記箆を

此の中に十枚乃至十五枚内外積み重ね然る後蓋を覆ひ密閉し加熱蒸煮す、蒸煮の時間は一定せざれども普通諸の充分蒸せし頃にして普通七分より十分間内外とす

◎乾燥 前記の方法にて蒸したる甘藷を取り出し乾



燥せしむ乾燥は太陽六分に風四分位の割合最も適當なりと云ふ、之れを以て乾燥場は南面にして日光の透射充分に且つ西及び北に障害物なく風當り良好なる位置を選び高さ二尺位の棚を設け幅一間の竈を設

附を行ふものにして砂糖は通稱「キザラ」にして先づ砂糖百匁を水一升乃至二升位に溶解したるものを文火にて煮沸せしめ小杓子を以て甘藷に振り掛け充分甘藷の表面に附着せしむ、砂糖の用量は乾燥せし甘藷一貫匁に付き百匁より二百匁内外なりとす
◎乾燥 以上の如く砂糖附着せしめしものを乾燥室に入れて乾燥せしむ乾燥室の構造は普通土間の屋内にして蠶室の如く八段乃至九段の棚を竹にて作り此れに長さ二尺五寸幅一尺八寸内外の箆の上に甘藷を並列せしめ段の最下部即ち土間の部に穴を掘り炭火を入れ置きて乾燥せしむ乾燥時間は一定ならざれども通常三四時間なりとす、斯の如くして製造したるものを丸形切干と稱す

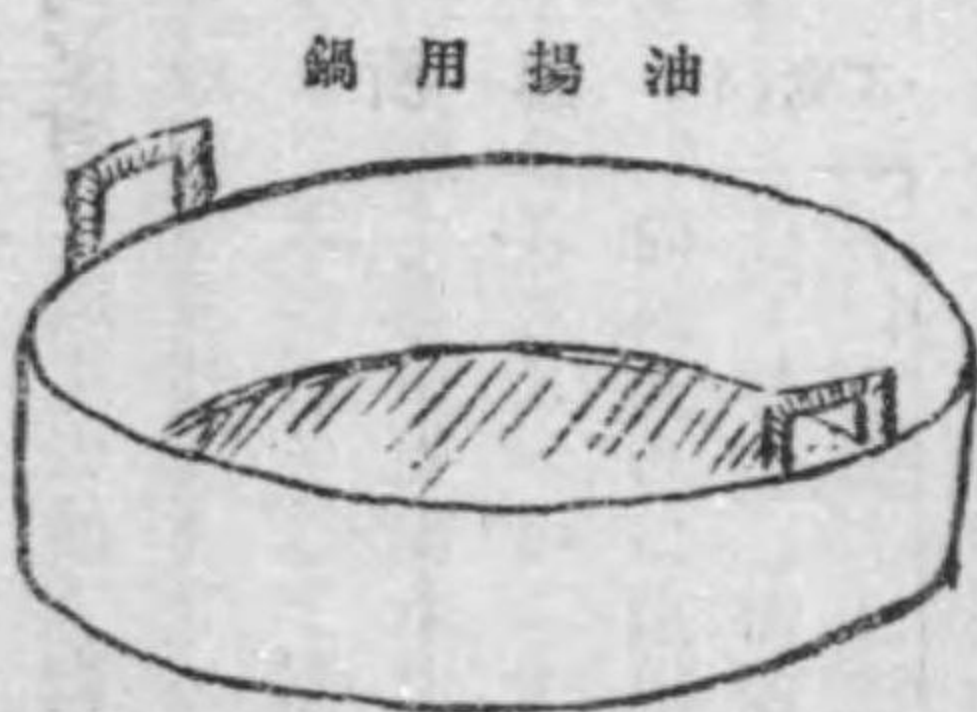
(二) 細切干及び屏の目切干製造法

細切干とは幅二分長さ一寸五分位に生藷を切り此れを前者の如く蒸煮せしめて油揚及び砂糖附をなせしものにして製造法は何等異なる点なし次に屏の目切干も其製造法は細切干と同様に二分角位に甘藷を切斷す
以上の二者は前記せる如く其儘に需要せず菓子商の

きて此上に並列乾燥す、乾燥中は決して雨露に逢はしめず雨天及び夜間は簀を巻きて雨及び寒害なからしむるものとす

斯くして乾燥せしむるものなれども晴天の日にて普通三四日を要す、乾燥の程度は一定ならざれども充分乾燥の後納屋に搬入す、而して翌日尙一度日乾充分乾燥後油揚にかゝるものとす

◎油揚法 使用する油は菜種油にして尙使用する鍋は次に示すが如く鐵製のものにして甚だ厚く普通直



鍋用揚油

徑八寸深さ四寸内外のもの
とす而して鍋は出來得る限り重きを可とす
一回に要する油は五升乃至八升にして先づ油を沸騰せしめ然る後充分乾燥せる甘藷の薄片を油の中に入れ直ちに金網製の杓子にて取り出し箆中に入れ油を充分流

下せしむ

◎砂糖附 前述せる如く油揚したるものを取り砂糖

手に入り砂糖及び餡等によりて細切干は板狀、屏の目切干は塊形に固の通稱「詰ふこし」を製造せらる

(三) 上切干製造法

此れ又何の異なる点なきと雖も前者の如く生藷を丸形に切斷し直ちに油揚となし然る後砂糖附をなし乾燥せしめたるものにして製造法に於て何等異なる点なし

(四) 荷造法

荷造法は箱詰にして箱は煙草の空箱とす、即ち箱の四圍に新聞紙を敷き此の中に乾燥せし切干を密に詰め蓋をなし外部に繩を以て横三ヶ所縦一ヶ所を結び販出す、一箱正味平均六貫匁内外なりとす

(五) 販路

名古屋、大阪、京都、其他甘藷を栽培せざる東北地方及び北陸地方に迄販出し近來北海道に輸送せらるゝ量僅少なからず、然れども最も多く需要せらるゝは大阪及名古屋の両市とす

七、筍及款冬の罐詰

縣下に於て筍及款冬の罐詰を行ふは知多郡上野村東

洋「トマトソース」製造會社及愛知「トマトソース」製造合資會社の二ヶ所にして其他に於ては製造するもの皆無なり之れが事業を開始したるは昨大正五年度よりにして全年に於ける二會社の生産高次の如し

筍 四百箱(三十個詰) 單價二十六錢六厘 三千二百圓
欸冬 四百箱(三十個詰) 單價二十一錢七厘 二千六百圓
以下全所に於ける製造の概要を示すべし

一、筍の罐詰

◎原料 主として全郡地方産のものにして尙枇杷島市場中央市場よりも購入製造す

◎調理 原料は新鮮なるものを撰び土砂、塵芥を丁寧に洗滌し然る後皮付の儘沸煮す、其程度は原料の新否大小等によりて一概に定むる事難きも要するに熱の内部に透入するを度とし時々取出し検査を行ひ其柔軟となりたるものより取り出し清水中に投じ冷却せしむ斯くして後根部の堅き部分を切り去り尙太きものは切半し小形のもの其儘にて剥皮し其後は清水中に一晝夜間換水しつゝ晒白し以て灰汁を抜き去るものとす尙此の製作終りたれば再び清水にて能

く洗ひ適當の大きに切りて罐内に填充す

◎填充及加熱 罐は普通半斤罐を使用し填充後は清水を注入し封鎖加熱す、加熱殺菌の時間は普通沸騰後四十分より一時間内外にして取出し瓦斯抜を行ひ冷却するものとす

二、欸冬の罐詰

◎調理 欸冬の罐詰も尙と大差なく收穫したる莖は葉を除去し清水にて洗滌し然る後煮沸す煮沸の程度は一定ならざれども剥皮容易なるを程度とす煮過の場合は剥皮困難なる上製品不良となるものなり煮沸は十分乃至十五分内外にして取出し直ちに水中に入れ充分冷却せざる前に於て剥皮をなす剥皮終りたれば清水中に浸漬して灰汁抜をなすと共に冷却せしむ

◎切斷 填充 以上の如くして冷却後は取出し三寸五分位の長さに切斷し(罐の高さに準ず)直ちに罐に填充し清水を注入封鎖す加熱及冷却は前者と異なる事なし

◎荷造法 箱詰にして箱の大きは長さ二尺巾一尺五寸高さ八寸のものにして二段詰三十個入とす箱詰後

は横二ヶ所縦一ヶ所の繩を掛け輸送するものとす
◎販路 兩者共に販路廣きも殊に筍は需要多く大阪を主とし其他名古屋、神戸、横濱等とす

八、甘藷切干

本縣に於て甘藷の切干を製造するは渥美郡泉村地方を主とす左に同所に於ける製造の方法を示すべし

一、製造の時期

十二月上旬より二月下旬までの間に於て製造す

一、製造法

貯藏したる甘藷を取出し籠に入れ土を取り去り十分洗滌したる後直ちに蒸釜に入れ蒸煮す蒸釜は水を充分張り込み其上に蒸桶を置き一回凡そ五、六十貫を蒸す之れが燃料は山林多き地方にては松葉及鹿菜等を利用し山林なき地方にては松材又は藁等を用ゆ釜の中には甌を入れ水を甌に届く位程度とし二時間位蒸煮す若し蒸煮不充分なる時は乾燥後白く堅き部分を生じて味を損し従て價格低廉なるものなれば深く注意を要す而して蒸煮の中途に少々の水を蒸桶の上より注ぐ時は蒸を能くするものとして多く行はる

一、皮の剥方

充分蒸煮したる藷は釜より取出して爪にて皮を剥取るものなり此の皮剥は藷の冷却せざる内に行ふにあざれば剥悪きもの故蒸し上りたる時は多人數同時に取掛りて時を逸せず剥き取るを良とす而して剥ぎ終ると同時に先き口の分より藷の両端を庖丁にて切り取り之れを諸切器の上より手にて徐々に押す時は適宜の寸法に切斷し得らるゝなり其厚さは二分乃至三分位を可とす

一、乾燥法

切斷したる藷を横二尺五寸縦四尺位の竹簾に並べ最初一日間は通風の良からざる場所にて乾燥し後三、四日間風通の良き場所に高さ二尺位の棚を作り其上に竹簾を廣げ乾燥し夜間は屋内に入れ凍寒を防ぎ又乾燥場に置く時は何枚となく積み重ね藪等にて覆をなし置くものにて四、五日後棚より下し地上に藷を敷き其上にて一日間乾燥し而る後屋内に一ヶ月間積置き尙一回前同様藪を敷き其上にて乾燥し後臥に入れ貯藏販賣用に供す

一、主なる製造者

泉村に於ける主なる製造者は次の如し

渡邊 島次 大久保伊太郎 渡邊 徳松

一、製産額

數量 二萬六千貫

金額 壹萬參千圓

九、乾燥 蔬菜

海部郡津島地方に於て蔬菜類の乾燥を始めたは今を去る二十年前即ち日清戦争の當時にして陸軍省よりの依頼を受け各農家にて従事したるを嚆矢とす爾來繼續従事したるも個人經營の收利少なきを以て同業者相計り明治三十七年七月共同組合を組織し製造販賣をなしたるも時勢の進運に伴ひ合資會社に變更し尾張乾菜合資會社となし盛に製造しつゝあり其種類は蓮根を主とし其他午莠、胡蘿蔔等とす

同會社の製造高は年により需要に多寡ありて一定せざれども平年に於て生蓮根二十萬貫（一反歩平均四百貫の收穫として約五十町歩）を使用し二萬貫以上の干蓮根を製造す日露戰役當時は二十萬貫の干蓮根

を陸軍省に納入したり次に最近一ヶ年間に於ける同會社の製造高を示すべし

蓮根切干

一萬八千貫 貳萬四千圓

牛莠切干

一萬三千五百貫 壹萬五千七百五拾圓

大根切干

二萬三千四百貫 六千七百五拾圓

一、製造法

◎製造時期 普通十月より初め翌年六月に終り十一月より三月迄を以て最盛期とす該時期にありては一日能く千二、三百貫内外を製造す但し午莠の製造期は七月乃至九月とす

◎原料 蓮根は海部郡産を以てし農家の洗滌したるものを時價により購入す午莠は多く静岡縣天龍附近及岐阜縣安八郡方面より購入す

◎乾燥法 乾燥法に二種あり一つは乾燥室を使用し乾燥するものと他は葎簀にて陽乾するものとす

(イ) 乾燥室乾燥法

乾燥室の大きさは二間半四方にして左右二ヶの入口は其中一間半にして内部には蠶架様の棚を設け「レール」により外部に引出し得るの装置となし此の棚には長さ三尺巾一尺八寸周圍は一吋角木を以て作り其

底は竹にて五分目位に編みたる長方形の「サナ」を挿入す一室に入れ得る「サナ」數は二百四十枚にて四百貫餘（生）を乾燥し得るものとす

加温の方法は鐵管を装置し乾燥時間は各種共十二時間内外にして最初の温度は九十度以後漸次上昇し百二、三十度に達し六、七時間後より漸次下降せしめ最後に九十度位とす乾燥期間は二、三回の反轉と「サナ」の上下挿替を行ふものとす

(ロ) 陽 乾 法

乾燥場は佐屋川排川の堤防を使用し高さ二尺巾四尺長さ適宜の棚を設け其上に葎簀を斜に南西に面し架するものとす乾燥中は毎日二、三回上下反轉し以て乾燥を一樣ならしむ夕方に至り葎簀を巻き置き翌朝に至り再び廣げ乾燥す斯くして出来上りたるものは白色を呈し一年間以上の貯藏に堪ゆるものなり乾燥中降雨に會する時は乾燥器を以て乾燥す要するに陽乾には天氣晴朗にして風の吹く日を最良とす斯の如く晴天連續する時は三、四日にて充分乾燥するものとす

乾燥仕上げ歩合は兩法共蓮根一割三分午莠一割七分

胡蘿蔔一割三分位とす

一、加工

(イ) 蓮 根

蓮根切干には白干と蒸干との二種あり白干とは剝皮器を以て原料を剝皮し切干匏にて斜に二、三分の厚きに突き切り婦女子一人にて一日約三十貫を行ひ得るものなり斯の如く細切乾燥したるものを白干と稱す

蒸干は前法の如く剝皮薄切したるものを蒸籠に入れ約三十分間（食し得る程度）蒸煮したる後乾燥せしめたるものにて色稍々赤褐色を呈す

(ロ) 午 莠

午莠は空中に於て剝皮する時は酸化變色の虞あるを以て水中に行ふものとす剝皮は酸皮を以て摩擦剝皮し尙一時間水中に浸し然る後取出し其儘蒸籠に入れ約一時間蒸煮し包丁を以て斜に二、三分の厚さに切りたるものを葎簀の上に廣げ一日間陽乾したる後夜間は乾燥室に搬入し直ちに五、六時間火力乾燥をなし翌朝まで其儘に放置する時は充分乾燥するものとす

一七四
洲、朝鮮、北海道、樺太等にして其部合次の如し

米	六分
布	二分
哇	二分
南洋諸島滿洲	一分
内地	一分
一、價格	
蓮根	百斤入 金拾八圓乃至貳拾圓
午莠	百斤入 金拾五圓乃至拾六圓
大根	百斤入 金五圓乃至六圓

第四章 高等蔬菜

一、高等蔬菜の趨勢

農業上最も資本を要するものは勞力及肥料の二者たるは今更々々の必要なるべし然れども歐洲戰役勃發以來著しき商工の發達は農村子弟の該方面へ吸收せられ、其結果農業勞力の拂底を來たし延ひては勞銀の高騰し一方肥料の点にありては自給肥料の生産少なく魚肥、大豆粕、其他人造肥料の需要を増加し殊に昨今にありては船舶不足の爲め、運賃の騰貴を

ハ 大根 切干

大根切干は直接會社に於て製造するものにあらずして既に製造したるものを各地より買収し更に一層乾燥せしめて精選するものとす

一、荷造

乾燥したる切干は四分板を以て造りたる百斤入及五十斤入の箱に濕氣を防止する爲め模造紙を以て箱と同形の袋を入れ其中に製品を詰め込み蓋をなし周圍に帶金を打付け箱の外側に蒸干、生干、蓮根、午莠等の文字を押捺し出荷するものとす各種箱の大きを示すべし

蓮根

百斤入 (長さ二尺五寸巾一尺五寸深さ一尺七寸五分)

五十斤入 (長さ二尺一寸三分巾一尺一寸深さ一尺三寸五分)

午莠

百斤入 (長さ二尺三寸五分巾一尺四寸深さ一尺四寸)

五十斤入 (長さ二尺巾一尺一寸深さ一尺一寸)

大根

百斤入 (長さ二尺五寸巾一尺三寸深さ一尺三寸)

一、販賣及販路

販路は米國、布哇、南洋、諸島、メキシコ、滿

來たし、今や各種肥料の著しき騰貴を見るに至れり生産業の主眼たる勞力肥料にして叙上の如き次第なれば將來農業經營上に於ても、充分なる考慮を要すべきものにして大規模經營の如きは徒らに勞力及肥料の多くを要し收支相償はざるが如き事なきにしもあらざるべし、殊に都會附近にありては其關係一層顯著なれば大規模の經營より寧ろ集約農法を以て策の得たるものたるべし特に歐洲戰役後海外貿易好況にして從來の輸入超過は一變して輸出超過となり而も其額甚だ莫大にして商工業者の富力益々増大し種々の成金は屈指に迫なきが如く各地に排出し其結果一般社會に奢侈の風瀾漫し各種方面に珍奇を要求する事甚だ切なるものあり、農業界にありては蔬菜促成の如き或は葡萄温室の如き意外に高價にして需要亦甚だ多し此等は實質の如何よりも寧ろ珍奇の然らしむるものなるべし

明治三十七、八年頃東京岩崎男爵邸に於て生産したる温室葡萄の一房を安城農林學校より分譲せられ其風味の優秀なるに一驚したると同時に斯業は富豪の娛樂事業として經營するものにして到底營利的經營

の不可能なるものと確信したり、然るに數年ならずして其想像の杞憂にして今や營利的事業として他の農法に劣らぬ收利を獲得するに至れり「マスキメロン」の如き三十五、六年頃木框栽培として試植したるも需要絶無なりしが、今や其需要多く本年六月頃の市價一貫拾貳、參圓の高價を保ちつゝあり實に時勢の變遷は農業經營上に多大の變化を來すものにして其趨勢を洞察し經營を行ふは新進農業者の特に考慮を要すべき事項なりとす

此等高等園藝の經營は農業上尤も集約なる方法なれば多くの面積を要さず其作業たる婦女子とても容易に出來得るを以て勞力を節約し且余り多くの肥料を要さざれば都會附近及交通至便の處にありては最も收利多き農法たるなり

農家經營の不如意は勞力の分配惡しきに原因する事少なからず、此等高等蔬菜は多く冬期間の事業にして冬期は最も農閑の時節なれば勞力の分配上誠に都合にして且又該事業たる宅地内温暖なる場所を利用するを以て農村宅地の利用ともなる譯なり
菜菔は尾張の名物として其名全國に喧傳せらるゝが

如く各種蔬菜の栽培甚だ盛にして別項記載の如く多大の移輸出を行ふの有様なり、促成栽培の如き京都近傍、大阪、東京府下、静岡縣三保地方と共に其名高し此等菜農者は先天的栽培上技術に巧妙にして大部會を控へ生産物の販賣に付ては全國の摸範市場たる枇杷島市場を有し交至便なれば移輸出に適し斯の如く天恵と人爲の兩者相俟つて本縣の蔬菜栽培は益々發達し特に最近異數の進歩をなしたるは茲に記載せんとする高等蔬菜にして(果樹に付ては「愛知の果樹」に記載あり)以下此等事業の過去現在に付き詳記する處あるべし

二、促成栽培事業

本縣にて促成栽培を初めて試みたるは明治十二年にして當時海部郡甚目寺村大字上條館助左衛門氏は京都本願寺參詣の砌、東山岡崎町百萬邊附近にて該地方の促成栽培を目撃し同氏は日頃蔬菜栽培に熱心なるものなれば痛く其方法の有利なるを事を感じしたるを以て種々栽培法を聞知し歸宅早々宅地内に於て幅四尺長さ二間の油障子促成箱を摸造し茄子及胡

瓜の二種を栽培したるに經驗乏しき爲め失敗に終りたり、然れども熱心なる助左衛門氏は決して落膽する事なく已が技術の足らざる事を憂へ、明治十六年春再び京都に出發し數日間滞在日々現場に至り實地に付き親しく其技術を視察し歸國後再度着手したるに其成績前回に比し稍可良なりしかば氏の喜び一方ならず、其結果框數を増加し着々改良を計り同時に附近數人の同業者を見るに至れり其後不撓不屈専心之れが栽培に廣心し明治三十年二月東京に至り砂村地方の方法を視察し栽培法に改良を施し胡瓜、菜豆を栽培したるに著しき好結果を得たり從て附近菜農者競ふて斯業を開始するに至れり

本場において此等促成栽培の改良普及を計るを目的とし明治三十四年促成場を開設し木框三十個を据付硝子障子を使用したり本縣に於て促成栽培に硝子障子を使用したるは實に本場を以て嚆矢とす、其後各種を栽培すると同時に種々の試験を行ひ一般栽培者も其成績を應用し新に開始するもの各地に續出し一方當場に於て常農夫をなし栽培の技術を會得し退場後合理的栽培を行ひ好成绩を挙げ摸範を示したる

もの數氏あり此等直接間接の効果は益々斯業の發達を來たし一方社會の進歩に隨伴し此等促成品の需要を増加し收利甚だ多きと農閑利用に好適たることを以て栽培に従事するもの一層増加するに至れり左に縣下に於ける主なる栽培地を示すべし

海部郡甚目寺村大字上條及土田

(名古屋電鐵清洲線丸の内停留所より西十二、三町)

西春日井郡清洲町大字清洲

(名古屋電鐵清洲線試驗所前停留所附近)

西春日井郡山田村大字平田

(名古屋電鐵犬山線平田橋停留所西數町)

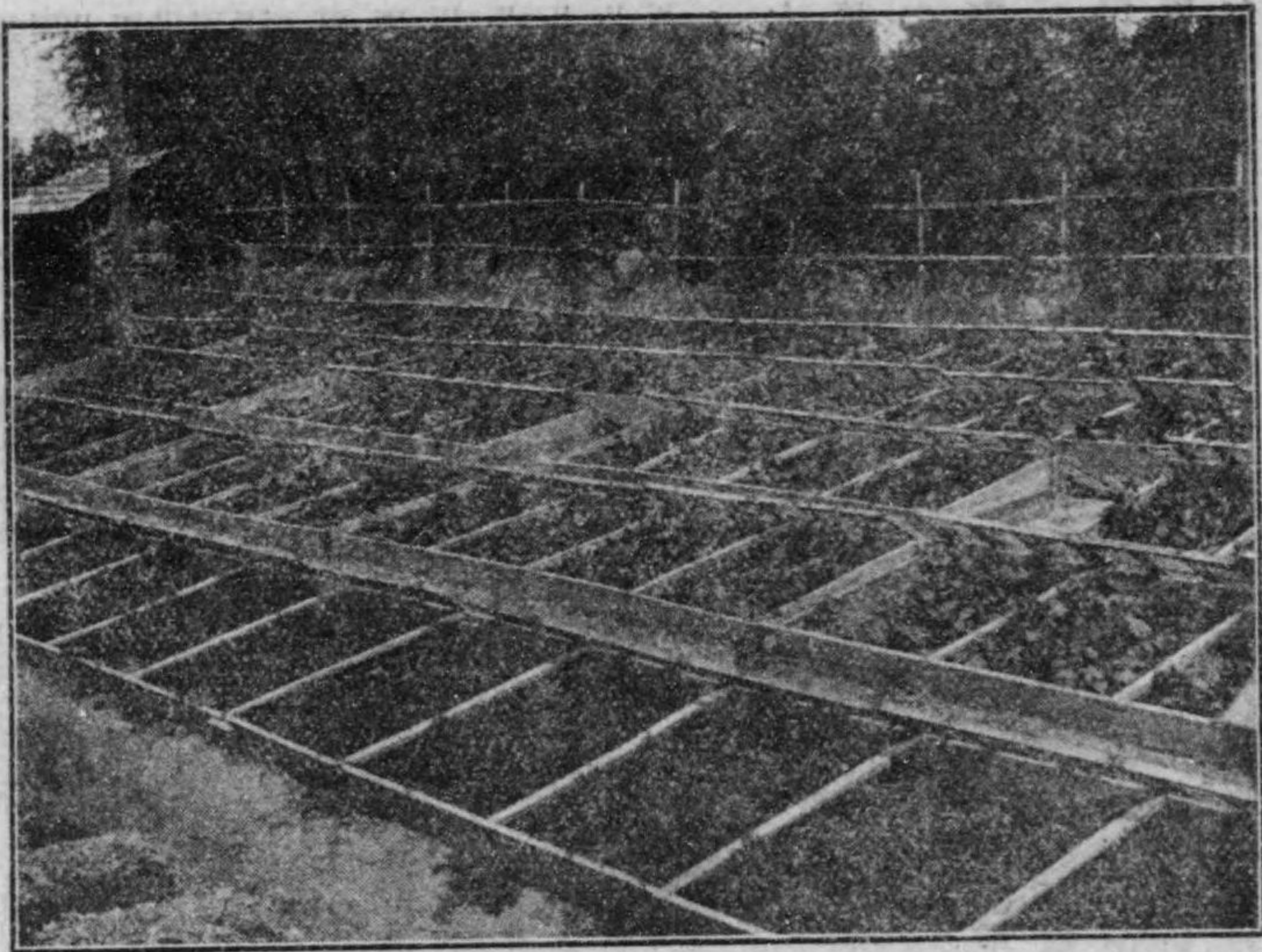
愛知郡笠寺村大字鳴尾

(東海道線大高驛より四十町内外)

三、温室栽培事業

温室の建造は明治四十年渥美郡牟呂吉田村中島駒次氏が六坪の温室を創設したるを以て嚆矢とすべく其他は左記の如く夫れ以後の建設に係るものなり
温室内に栽培する種額は「マスクメロン」蕃茄、胡瓜、苺等なるも就中「マスクメロン」蕃茄を以て最とす

蔬菜温室



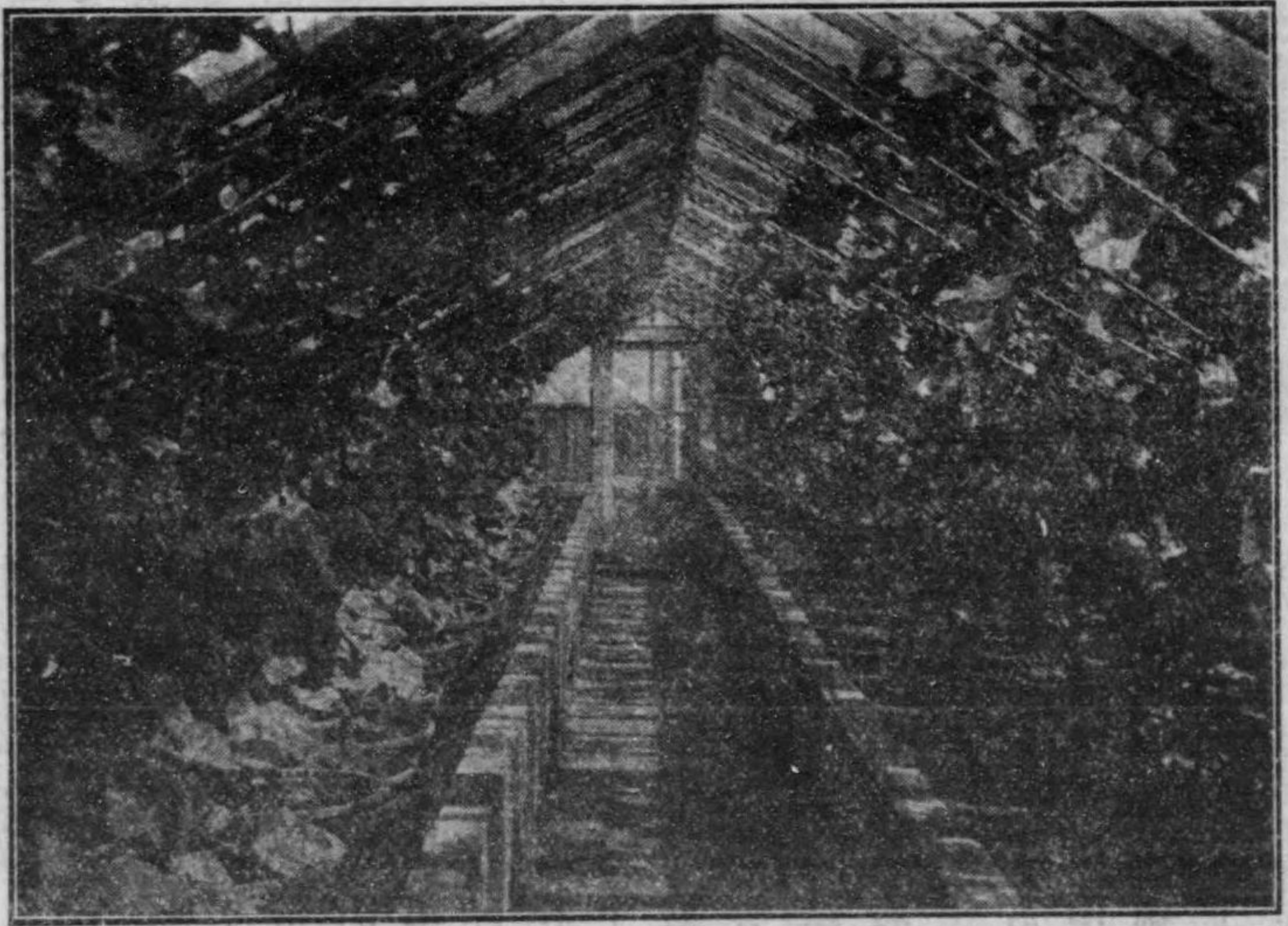
清洲附近促成栽培場所

温室の構造	總坪數	創設時期	住 所	氏 名
両屋根式二棟	三十一坪	大正二年	本 場	
片屋根式一棟	三十一坪	大正三年	中島駒次	
片屋根式二棟	五十五坪	明治四十三年	中島龍松	
片屋根式二棟	六十坪	大正四年	服部源助	
片屋根式二棟	六十坪	大正四年	片山新一	
片屋根式二棟	六十坪	大正四年	星川愈一	
片屋根式一棟	二十五坪	大正三年	服部平之助	
片屋根式一棟	二十五坪	大正三年	長島一之助	
片屋根式一棟	九坪	大正三年	服部平之助	
片屋根式一棟	四坪	明治四十三年	丹羽政美	
片屋根式一棟	五坪	大正四年	野村新七郎	
片屋根式一棟	五坪	大正五年	野村新七郎	
片屋根式一棟	五坪	西春日井郡六郷村	實業學校	
片屋根式一棟	二十四坪	大正五年	實業學校	
合 計	二百九十坪			

本場にありては明治三十五年頃より「マスクメロン」蕃茄等の試験を行ひしも民間にありては中島駒次氏の如き卒先開始したるものなり
 斯の如く温室園藝の進歩し全國有数の高等園藝地として世に知らるゝに至りたるは當局者の指導宜敷を得たるご技術の巧妙なるご時勢に適合したる等各種原因に基因するものなるべきも一つは本場に於て多年唱導せる家庭果樹園の預つて力あるものご信す

四、温室栽培法

- 一、マスクメロン
- ◎品種 縣下に於て栽培する品種は主要次の如し
 - サントンス、スカレット
 - ヒーローオプロツキンク
 - エメラルドセム
 - リングリダー
 - サントンスベストオフォーレル
 - エンブレス
 - サントンスエーワン
 - サントンスユニヴァーサル
- ◎用土 用土は「マスクメロン」の栽培上最も必要なものごし一般業者の特に注意を拂ひつゝあり、人により餘程の相違あるも普通通栽植七、八ヶ月以前即ち四、五月頃田土、池土、其他肥沃なる粘質土壤を採收運搬乾燥せしめ該土壤十荷



(場本) 狀の實結ンロメクスマ

に對し堆肥二荷、練粕一升五合、木灰三升、過燐酸石灰一升位の割合にて交互に堆積し雨の掛らぬ装置をなし充分腐熟せしむるものごす、經驗の乏しきもの、用土に多くの砂を混合し乾燥に過ぎ成績不良なるものご往々見受る事あり

◎播種 「マスクメロン」は耐寒性極めて弱きものなれば加温装置の設備なき場合は徒らに早きは却て失敗を招くを以て普通二月二十日前後に第一回の播種をなす其方法は人により多少の相違あるも前記の用土を丁寧な粉砕し小鉢に入れ其上に一粒づゝ下種し木框内に安置するものごす種子は横臥

家庭果樹園は明治三十九年より開始したるものにして其目的たる一般農業の遅々として牛歩的なるは各種原因の潜在するならんも地主の農業に對し冷淡なるは延ひて農事の發達を阻害するものなれば地主をして農業の趣味を喚起せしむる事の尤も必要にして之れが方法に付ては多趣多様に涉るべきも園藝趣味を鼓吹するは尤も捷徑なるものごし從來無意味に放棄しある宅地を利用し趣味ある様設計區劃し各種の園藝作物を植付或は温室を設置するが如く可成多趣多様ならしむるものなり

本場に於ては軟化室を利用し片屋根温室を設置したるは明治四十三年にして大正二年に至り長さ八間の両屋根式四棟を設け一室を葡萄に充て其他は花卉及蔬菜室となし年々葡萄及蔬菜類を栽培し特に「マスクメロン」の如きは其成績最も優良にして此等栽培の實際が多少業者の資料ともなり同伴ごもなり發展を助成したる事も亦決して鮮少にあらざるべし左に參考の爲め有名なる温室栽培者を示し置くべし

- 豊橋市船町 服部平之助
- 海美郡平呂吉田村 中島駒次
- 同 中島龍松
- 同 服部源助
- 東春日井郡勝川町 丹羽政美

せしむるより直立せしめたる方發芽良好なり且又小鉢を木框内の土中に埋設する時は發芽均一發育良好なり豊橋附近にありては温室内に木框を据へ醸熟物を踏込み其中に下種せる鉢を入れ置くものあり播種後は温度灌水に注意し本葉三、四枚に成長したる時定植するものにして該期節に於ては下種後本植迄大低一ヶ月を要す

◎定植 苗の定植時期に達したれば温室内植付の場所を深さ四、五寸に能く粉碎したる前記用土を入れ一尺五寸乃至二尺位の距離に植付るものとす又鉢植の場合にありては同様用土を盛り其上に定植す小鉢にある苗は臺を破損せざる様丁寧に抜き取り左手に持ち右手にて孔を掘り其中に植付るものとす本場にては本年度定植に際し孔の下に植木鉢の破片を小石大に砕きたるものを二握程入れ其上に定植したるに良好なる成績を得たり

植付に直植と鉢植と両法あるも多くは直植とす之れが両法に對する得失は鉢植にありては採收後用土を換ふるに至便なるも直植は多大の勞を要し且前者にありては發育余り盛ならざれば結果早きも果の發育

直植に比し小形なり然れども熟期早きを以て意外の利益を占むる事あり之れに反し直植は發育盛なるを以て結果及熟期遅きも果大にして鉢植にありては一個以上結實せしむる時は四百匁以上のものを得るは至難なるも直植にありては二個を結實せしむるも一個五百匁以上のものを容易に得らるゝものなり且又鉢植にありては寒害の虞ある場合は温暖なる一個所に集め其害を免がれ年三回の栽培は容易なるも直植は加温を爲すの外仕方なかるべく三回目の栽培は熟期の十月下旬又は十一月月上旬に涉り温度低きを以て成熟せざる事あり斯の如く一得一失にして是非判断を下す事は容易ならず

◎發育中の手入 結果せしむる位置は果の發育及成熟に餘程の關係を有するものにして一般當業者の研究する處なり概して下方に結果せしむる時は發育不良に又余り上部にありては結實遅く果の發育も餘り良好ならざれば、中央部乃至夫れより少しく以下を標準とする事最も適當なり

發育に從ひ各葉腋より腋枝を發生し之れに結實するものなれば結果豫定の場所以外に發生する腋芽は全

部摘除し結果せしめんとする腋芽は四、五本を残置す

「マスキメロン」は雌雄別花虫媒により結實するものなれば温室内の如き昆虫類の媒介少なき處にありては開花當時可成室内を乾燥せしめ人工媒助を行ふは最も必要なる事にて一般に之れを施行せり開花當時多量の灌水をなし其結果室内を多濕ならしめ受精の不完全より落花せしむる事は往々見受くる所なり既に受精作用を結了し充分發育を認めたる場合は四五本中最も良好なる一本（二個結實せしむる時は二本）を残し其他は除去し結果枝は果より一、二葉を残し摘心するものとす果の發育に從ひ受器を以て上部に吊り上げ置くものとす

肥料は用土に充分含有すれば余り施用せず灌水は最も必要なる條件にて毎日多量を灌水す然れども開花當時及果の成熟期に至りては其量を減ずるを常とす果は六月頃にありては落花後四、五十日七、八月頃にありては三、四十日位にて成熟す六、七月頃のもの最大一個六、七百匁七、八月に至れば室内余り乾燥に過ぎ温度高きを以て果の發育余り良好ならず

四、五百匁を最大とす

大正五年度の一般市價は左の如し

六月	一貫匁	拾圓内外
七月	同	四圓内外
八月	同	貳圓五拾錢内外
九月	同	同
十月	同	四圓内外

病害の豫防としては植付當時根邊に土塊を置き硫黄華を撒布し根邊の病害を豫防す亦摘芽摘心の個所よりは病菌の浸入被害さるゝ事多ければ硫黄華を塗洙し全葉に對しては一、二回四斗式石灰「ボルドー」液を撒布す

(二) ト マ ト

栽培の品種及「ウインタービュテ」
「ドワーフ」
「ベストオブオール」
「ゴールドサンライズ」
「ジャイアント」
「房成等にして就中成績良好なるは房成「ウインタービュテ」
「ベストオブオール」等とす

播種の時期は二月上、中旬頃にて其方法は淺き鉢又は摺鉢内に河砂を入れ其上に下種し薄く砂を覆ひ斯くしたるものを木框内に入れ二、三葉に發育したる時木框内に移植し四、五葉となりたる時再び三、四

寸の距離に移植し七、八葉に發育したる時温室内に定植するものとす、豊橋地方にありては温室内に厚さ六、七寸の醸熱物(綿屑)を入れ四、五寸の土を覆ひ其上に定植す定植後は腋芽の除去に努め一本に二房十個内外を結實せしめ摘心するを普通とす或は三月中旬頃まで温室内に栽培し然る後露地に移植し降霜の憂ある間は油障子を覆ひ所謂半促成を行ふものあり

摘心の有無程度整枝に付き種々の試験を行ひたるに無摘心のものは果の發育不良成熟遅く結果部より二三葉を残し摘心したるものを以て成績最も良好なりとす又整枝は一尺距離に一本立となしたるもの二尺距離に植へ二本「カンデラブル」となしたるもの其他各種方法中一尺植一本立を前記の如く摘心したるもの收量最も多し

收穫は早きは五月上旬にて七月上旬を最後とす一貫匁の価格は最高四、五拾錢最低貳拾錢昨年(六月十三日)參拾五錢にて例年に比し二、三割の高なり豊橋地方の最高価格は一貫匁六拾錢位に販賣せり

五、促成栽培

◎種類 栽培の種類は茄子、胡瓜、萹、冬瓜、蕃椒、越瓜、蕃茄、鶏豆、菜豆、石刀柏、山椒等にして就中最も多きは茄子にして全栽培の七、八割を占む胡瓜、鶏豆、蕃椒等之れに次ぎ其他は甚だ微々たるものなり此等各種類中品種の良好なるものを擧ぐれば左の如し

種類名	良品種	種類名	良品種
茄子	中生千成蕃	椒	伏見
胡瓜	普通節成越	瓜	桂
冬瓜	早生	菜	御厨
鶏豆	赤花變性蕃	豆	前記と同様

◎促成場の位置 其規模小なるものは宅地内を以てす、元來農家の宅地は住宅を北方に建て南面とし其前面は穀物の乾燥場其他にて相當の面積あり周圍は垣根、庭園木にて圍繞せらるゝを以て冬期は甚だ温暖なり此等乾燥場は冬期は使用せざるを以て該所に木框を設置し西、北方通風の憂ある處は藁圍となし以て保温の維持に注意せり大規模に經營せんとするに際し宅地内狹隘なる場合は附近の畑地を充て西、

北、東の三方を藁圍となし其中にて栽培するものとす然れども其大部分は宅地内を利用す

◎温床の構造 縣下を使用する促成框に二種あり普通行ふ處のものは巾四尺長さ二間前方の高さ八寸後方一尺五寸の箱に巾三尺の硝子障子四枚を戴する装置にして大規模に經營するものは長さ二、三十間となし箱の代りに煉瓦を使用するものあり他の一種は俗に半促成と稱するものにて巾九尺五寸長さ適宜にして左右長き両面は巾一尺二、三寸の腰板を圍ひ中央に高さ二尺五寸の「つかし」を建て其上に横木を渡し屋根形とし此れに巾四尺長さ五尺の油障子を覆ふものとす

此等兩種の優劣を比較するに保温力は後者の前者に及ばざる事遠く然れど後者は油障子框等總てを自作し得れば多くの資金を要さず、最も經濟的にして收利多し醸熱材料及踏込方法は木框と同一面積の穴を掘り其深さは普通框の場合は大凡一尺二寸にして大框にありては七、八寸とす何れにしても穴の底は温度の均一を計るが爲め蒲鉾形になすものとす本縣にて使用する醸熱材料は今を去る十五、六年前

にありては一般に馬糞を使用したるも尾張地方は牛馬の飼育少なく此等原料を得る事至難なれば本場にては明治三十四年より數年に涉り醸熱材料の試験をなし其結果綿屑の各種材料に比し最も良好なる事を發見し其後栽培者の全部は綿屑(方言さなした)を使用するに至り今や其消費額多大なるものなり勿論綿屑は他の材料に比し高價なるも發熱高く持續期間長く運搬踏込其他取扱に便にして醸熱後の材料は本場の分拆成績によるも多量の養分を含有し實に好個の醸熱材料たるなり、綿屑を促成に利用せざる以前は一般作物の肥料としたるも醸熱材料に使用して以來促成にて收入を得最後に肥料として使用するものなれば一舉兩得の方法たるものなり

踏込の方法は定植四、五日前に於て藁を四、五寸の長さにて切り綿屑の上に撒布し其上に水を掛け「ホーク」にて能く混合し然る後框内に入れつゝ足にて踏込み此の際床内満面均一に踏込まざれば發熱不同にして結果宜しからざるを以て一般當業者は此の作業に一層の注意を拂へり

長短等により多少の相違あるも、十一月の頃即ち播種の際なれば未だ氣温の高き爲め普通種にて僅か二十五貫乃至三十貫にて足れり又茄子の如き比較的高温を要し且定植の時などは永く温度を維持すべき必要あれば最も高温を要し六、七十貫を使用するを普通とす、而して藁の量は何れの場合も略ぼ同量を用ひ水は四、五荷にて足れり大木框にありては巾九尺五寸長さ十間のものに對し綿屑二百貫藁五十貫水二十荷位を使用す右の如く踏込たる後二、三日を経過し醸温の一定するを待ち床土を入るゝものとす

◎床土 床土は普通腐熟せる田土を取り之れを乾燥細粉したるもの六分に腐熟堆肥三分砂一分位に混合したるものを醸熟物の上に敷き以て床土となす床土の深淺は成績に多大の關係あるものにして左に本場にて施行したる試験成績を示し参考し供すべし（茄子に於て）

區別	試驗別	收量		
		總個數	總重量	個數重量
第一區	床土三寸	三〇四	一、七七	五、五五
第二區	床土五寸	三〇五	一、八六	五、七六
第三區	床土七寸	三〇二	一、四四	四、五三

作物名	播種期	第一回移植			第二回移植			第三回移植		
		日期	日期	日期	日期	日期	日期	日期	日期	日期
茄子	十一月	九月初旬	十一月下旬	十二月中旬	一月初旬	二月中旬	三月初旬	三月中旬	三月上旬	三月中旬
胡瓜	十一月	九月初旬	十一月下旬	十二月中旬	一月初旬	二月中旬	三月初旬	三月中旬	三月上旬	三月中旬
豆	十一月	九月初旬	十一月下旬	十二月中旬	一月初旬	二月中旬	三月初旬	三月中旬	三月上旬	三月中旬
菜豆	十一月	九月初旬	十一月下旬	十二月中旬	一月初旬	二月中旬	三月初旬	三月中旬	三月上旬	三月中旬
瓜	十一月	九月初旬	十一月下旬	十二月中旬	一月初旬	二月中旬	三月初旬	三月中旬	三月上旬	三月中旬

月に至り多くの結果を見るに至りたるも既に露地栽培のもの市場に出現すれば促成としての價値なきものなり三寸區は個數に於て多きも收量上品は乏しく五寸區尤も良好なりされば床土の厚さは四、五寸を以て最適とすべし

◎播種移植及定植 種子は直播するもの少なく大抵鉢に蒔き然る後床に移植するを普通とす即ち鉢は淺き素焼のもの又は摺鉢を使用し其中に細砂を入れ其上に下種す其後は澆水に注意し當時氣温低ければ温床内に鉢の儘入れ發芽揃ひたるを待ち第一回移植を行ひ後之れを二回及三回移植をなすもの及一回移植にて直ちに定植するものありて作物の種類により同一ならざれば左に各作物に付き時期を表示すべし

一木框内に定植する本數は茄子胡瓜は普通種一框に付き三十株、菜豆鵲豆二本づゝ四十株を植付るものとす植付の方法は各種共直立種を普通とするも左に本場にて本年度施行せる植付方法の試験成績を示し参考し供すべし

區別	試驗別	總個數			總重量		
		個數	重量	個數	重量	個數	重量
第一區	直立種	三〇五	二、三三	一、四六	三、七七	六、二六	
第二區	傾斜種	三〇五	二、六三	一、五三	三、九四	六、二六	
第三區	傾斜種	三〇三	二、〇六	一、二八	三、二二	六、二六	

右の成績によれば四十五度の傾斜種を以て尤も成績良好にして該方法によれば腋芽の勢力盛となり且枝梢が箱内に均一に分配され空氣及日光の透射宜敷成績可良なり次で直立種良好にして四十五度以上の角

度に植付たるものは成績尤も不良なり

◎收穫及市價 收穫の時期は栽培當時の氣候により多少の相違あるも普通茄子にありては三月中旬より初め胡瓜の一回蒔は十二月上旬二回蒔にありては三月中旬頃にして鵲豆は四月下旬より菜豆は三月中旬とす收穫は枇杷島市場其他近距離へ出荷する場合は早朝摘採するもの多く之れ生産品の外觀美なるを以て市價高價なり汽車便を以て遠方への出荷は午後採收し荷造を行ひ普通夜行便にて出荷するものとす生産品の價格は市場により多大の相違あるものにして本年度東京市場の如きは最高一個十二錢位に販賣し大坂にありては上等品八錢内外を保てり左に枇杷島市場に於ける大正五年十一月より大正六年六月に至る毎月の市價を表示すべし

種類名	單位	十一月		十二月		一月		二月		三月		四月		五月		六月	
		個	價	個	價	個	價	個	價	個	價	個	價	個	價	個	價
茄子	一個	五	五厘	一	五厘	四	五錢	四	五錢	七	八錢	五	六錢	五	六錢	二	錢
胡瓜	一個	三	四錢	七	八錢	七	八錢	六	七錢	五	六錢	四	錢	二	三錢	一	錢
菜豆	五本一把	三	錢	二	錢	二	錢	一	錢五厘	八	厘	八	厘	八	厘	一	錢
鵲豆	六把	五十	錢	七十	錢	八十	錢	五十	錢	四十	錢	三十	錢	三十	錢	三	厘
野蜀	一把	五十	錢	七十	錢	八十	錢	五十	錢	四十	錢	三十	錢	三十	錢	三	厘
蘆	一把	五十	錢	七十	錢	八十	錢	五十	錢	四十	錢	三十	錢	三十	錢	三	厘

同	同	吉田新三郎
同	同	泉庄
同	同	北川平三郎
同	同	大藪佐吉
同	同	前田定吉
同	同	杉浦益造
同	同	大佐商店
同	同	長野生果青物株式会社
同	同	高橋末藏
同	同	丸八株式会社
同	同	中野竹二郎
同	同	木村三之助
同	同	土屋與作
同	同	青物山田商會
同	同	青物商會
同	同	青物合資會社
同	同	青物合資會社
同	同	森川商店
同	同	外海商店
同	同	世森商店
同	同	青浦商會
同	同	吉野兄弟商會
同	同	大丸源吉
同	同	岡山市青物市場

一九〇

る場合は剩餘を生じ翌朝に販賣するの止むなきに至りたる事屢々なりしが其後生産額は年々増加せるにも拘らず斯の如き現象を呈する事殆んど皆無の有様となれり勿論名古屋の戸増加と一般蔬菜の需要程度の向上とに預つて力あるべきも其主なる原因は他府縣への移出と浦塩方面への輸出に俟つ事甚だ大なるものたるべし

尾張の蔬菜は從來より相當に他府縣へ移出したるも最近其額を一層増加し殊に中央線開通以來は東濃、長野、新潟の諸地方へも多額を移出するに至り殊に歐洲戰役以來商工業の勃發は阪神地方への需要一層増加し昨冬の如き生大根を輸送したる額は實に莫大なるものたるなり

浦塩方面へ輸出を開始したるは明治四十年頃よりにして其後年々數量を増加し全地への輸出は將來多々有望にして實に尾張の蔬菜と該地とは甚だ密接なる關係を有するに至れり然れども歐洲戰爭以來運賃の高騰し露價低落したれば手取至て薄く本年度の如き其額甚だ減少するに至れり然れども戰爭終結後は益々好況を呈するに至るなるべし全地方へ輸出する主

なる種類を示せば左の如し

蕃茄、葱頭、馬鈴薯、甘藍、西瓜、胡瓜、西洋胡蘿蔔、南瓜

以上の如く本縣蔬菜生産の莫大なるにも拘らず剩餘を生ぜざるは實に交通至便の賜たるなり若し交通機關にして不備なる時は、蔬菜類の如き腐敗し易きものは輸送困難を來し其結果生産過剩の止むなきに至るものなり

第二節 荷造法

一般蔬菜の荷造法左の如し

◎菜菔 間引したるものは小把となし收穫したるものは漬物用は五本を葉部にて束ね一把となし其他は其儘として何れも洗滌市場へ出荷す生大根の縣外移出は抜き取りたるものを五本を一把となし洗滌せず汽車積として輸送す

◎胡蘿蔔 大小により一定せざるも五本乃至十本を葉部にて束ね一把となし洗滌したるものを荷籠（方言しんど）に入れ其上を菰又は古袋を覆ひ其上を二ヶ所結束市場に運搬す縣外移出のものは二十把位を

一束となし菰にて包裝結束し浦塩方面へ輸出する西洋胡蘿蔔は「バナ」籠に入れ輸送す

◎午苜 細きものは十本位を一束となし太物は其儘にて何れも洗滌する事なく籠に入れ又は菰にて包裝運搬す縣外へのものは胡蘿蔔と大差なし

◎蕪菁 小蕪菁、夏蕪菁、間引のものは小把となし大なるものは其儘にて何れも洗滌市場へ運搬す

◎蓮根 堀り採りたるものは洗滌したる後調製し籠又は菰包となし市場に搬出す、縣外移出のものは荷籠に盛り上より菰類を覆ひ包裝結束し輸送す

◎馬鈴薯 堀り採りたるものを荷籠に入れて市場に搬出すれども縣外輸送は俵に入れ結束し輸送す

◎薑 收穫後洗滌調製し莖約二十本内外を一把となし葉部を藁にて束ね荷籠或は菰包となし市場に運搬す尚ほ古薑は洗滌し荷籠に入れて搬出す

◎葱頭 早春早生種の荷造法は莖付のまゝにして五本内外を一束とし販賣す晚生種は收穫後莖を除去し荷籠及び俵詰となし販出す

◎葱 收穫せしものを取り枯葉及び土塊を去り適當の大きに根元に於て束ね根を半ば切り去り菰包とな

し販出す、縣外輸出も全様五十把菰宛包となし結束輸送す

◎土當歸 太きものは一本宛にして普通品は十本を細きものは二十本を一束とし荷籠に入れて販出す縣外輸送は菰包となし結束發送す

◎高苜 收穫せるものを荷籠に入れ販出す

◎甘藍 市場販出は荷籠に入れ菰を覆ふて運搬す、尙ほ縣外移出殊に浦塩方面へ輸出するには「バナ、籠」に入れ結束輸送す

◎菘菜草 收穫せしものを適當の大きに束ね籠に入れて運搬す

◎欸冬 採收せしものを上

◎西瓜 市場販出は前者と同様畚に入れて搬出し縣外輸出殊に浦塩行には二果を南瓜の如く結び尙ほ果の下部及び中央上部には葉にて製せし棧俵（まきかご）を挟みて其儘輸出す

◎茄子 市場販出は胡瓜と同様丸形の荷籠に約百五十個宛入れ菰或は古袋等を覆ひ縣外輸出は石油箱或は俵に入れて輸送せらる

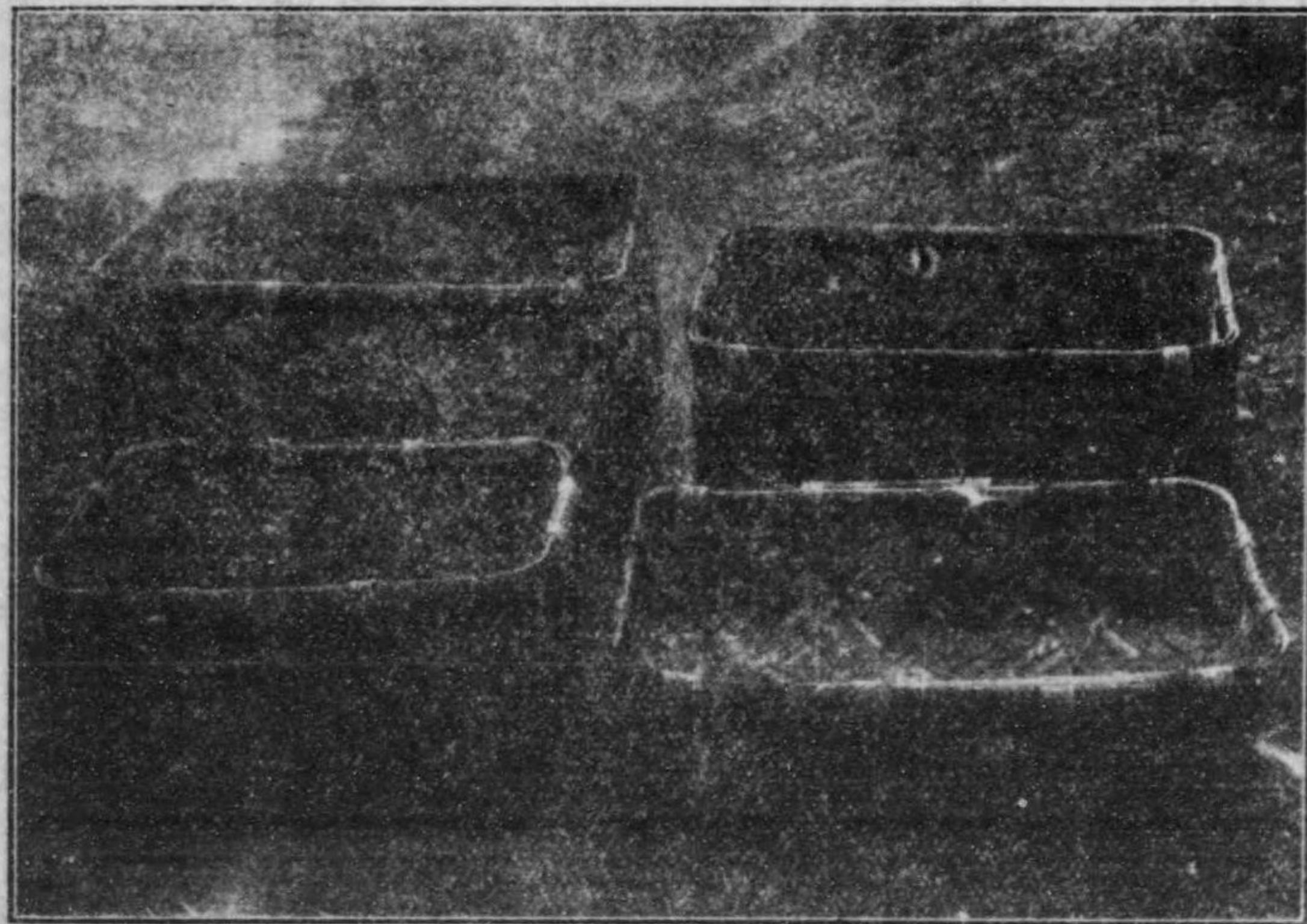
◎番茄 茄子と同様にて殊に浦塩行は未熟果を採收し石油箱に詰め結束輸送す一箱普通五貫匁内外とす

◎枝豆 收穫せしものは三分の一内外の葉を残し普通十本より十五本位宛小束に藁にて束ね荷籠に盛りて搬出す

◎鵲豆 收穫後莢のみ畚及び籠に入れて運搬す

促成品及温室品

◎茄子及胡瓜 收穫せしものを箱詰となし輸送す箱は普通蜜柑箱にして青草を敷き尙ほ最上部に青草を置きて蓋をなし繩を以て結束輸送す以上は縣外輸出にして市場販賣のものは小箱に並列せしめ搬出す、尙ほ小畚に入れて搬出するものもあり



(ごんし言方) 籠屋百八るす用使てに縣本

中、下の三段に別ち十本宛を一把とし最上部の葉部に束ね菰包或は籠に入れて販出す縣外輸送は最初は石油箱に入れ輸送すれども後には五十把宛菰包となし結束し輸送す

◎胡瓜 收穫せしものを丸形の荷籠に約百本内外を入れ市場に搬出す

◎甜瓜 採收せしものを荷籠及畚に入れて運搬す尙縣外輸送は石油箱に並列せしめ粉殻を以て填充し輸送す

◎南瓜 市場販出は收穫せしものを荷籠に入れて販出す縣外輸出は二個或は四個を積み縦に繩を十字形に施し尙ほ果と果との間を繩にて結び其儘輸送す

◎菜豆 二十莢を一束となし小畚に入れて販出す

◎山椒 嫩葉を約五百枚を里芋或は蓮芋等の青葉に包み尙ほ新聞紙にて「ボール」紙製の煙草の空箱の中に詰め結束輸送す尙ほ市場販出の節は青葉にて包み再び新聞紙にて包み搬出す

◎番椒及び鵲豆 收穫せしものを約百莢を新聞紙に包み木箱に入れ搬出せらる、尙ほ市場販出には小籠或は小畚に入れて搬出す

◎マスクメロン 木箱に詰めて發送するものにて先づ薄き紙にて顆を包み箱内に粉殻を敷き其上に並列せしめ尙ほ粉殻を入れ其上に顆を並列せしむる等順次に行ひ蓋をなし繩にて結束輸送す

第三節 移出及輸出

本縣園藝生産品中果實の如きは年々多額の移入を見らるも蔬菜類にありては一、二特別のものを除くの外は移入皆無にして移輸出の量甚だ多し左に大正五年五月より大正六年四月に至る滿一ヶ年間の縣外移輸出の狀況を示すべし

(一) 普通蔬菜縣外移出

移出地名	批杷島	橋名古屋	大府	津	島	宮佐	屋大	高	日比野	合計
岐	10,650	2,700	3,500	2,700	2,600	3,500	3,500	2,000	1,500	10,000
長	7,800	7,400	1,700	2,700	2,700	3,500	3,500	2,000	1,500	10,000
兵	3,700	7,400	1,700	2,700	2,700	3,500	3,500	2,000	1,500	10,000
大	3,700	7,400	1,700	2,700	2,700	3,500	3,500	2,000	1,500	10,000
福	5,000	5,900	2,200	4,700	4,700	5,800	5,800	3,000	2,000	10,000
三	3,100	2,200	2,200	4,700	4,700	5,800	5,800	3,000	2,000	10,000
靜	2,700	2,200	2,200	4,700	4,700	5,800	5,800	3,000	2,000	10,000
滋	1,200	2,200	2,200	4,700	4,700	5,800	5,800	3,000	2,000	10,000
京	2,600	2,200	2,200	4,700	4,700	5,800	5,800	3,000	2,000	10,000
石	2,000	2,200	2,200	4,700	4,700	5,800	5,800	3,000	2,000	10,000
新	1,800	2,200	2,200	4,700	4,700	5,800	5,800	3,000	2,000	10,000
廣	1,800	2,200	2,200	4,700	4,700	5,800	5,800	3,000	2,000	10,000
山	1,800	2,200	2,200	4,700	4,700	5,800	5,800	3,000	2,000	10,000
和	1,800	2,200	2,200	4,700	4,700	5,800	5,800	3,000	2,000	10,000
奈	1,800	2,200	2,200	4,700	4,700	5,800	5,800	3,000	2,000	10,000
山	1,800	2,200	2,200	4,700	4,700	5,800	5,800	3,000	2,000	10,000
廣	1,800	2,200	2,200	4,700	4,700	5,800	5,800	3,000	2,000	10,000
山	1,800	2,200	2,200	4,700	4,700	5,800	5,800	3,000	2,000	10,000
和	1,800	2,200	2,200	4,700	4,700	5,800	5,800	3,000	2,000	10,000
山	1,800	2,200	2,200	4,700	4,700	5,800	5,800	3,000	2,000	10,000
神	1,800	2,200	2,200	4,700	4,700	5,800	5,800	3,000	2,000	10,000
東	1,800	2,200	2,200	4,700	4,700	5,800	5,800	3,000	2,000	10,000
福	1,800	2,200	2,200	4,700	4,700	5,800	5,800	3,000	2,000	10,000
合計	3,900	3,400	3,400	10,000	10,000	12,000	12,000	6,000	4,000	40,000

移出地名	批杷島	橋名古屋	大府	津	島	宮佐	屋大	高	日比野	合計
群	3,200	2,200	2,200	4,700	4,700	5,800	5,800	3,000	2,000	10,000
秋	2,200	2,200	2,200	4,700	4,700	5,800	5,800	3,000	2,000	10,000
北	2,200	2,200	2,200	4,700	4,700	5,800	5,800	3,000	2,000	10,000
青	2,200	2,200	2,200	4,700	4,700	5,800	5,800	3,000	2,000	10,000
宮	2,200	2,200	2,200	4,700	4,700	5,800	5,800	3,000	2,000	10,000
熊	2,200	2,200	2,200	4,700	4,700	5,800	5,800	3,000	2,000	10,000
山	2,200	2,200	2,200	4,700	4,700	5,800	5,800	3,000	2,000	10,000
德	2,200	2,200	2,200	4,700	4,700	5,800	5,800	3,000	2,000	10,000
山	2,200	2,200	2,200	4,700	4,700	5,800	5,800	3,000	2,000	10,000
栃	2,200	2,200	2,200	4,700	4,700	5,800	5,800	3,000	2,000	10,000
長	2,200	2,200	2,200	4,700	4,700	5,800	5,800	3,000	2,000	10,000
島	2,200	2,200	2,200	4,700	4,700	5,800	5,800	3,000	2,000	10,000
巖	2,200	2,200	2,200	4,700	4,700	5,800	5,800	3,000	2,000	10,000
崎	2,200	2,200	2,200	4,700	4,700	5,800	5,800	3,000	2,000	10,000
手	2,200	2,200	2,200	4,700	4,700	5,800	5,800	3,000	2,000	10,000
玉	2,200	2,200	2,200	4,700	4,700	5,800	5,800	3,000	2,000	10,000
其	2,200	2,200	2,200	4,700	4,700	5,800	5,800	3,000	2,000	10,000
合計	2,200	2,200	2,200	4,700	4,700	5,800	5,800	3,000	2,000	10,000

(二) 普通蔬菜海外輸出

移出地名	批杷島	橋名古屋	大府	津	島	宮佐	屋大	高	日比野	合計
敦	4,700	1,500	1,500	4,700	4,700	5,800	5,800	3,000	2,000	10,000
朝	4,700	1,500	1,500	4,700	4,700	5,800	5,800	3,000	2,000	10,000
奉	4,700	1,500	1,500	4,700	4,700	5,800	5,800	3,000	2,000	10,000
合計	4,700	1,500	1,500	4,700	4,700	5,800	5,800	3,000	2,000	10,000

備考 敦賀縣行は全部浦城行とす

右移出縣は縣下に於ける蔬菜移出の重要縣にして其他の各縣よりも多少の移出を行ふは勿論なるも其額甚だ微々たるものなるべし移出府縣は全國の大部分を網羅し其總噸數一萬二千七百〇九噸の多額に昇れり

海外へ輸出する驛は前記各驛の外殆んど皆無にして輸出噸數從來に比し甚だ少なきは前述したる如く歐洲戰亂に關係したるものにして戰爭終了後に至りては益々好況を呈するに至るべし

◎枇杷島驛 (三) 促成蔬菜縣外移出

移出驛名	年正月	年二月	年三月	年四月	年五月	合計
東	100	150	200	250	300	1000
三	120	180	220	280	320	1120
大	150	200	250	300	350	1350
京	180	220	280	320	380	1580
重	200	250	300	350	400	1700
阪	220	280	320	380	420	1820
都	250	300	350	400	450	2050
早	280	320	380	420	480	2260
新	300	350	400	450	500	2400
静	320	380	420	480	520	2520
富	350	400	450	500	550	2750
奈	380	420	480	520	580	2960
廣	400	450	500	550	600	3100
岡	420	480	520	580	620	3240
石	450	500	550	600	650	3450
兵	480	520	580	620	680	3660
福	500	550	600	650	700	3800
香	520	580	620	680	720	3940
合	550	600	650	700	750	4150

◎大高驛

移出驛名	年正月	年二月	年三月	年四月	年五月	合計
福	100	150	200	250	300	1000
山	120	180	220	280	320	1120
神	150	200	250	300	350	1350
和	180	220	280	320	380	1580
大	200	250	300	350	400	1700
和	220	280	320	380	420	1820
大	250	300	350	400	450	2050
和	280	320	380	420	480	2260
山	300	350	400	450	500	2400
神	320	380	420	480	520	2520
和	350	400	450	500	550	2750
大	380	420	480	520	580	2960
和	400	450	500	550	600	3100
大	420	480	520	580	620	3240
和	450	500	550	600	650	3450
山	480	520	580	620	680	3660
神	500	550	600	650	700	3800
和	520	580	620	680	720	3940
大	550	600	650	700	750	4150
合	580	620	680	720	780	4360

◎豊橋驛 八千二百八十二斤

累計 五萬一千六百八十五斤

移出驛名	年正月	年二月	年三月	年四月	年五月	合計
東	100	150	200	250	300	1000
神	120	180	220	280	320	1120
兵	150	200	250	300	350	1350
石	180	220	280	320	380	1580
京	200	250	300	350	400	1700
三	220	280	320	380	420	1820
福	250	300	350	400	450	2050
香	280	320	380	420	480	2260
合	300	350	400	450	500	2400

促成蔬菜の移出驛は前記枇杷島大高豊橋の三驛にして其他は絶無と云ふも可なり

第六章 蔬菜類苗の養成法

苗床は其構造及用途の如何によりて之れを冷床と温床の二となし冷床は普通天然の陽熱に依頼して苗を養成するものにして温床は更に人工熱を加へて早時より苗を養成するに用ふるものなり殊に夏作蔬菜の苗養成を主として行はるゝ縣下に於ても今を去る二十五年前に於ては春暖を催したる三月頃暖所を撰び茄子胡瓜を下種し蒔或は蒔簀を覆ひて育苗し居たり

しも促成栽培の盛なると共に早春珍らしき野菜物は甚だ高價にして且賣行良好なるの結果従て露地栽培に於ても一日も早く收穫せん事を望む爲め在來の冷床育苗を改良し温床を設け養成するに至れり現今尤も盛なる地方は左の如し

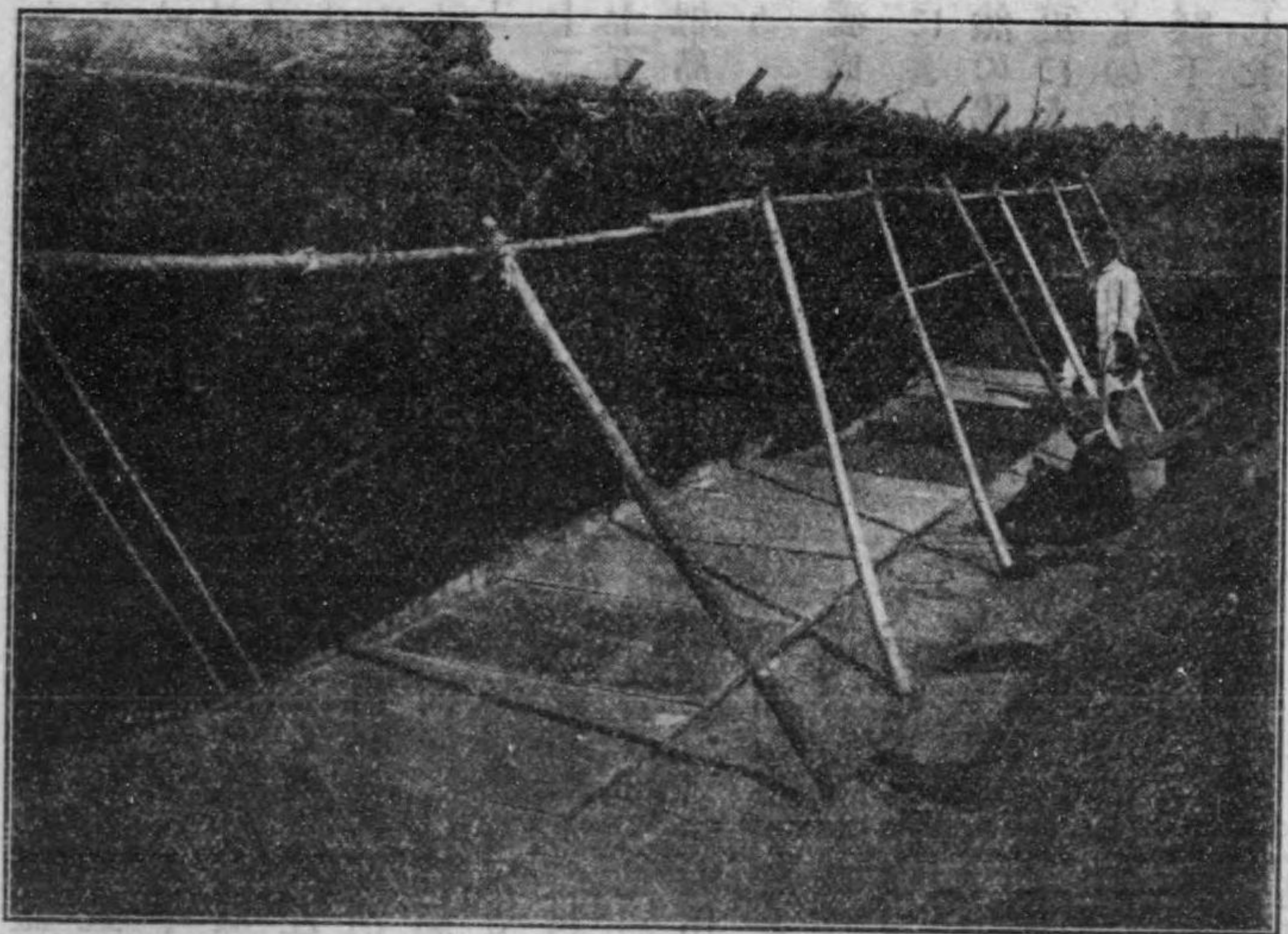
- 西春日井郡清洲町大字清洲
 - 同 郡新川町大字寺野
 - 海部郡甚目寺村字萱津、小路
 - 愛知郡常盤村
 - 碧海郡明治村大字米津
 - 同 郡大作町大字河野
 - 額田郡岩津村大字大門
- 就中育苗を營業となすは萱津、小路、米津、河野、大門等にして多きは十萬本以上を養成し四百圓以上の收入を擧ぐるものあり
- 以下各地に於ける育苗方法を述べし
- 第一節 西春日井郡及海部郡地方の方法
- 一、位 置
- 位置は多く宅地内にして西及北方には家屋或は生垣

等の風除を有するか若し此等の保護物なき場所には特に藁圍を一丈以上に設け南面の温暖なる排水良好の場所を選び設置す

二、構 造

苗床は底設温床にして下圖の如く永久的の設置ならずして下種前に造り苗植出後除去する簡單なるものなり

一、覆 蓋
雨雪の直接床に入らざると風除けを目的に設くるものにして一方光線の反射の爲めに床温の補給にも効あり
左圖中(イ)の如く先づ床の後方即ち(ハ)部に二尺



床苗るけ於に近附洲清郡井日春西及寺目基郡部海

の高さに杭を立て横竹を渡し此れに藁を束のまゝ結び付く而して其の最上部に一丈二尺位の杉丸太を四尺毎に結び付く此れ即ち(イ)材料なり而して此れに六段位の横竹を入れ、拵を下段より順次に横竹に結び付くるものとす

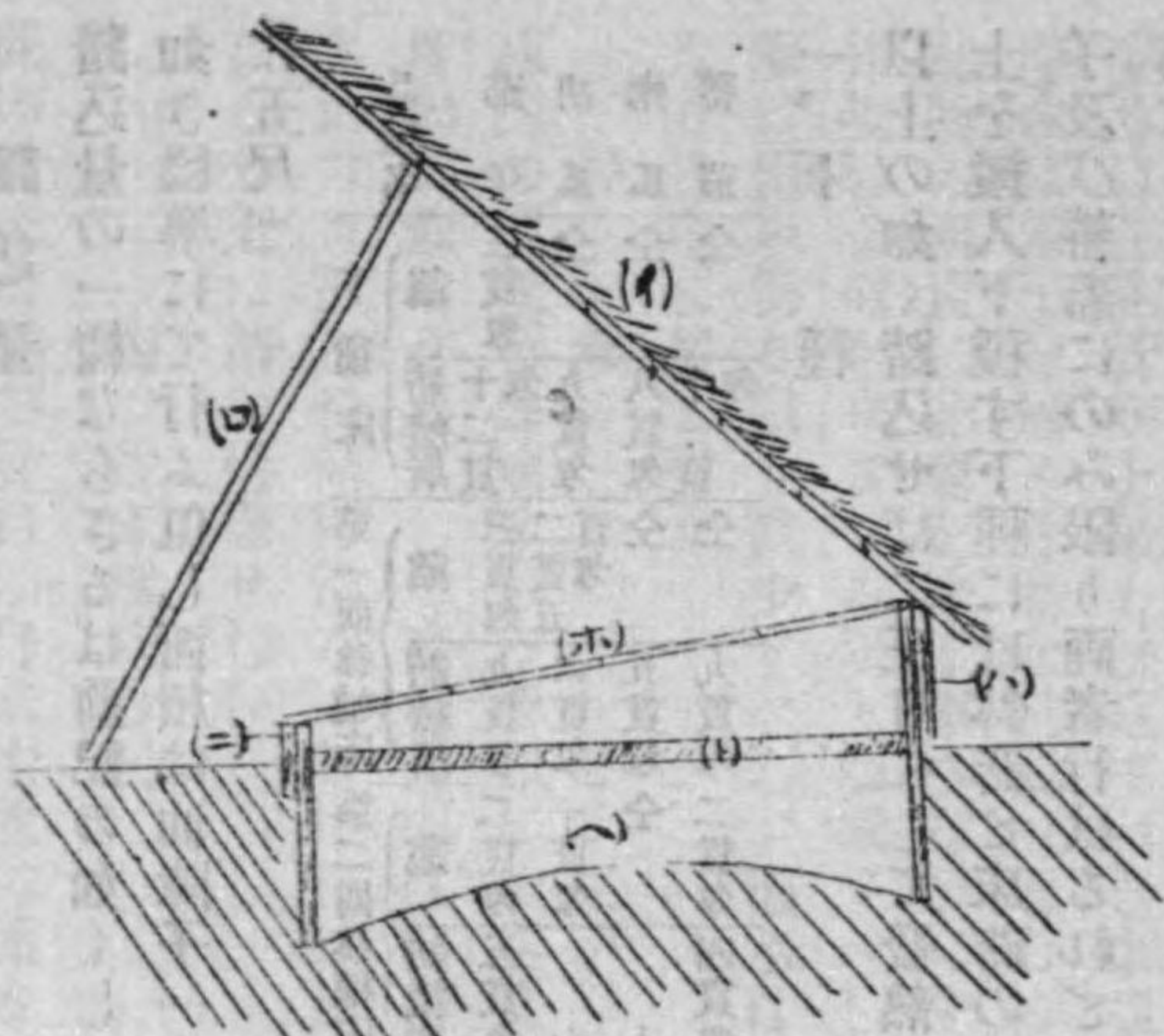
一、支 柱

以上の如くにして覆蓋出來上りたれば上部より一尺内外の處即ち六段目の横竹に圖中(ロ)の支柱を結び付く支柱は長さ九尺の末口二寸の丈夫なる杉材を一問毎に使用し覆は天候風力の如何によりて上下し得る様に設くるものとす

一、床の圍繞

温床の温熱發散を防ぎ且つ幼苗保護を行ふ爲めに必要な

ものにして當地方に於ては前記覆蓋の後方二尺の高さのもの即ち圖中(ハ)部の内面に厚さ二寸位に土を以て壁付となし二三寸下より又二寸位の厚さに壁付



- (イ) 覆 蓋
- (ロ) 支 柱
- (ハ) 床の後壁
- (ニ) 床の前壁
- (ホ) 油障子
- (ヘ) 醸熱材料
- (ト) 床 土

を行ふ之の部即ち障子との接着面なり斯くして後方終らば前壁(ニ)部も同様に四寸位の高さに三寸位の厚さに壁土を塗り尙ほ兩壁も同様とな

す
以上は土壁の場合なれども木框を應用するも可なり該框の幅は使用する油障子の大きさによりて一定ならざれども普通は五尺なりとす

一、油障子

普通使用するものは四尺幅に長さ五尺のものにして四圍は一寸の角材を使用し中央にも同太の材二本を入れ縦には一寸幅の割竹を入れて造作す此れに使用する紙は通稱「キズキ」なるものを用ひ大凡四枚の紙を以て一本の障子を張り得るものとす、塗布する油は菜種油にして障子一本に付き五勺内外を使用す

一、醸熱材料

以前は甚だ簡單にして唯夜間激度の冷却を防ぐ爲め底部に藁を並ぶるに過ぎざりしが近來大に發達し紡績層に藁を混じ適當の濕氣を與へて踏込を行ふ、踏込の分量は温床の大小、踏込の時期、作物の種類によりて一様ならず

一、被 覆 物

前記の如く覆蓋ある故に直接雨に當る事なきを以て

たゞ夜間の保温目的のみならず普通二重位なりとす

三、管理

一、踏込量

踏込量の一様ならざるは前記の如くして普通次表の如き標準にて行ふ但し面積は油障子一本とす(四尺に五尺)

品種名	下種床			第一回移植床			第二回移植床			第三回移植床		
	面積	厚さ	踏込量	面積	厚さ	踏込量	面積	厚さ	踏込量	面積	厚さ	踏込量
茄子	三貫	二寸	九貫	三貫	二寸	九貫	三貫	二寸	九貫	三貫	二寸	九貫
胡瓜	三貫	二寸	九貫	三貫	二寸	九貫	三貫	二寸	九貫	三貫	二寸	九貫
南瓜	三貫	二寸	九貫	三貫	二寸	九貫	三貫	二寸	九貫	三貫	二寸	九貫
蕃茄	三貫	二寸	九貫	三貫	二寸	九貫	三貫	二寸	九貫	三貫	二寸	九貫

一、下種

以上の如く踏込せば二三日にして發熱するを以て床土を搬入下種す下種には鉢蒔と床蒔の二種ありて茄子及び蕃茄にのみ限り両者行はるれど普通多くは床蒔なりとす

一、床土

床土は甚だ注意を拂ひ稻收穫後田土を掘り上げ置き充分乾燥せしめ尙ほ夏期中に準備し置きたる堆肥を

混合し草木灰を病害の豫防兼て加里分補給の爲め多量に混ぜしものを使用す

床土の配合は各作物によりて一定ならざるを以て下種表と共に表記せば次の如し

品種名	下種月日	床土の配合		下種の厚さ	下種の方	発芽の日の数	備考
		田土	堆肥				
茄子	二月一日	五	五	一寸五分	撒	十日	鉢蒔の場合には十二日を要す
胡瓜	三月十五日	四	六	一寸五分	撒	五日	
南瓜	二月廿日	四	六	一寸五分	撒	五日	
蕃茄	二月十日	五	五	一寸五分	撒	七日	鉢蒔の場合には八日を要す

一、移植

移植は最も必要な作業にして幼苗生長して互に相密接し徒長するを防ぎ苗を強健ならしむる等の効を有す、然れども植傷する事あれども注意し移植前には最も多量の水を灌注し置き鏝にて切出し根元の土を落さざる様に丁寧に行へば植傷みを起す事なし但し温暖にして静かなる日に行ふ事肝要なり

次に移植時期及び其寸方を表記せん

品種名	第一回移植		第二回移植		第三回移植	
	月日	寸法	月日	寸法	月日	寸法
茄子	二月廿日	一寸五分	三月廿日	一寸五分	四月十日	一寸五分

費用を列記せば次の如し

種目	總量	單價	金額	保存年限	一年の費用
杭(長二尺)	十三本	二	二十六	五年	五
太長二間	十三本	七	九十一	五年	五
覆蓋の杉丸	九本	七	六十三	六年	十
竹(長三間)	三十本	六	一百八十	四年	四十八
繩	五十貫	二	一百	一年	五
油障子	二貫	十五	三十	一年	三
紙	四十八枚	二	九十六	一年	十
菜種油	六合	七	四十二	一年	五
覆蓋	十五枚	十二	一百八十	二年	九十
合計			三百九十九		七

即ち一本の障子に付き三十三錢強に當り一坪の面積には五十六錢六厘強を要す

第二節 碧海郡米津村及矢作町の方法

三河部地方に於ては主に茄子にして其の起原は甚だ古きも今日の如き温床を利用するに至りしは今を去る十五六年前なるべし

現今盛なるは碧海郡明治村大字米津、同郡矢作町大字河野、額田郡岩津村大字大門等にして就中最も盛

品種名	月日	寸法	面積
胡瓜	三月五日	二寸平方	四月一日
南瓜	三月十五日	三寸平方	四月五日
蕃茄	三月一日	一寸五分	三月廿五日

品種名	月日	寸法	面積
胡瓜	三月五日	二寸平方	四月一日
南瓜	三月十五日	三寸平方	四月五日
蕃茄	三月一日	一寸五分	三月廿五日

一、換氣

灌水は温床管理上最も注意すべき事項にして過度の灌水は表土を固め作物を徒長せしむる害あり、尙釀熱物の温度に影響を來す事少なからず、故に灌水は作物の蒸凋を來さざる限り節減すべし、殊に降雨の際は出來得る限り減少すべし、灌水は主として快晴なる日中に於て行ふ

一、換氣

床内の濕氣を排除せしめ新鮮なる空氣を入れ尙ほ温度の調節に必要にして高温多濕は幼苗の徒長を來すものなり故に快晴静温なる日中には出來得る限り開放し外氣に苗を曝露せしむ

四、苗床構造費用

此の苗床は其の材料の自家生産に係るもの多く其の構造にも各自の勞力を用ふるを以て比較的廉價なるものなり

今八間の長さにして幅五尺なる苗床即ち七坪のもの

大なるは米津にして明治三十年より明治四十年に至る拾ヶ年間平均育苗家戸数は二百戸にして其の産額參千餘圓を計上せしが近時他地方にも同業行はるゝと養蠶業の發達の爲め減少せしと雖も尙ほ百戸餘の戸數を有し其産額貳千圓に及ぶと云ふ尙ほ同郡矢作町大字河野に於ては明治二十五年には其栽培面積八畝歩内外にして苗數四萬本販賣高約五拾圓なりしかど越へて三十五年には一躍して栽培面積二反六畝餘歩に達し其の販賣高百五拾圓以上大正三年には十八萬本以上の苗數と四百八拾餘圓の販賣高にして宅地を利用して反別二反歩其他一反歩にして現今に於ては栽培反別三反七畝歩苗數二十一萬本餘五百圓内外の販賣高に昇れり以下同地方の栽培方法を記すべし

一、苗床の位置

普通多くは宅地内の空地利用にして家屋其他天然防風の設置を有する場所にして此れなき場合には生垣或は藪園をなす事尾張部に於て行ふが如し

二、苗床の構造

油障子温床にして幅五尺乃至七尺周圍は壁にて作り

前方稍低き框とす、床は一尺五寸位掘り下げ醸熟材料の踏込を行ふ

醸熟材料は、米糠、塵芥、藁、落葉等にして用量の如きは一定せざれども普通一尺五寸位に踏込下種するものとす

床土は皆田土にして良く風化せしめ一分乃至二分の割合に河砂を加へ温床内搬入後一坪に付き練粕百匁木灰百匁を混合せしむ

三、管理

播種の時期は二月上旬の頃にして醸熟材料踏込後温度一定せし後晴天の日を撰み床面を平坦となし稀薄人尿を注ぎ乾くを待ちて一寸五分位に條播とし播種量は一坪に付き五勺播種後は河砂を薄く覆ひ灌水をなし油障子を覆ふものとす

播種後晴天の日には一回位宛灌水す而して發芽後は出来得る限り障子を除去し表土を乾燥せしめては灌水す、尙ほ移植後は稀薄人糞尿を水に代へて施用す間引は播種後二十日内外に至れば發芽し其後二三日にして第一回の間引を行ひ尙ほ本葉二枚の節第二回

の間引を行ふ

移植は同地方に於ては面積に比較して苗數多きを以て充分何回か移植困難なると勢力少きことにより只一回行ふのみなり然れども一回も移植せず育苗するものも少なからず、移植は普通本葉四枚の頃二寸平方に行ひ播種一坪のものを約五坪とし一坪約九百本を植付るものとす

四、販賣

販路は主に三河部にして額田、幡豆、碧海、東西加茂にして遠きは静岡縣、長野縣迄輸送す販賣の方法は何れも行商にて主として縁日等に引出し販賣するを普通とす

第三節 額田郡岩津村大字大門の方法

當地に於ける茄子苗栽培の乱觴は明治三十三年近隣碧海郡矢作町大字河野にて早期に茄子苗を育成し收益を挙げつゝあるを見酒井梅吉氏卒先し之れが育苗に従事せるを始めとし爾來其郷黨之れに倣ひ育苗に従事するもの續出し現今にては苗床面積三反歩以上になり東三地方及岐阜縣に販賣するに至れり

一、栽培の種類

大正二年前は佐土原、千成種等を主とせしが全年本場より橋田茄子の配付を受け之れを育苗せしに其畝果は市場の嗜好に迎合し従て栽培者方面にても此種の需用増加するに至り今日にありては殆ど橋田茄子のみなり

二、苗床の構成

寒風を遮り陽光の投射する温暖なる場所にて多く宅地を利用し幅八尺長さ適宜の両屋根にて其南北の腰を共に一寸五分の高さとし中央に一尺の高さに棟木を架し側面及腰は木板を以て構成し油障子を架す

三、床土

苗床とすべき土地を卜し先づ深さ二寸位に耕鋤し豫め乾燥せしめたる田土を一坪に對し二荷を混じ之れに肥料として練粕を五坪に付き四百匁藁灰を田土一荷に付き糞一杯及米糠を田土一荷に付き三斗の割合に施し能く混交し米糠腐敗し既に醱酵熱を生ぜざるに至り全土を篩過し均平ならしめ稀薄人尿を撒注

し下種す

四、下種

下種期は立春後十日前後にして種子は豫め催芽したるものを用ふ其催芽の方法は二晝夜浸水したるものを俵に揚げ水を除く木綿袋に入れ細砂中に埋置すること十四五日にて稍發芽し始めたものとす
下種法は撒播にして一坪八勺位の割に下種し糞灰七分川砂三分に以て調製せるものを種子の見へざる程度にて覆土し更に細砂を極めて薄き様蒔き下種當日は必ず灌水することなく其翌日に至り少量の灌水をなし前記の框を設定油障子を架し發芽を待つ

五、框引及移植

下種してより十二三日を経ば發芽揃ひとなり眞葉の將に生せんとする頃より眞葉三枚生する頃迄に三回間引を行ひ株間六七分を保たしむ而して三月中下旬に至り眞葉四葉を開展したる頃温暖なる園圃に幅四尺の花壇を作り罌、粕及糞灰等を施し能く混交均平ならしめ之れに株間三寸の距離に移植をなし灌水し高さ一尺位の棚を作り夜間は之れに竹又は桑を編め

る簀を架し嚴寒時にありては尙其上に罌、粕の空俵又は菰を以て被覆し防寒の備へとなす

六、其の他の管理

灌水は常に控目にして床面の白く乾くに至り稍多量に施し下種床に於ける障子の開閉は概して日中は少しく障子を開くに止め晴天無風の温暖なる日には全部開放し床の特に乾燥せる時は灌水をなし午後に至り閉鎖し空俵の類を以て被覆す

園圃に於ける苗の管理としては灌水及被覆物の除去及被覆にして其日に於ける寒暖其他により適宜の處置をなすと雖も夜間降雨の場合は被覆物の濡ん爲め爾後數日間乾燥する迄作業の困難なるを保存年限を短縮するの不利あるより必ず之れを除去し雨の當らざる場所に入るものとす

已にして八十八夜頃に至れば成苗となるを以て適宜販出す

七、販路

近隣を始めとし碧海、西加茂、東加茂、豊橋地方及岐阜縣等に販出するも縁日其他に鬻出する地方植本

商人の手にて販賣する量亦尠からず

第七章 蔬菜生産額及主産地 (大正四年度)

一、宮重大根

郡市名	作付反別	生産額	主なる栽培地
愛知	一五、七	三九、七五	御器所、荒子、八幡、笠寺、中村、千種、各町村
東春日井	一〇、一〇	一〇、〇〇〇	郡内一圓に栽培するも特に有名なる産地なし
西春日井	一八、一〇	一、七三、八〇〇	宮重大根の本場は春日村宇宮重にして其他西春日、清洲、新川等其名高し
丹羽	四七、〇〇	四、五〇、〇〇〇	西成、布袋、大口、古知野、扶桑、犬山等尤も盛なり
東春日井	七五、六二	七五、一〇〇	郡内一圓に栽培するも特に有名の産地なし
中島	一、〇〇〇、〇〇	三、四九、四〇〇	郡内一圓に栽培するも稲澤、大和、大里、萩原尤も盛なり
海部	二、〇〇	九、六、三〇〇	富田、神守、尤も盛に其他郡内一圓に栽培す
知多	一〇、一五	一、〇〇、〇〇〇	大府町其他郡内一圓に多少栽培す
尾張計	一、九八、九	三、五九、四三	
碧海	二、六、四	一、八五、〇〇〇	新川、明治、高濱尤も盛にして郡内多少栽培せざる處なし
幡豆	一〇、五〇	九三、五〇〇	福地村
額田	一〇、〇〇	四八、〇〇〇	岡崎町、美合村
西加茂	二五、八二	一、五七、〇〇〇	郡内一圓に栽培するも名ある所なし
東加茂	六、九	一三、九三	同
北設楽	二七、九	三三、八五	同
南設楽	三六、二	四三、二五	同

二、方領大根

郡市名	作付反別	生産額	主なる栽培地
愛知	三三、六	二九、二五〇	荒子、笠寺、中村、呼続、八幡、御器所最も盛なり
東春日井	三三、一〇	一五、二〇〇	郡内多少栽培するも重なる栽培地なし
西春日井	二六、三	四四、九〇〇	西枇杷島、新川の両町尤も盛なり
丹羽	二五、三	二三、四〇〇	西成、布袋、扶桑等にして其他には余り栽培せず
中島	一	一	
海部	五、四	一、三三、六六	方領の原産地は基目寺村字方領にして其他美和及大治村にても澤山栽培す
知多	三三、三	一、四、一〇〇	上野村地方にて多少栽培するのみ
尾張計	一〇、四	二、四六、八六	
碧海	一六、〇〇	三、一、〇〇〇	新川、明治、高濱地方にて多少栽培するに過ぎず
幡豆	五、〇〇	八五、〇〇〇	郡内自家用に多少栽培するも福地村に稍多し
額田	三、三	六、〇〇〇	岡崎町附近にて多少栽培するのみ
西加茂	八、八	一、〇〇〇	無

東加茂	一三、二	五、三三	無
北設樂	九、三	四、八五	無
南設樂	—	—	無
寶飯	五、〇	五、二〇〇	〔豊川、下地、牛久保、一宮等に多少栽培するも名ある處なし〕
八名	三、六	三、五〇〇	〔郡内多少栽培するに過ぎず〕
豊橋	九、〇〇	三、八〇〇	無
三河計	二四、三	七、〇〇〇	市外一圓に多少栽培す
全管合計	四四、六	一、九四、五〇〇	—

三、御器所大根

郡市名	作付反別	生産額	主なる栽培地
愛知	五、三、五	五、三、五	御器所村は同大根の本場にして其他呼称、千種等盛に栽培す
東春日井	一、六、〇	一、六、〇〇	〔郡内一圓に栽培するも名ある個所なし〕
西春日井	—	—	〔庄内村地方にて多少栽培するに過ぎず〕
丹羽	—	—	無
中島	—	—	無
海部	—	—	無
知多	—	—	無
尾張計	一、〇、二、五	一、三、三、〇〇	横須賀、成岩等に多少栽培す
碧海	六、〇	六、〇〇〇	郡内一圓に多少栽培す
幡豆	一〇、五、〇	八、四、〇〇〇	横須賀附近に多少栽培す
額田	—	—	無

四、春福大根

郡市名	作付反別	生産額	主なる栽培地
愛知	四、六、五	三、〇〇〇	荒子、八幡、笠寺等に多少栽培す
東春日井	—	—	無
西春日井	—	—	無
丹羽	—	—	無
中島	—	—	無
海部	—	—	無
知多	—	—	無
尾張計	—	—	無
碧海	—	—	無
幡豆	—	—	無

額田	—	—	無
西加茂	—	—	無
東加茂	—	—	無
北設樂	—	—	無
南設樂	—	—	無
寶飯	—	—	無
八名	—	—	無
豊橋	—	—	無
三河計	—	—	無
全管合計	—	—	無

五、胡蘿蔔

郡市名	作付反別	生産額	主なる栽培地
愛知	三、三、五	一、四、六、〇〇	〔郡内一圓に多少栽培するも名ある産地なし〕
東春日井	三、一、三	一、八、〇〇〇	同
西春日井	—	—	同
丹羽	—	—	同
中島	—	—	同
海部	—	—	同
知多	—	—	同
尾張計	—	—	同

六、午蒔

郡市名	作付反別	生産額	主なる栽培地
愛知	三、六、一	三、五、〇〇	〔御器所、中村、荒子地方にて多少栽培す〕
東春日井	—	—	〔郡内一圓に多少栽培す〕
西春日井	—	—	〔郡内一圓に多少栽培す〕
丹羽	—	—	〔郡内一圓に多少栽培す〕
中島	—	—	〔郡内一圓に多少栽培す〕
海部	—	—	〔郡内一圓に多少栽培す〕
尾張計	—	—	〔郡内一圓に多少栽培す〕

郡市名	尾張計	生産額	栽培地
知多	一六、二六	五、八五〇	郡内一圓に多少栽培するに過ぎず
尾張計	二四、三三	一、〇三、七四〇	
碧海	三〇、三〇	三、八〇〇	矢作、六美、旭等に栽培す
幡豆	四、六〇	一、八、五〇	三和村最も盛にして其他郡一圓に栽培す
額田	一九、五一	一、七〇〇	美合地方に栽培し其他は至て少し
四加茂	六、六	一、七〇〇	郡内一圓に自家用として多少栽培す
東加茂	一〇、五一	三、七五	同
北設楽	三、四	三〇、二四	同
南設楽	四、〇	一、四、五八	千郷村最も盛なり
寶飯	三、七	七、四〇	豊川、一宮の両所最も盛なり
八名	二、四	七、二〇〇	郡内一圓に栽培するも特に名ある産地なし
八名	二、〇	四、二	郡内一圓に栽培するも賀茂村地方盛なり
三河計	一、八、〇	二、七〇	栽培甚だ少なし
全管合計	四、五、元	一、六、八、四	

七、蕪菁

郡市名	尾張計	生産額	栽培地
中島	元、空	二、〇、四三	郡内一圓に多少栽培せざる處なし
海部	三、三	二、九四九	津島、甚目寺、大治等に多く特
知多	二、六	四、七〇〇	郡内一圓に多少栽培す
尾張計	三〇、六〇	一、二、〇、七	
碧海	八、三〇	七、四三〇	郡内一圓に多少栽培す
幡豆	一九、二〇	九、五〇〇	横須賀地方尤も多し
額田	五、九	五、三〇〇	岩津地方最も盛にして其他は少
四加茂	五、八	六、七〇〇	郡内一圓に多少栽培す
東加茂	八、七	二、三、五	同
北設楽	三、七	八、二五	同
南設楽	一、天	二〇、二四	同
寶飯	一、〇	四、二五	一宮、八幡、豊川町尤も多し
八名	七、八	二、五、四	郡内一圓に多少栽培す
八名	〇、〇	三、七五	栽培甚だ少なし
三河計	一、八、五	九、二四	同
全管合計	二、六、〇、五	一、四、六、七五	

八、蓮根

郡市名	尾張計	生産額	栽培地
丹羽	一、五〇	六、〇〇〇	扶桑村にて少しく栽培す
中島	六、四	二、九四〇	宮田、浅井、葉栗、木曾川
海部	七、六	五、四八	八開、彌富最も盛なり
知多	三、五	一、四〇〇	無
尾張計	二七、六	六、六、五	
碧海	三、〇〇	四、五〇〇	櫻井、矢作、知立にて多少栽培す
幡豆	〇、〇	一、〇〇〇	無
額田	一、三	一、〇〇〇	無
西加茂	〇、六	一、五〇	石野村にて栽培す
東加茂	二、七	四、〇〇〇	旭村にて少しく栽培す
北設楽	二、三	六、九〇〇	稻橋、武節、富山等
南設楽	一、一	一、〇〇〇	無
寶飯	一、一	一、四、四	郡内一圓に栽培す
八名	一、一	一、〇〇〇	無
八名	一、一	一、〇〇〇	市内一圓に栽培す
三河計	一、九、八	一、八〇、四〇〇	
全管合計	一、四、九、〇、五	二、五、八、六、五	

九、薯蕷

郡市名	尾張計	生産額	栽培地
丹羽	一、五〇	六、〇〇〇	扶桑村にて少しく栽培す
中島	六、四	二、九四〇	宮田、浅井、葉栗、木曾川
海部	七、六	五、四八	八開、彌富最も盛なり
知多	三、五	一、四〇〇	無
尾張計	二七、六	六、六、五	
碧海	三、〇〇	四、五〇〇	櫻井、矢作、知立にて多少栽培す
幡豆	〇、〇	一、〇〇〇	無
額田	一、三	一、〇〇〇	無
西加茂	〇、六	一、五〇	石野村にて栽培す
東加茂	二、七	四、〇〇〇	旭村にて少しく栽培す
北設楽	二、三	六、九〇〇	稻橋、武節、富山等
南設楽	一、一	一、〇〇〇	無
寶飯	一、一	一、四、四	郡内一圓に栽培す
八名	一、一	一、〇〇〇	無
八名	一、一	一、〇〇〇	市内一圓に栽培す
三河計	一、九、八	一、八〇、四〇〇	
全管合計	一、四、九、〇、五	二、五、八、六、五	

一〇、里芋

郡市名	作付反別	生産額	主なる栽培地
西春日井	四、〇〇	一三、六〇	師勝、豊山
丹羽	一、〇〇	一四、〇〇	西成、丹陽、岩倉、犬山
中島	一、〇〇	無	無
海部	三、〇〇	三、二五	鍋田、神守最も多し
知多	三、〇〇	四、九〇	特に主産地なし
尾張計	一四、〇〇	三三、〇〇	郡内一圓に栽培し主なる産地なし
碧海	八、〇〇	二、〇〇	一色村にて栽培し其他は少なし
額田	六、〇〇	二、〇〇	岡崎市、常磐村
西加茂	三、〇〇	三、〇〇	特に主産地なし
東加茂	二、〇〇	同	同
北設楽	四、九〇	三〇、一〇	上津具、稻橋、武節
南設楽	二、八〇	三、八〇	郡内一圓に栽培す
寶飯	一、〇〇	無	無
八名	三、三〇	三、三〇	郡内一圓に栽培す
豊橋	一、〇〇	無	無
三河計	三、七〇	九、九〇	無
全管合計	四三、三〇	一、三三〇	無

郡市名	作付反別	生産額	主なる栽培地
東春日井	一、〇〇	一、〇〇	無
西春日井	一、〇〇	一、〇〇	大口村にて多少栽培す其他は自家用に過ぎず
丹羽	一、〇〇	一、〇〇	木曾川、草井等にて多少栽培す
中島	一、〇〇	一、〇〇	朝日、大里村栽培稍盛なり
海部	一、〇〇	一、〇〇	八開、彌富、飛鳥最も盛なり
知多	一、〇〇	一、〇〇	無
尾張計	一、〇〇	一、〇〇	無
碧海	一、〇〇	一、〇〇	旭村上郷村にて栽培す
額田	一、〇〇	一、〇〇	無
西加茂	一、〇〇	一、〇〇	山中村にて稍々栽培す
東加茂	一、〇〇	一、〇〇	無
北設楽	一、〇〇	一、〇〇	無
南設楽	一、〇〇	一、〇〇	郡内一圓自家用に栽培するに過ぎず
寶飯	一、〇〇	一、〇〇	豊川町は縣内薯栽培の最も盛なる處にして小阪井、牛久保等も相當に栽培す
八名	一、〇〇	一、〇〇	無
豊橋	一、〇〇	一、〇〇	買茂地方最も盛なり
三河計	一、〇〇	一、〇〇	無
全管合計	一、〇〇	一、〇〇	無

郡市名	作付反別	生産額	主なる栽培地
愛知	四、〇〇	七、八〇	無
東春日井	一、三〇	一、三〇	無
西春日井	一、三〇	一、三〇	無
丹羽	七、七〇	三、一〇〇	扶桑、古知野、西成
中島	四、〇〇	三、〇〇	宮田、淺井、木曾川
海部	一、〇〇	一、〇〇	起、朝日、祖父江
知多	二、二〇	五、六〇	無
尾張計	四、七〇	一、五、一〇	無
碧海	一、〇〇	一、〇〇	無
額田	一、〇〇	一、〇〇	三和、一色地方最も盛なり
西加茂	一、〇〇	一、〇〇	特に主なる栽培地なし
東加茂	一、〇〇	一、〇〇	無
北設楽	一、〇〇	一、〇〇	無
南設楽	一、〇〇	一、〇〇	無
寶飯	一、〇〇	一、〇〇	豊川、一宮最も盛なり
八名	一、〇〇	一、〇〇	無
豊橋	一、〇〇	一、〇〇	無
三河計	一、〇〇	一、〇〇	無
全管合計	七、三三	一、九、〇〇	無

郡市名	作付反別	生産額	主なる栽培地
愛知	一、〇〇	一、〇〇	無
東春日井	一、〇〇	一、〇〇	無
西春日井	一、〇〇	一、〇〇	無
丹羽	一、〇〇	一、〇〇	布袋、扶桑
中島	一、〇〇	一、〇〇	無
海部	一、〇〇	一、〇〇	祖父江、朝日
知多	一、〇〇	一、〇〇	飛鳥
尾張計	一、〇〇	一、〇〇	無
碧海	一、〇〇	一、〇〇	無
額田	一、〇〇	一、〇〇	無
西加茂	一、〇〇	一、〇〇	無
東加茂	一、〇〇	一、〇〇	無
北設楽	一、〇〇	一、〇〇	無
南設楽	一、〇〇	一、〇〇	無
寶飯	一、〇〇	一、〇〇	無
八名	一、〇〇	一、〇〇	無
豊橋	一、〇〇	一、〇〇	無
三河計	一、〇〇	一、〇〇	無
全管合計	一、〇〇	一、〇〇	無

一一、百 合

一二、薯 類 (本薯)

全管合計

一四、土當飯

郡市名	作付反別	生産額	主なる栽培地
愛知	一、八	一、三〇〇	無
東春日井	一、五〇	三、三〇〇	春日、清洲
西春日井	一、五〇	九〇〇	無
丹羽	一、五〇	無	無
栗原	一、五〇	無	無
中島	一、三〇〇	四〇〇〇	祖父江、平和
海部	一、四〇〇	七、五〇〇	甚目寺、佐屋
知多	一、三〇〇	無	無
尾張計	一、六〇〇	一〇、四〇〇	無
碧海	一、三〇〇	五、〇〇〇	無
幡豆	一、三〇〇	五、〇〇〇	無
額田	一、三〇〇	一五、〇〇〇	無
西加茂	一、三〇〇	七、〇〇〇	無
東加茂	一、三〇〇	無	無
北設樂	一、三〇〇	無	無
南設樂	一、三〇〇	無	無
寶飯	一、三〇〇	無	無
八名	一、三〇〇	無	無
全管合計	一、五二	一、一九六	無

全管合計

一五、慈姑

郡市名	作付反別	生産額	主なる栽培地
愛知	一、八	一、三〇〇	無
東春日井	一、五〇	三、三〇〇	無
西春日井	一、五〇	九〇〇	無
丹羽	一、五〇	無	無
栗原	一、五〇	無	無
中島	一、三〇〇	四、八〇〇	千代田、平和
海部	一、四〇〇	七、五〇〇	甚目寺、美和
知多	一、三〇〇	無	無
尾張計	一、六〇〇	一〇、四〇〇	無
碧海	一、三〇〇	五、〇〇〇	無
幡豆	一、三〇〇	五、〇〇〇	無
額田	一、三〇〇	一五、〇〇〇	無
西加茂	一、三〇〇	七、〇〇〇	無
東加茂	一、三〇〇	無	無
北設樂	一、三〇〇	無	無
南設樂	一、三〇〇	無	無
寶飯	一、三〇〇	無	無
八名	一、三〇〇	無	無
全管合計	一、五二	一、一九六	無

全管合計

一六、甘藷

郡市名	作付反別	生産額	主なる栽培地
愛知	一、五〇	一、五〇〇	中村、小碓
東春日井	一、五〇	三、八〇〇	郡内一圓
西春日井	一、五〇	四、〇〇〇	清洲、新川、春日、豊山、西春
丹羽	一、五〇	一、二〇〇	布袋、大口、大山、扶桑、古知野
栗原	一、五〇	九、〇〇〇	草井、宮田、淺井、葉栗
中島	一、五〇	一、五〇〇	稻澤
海部	一、五〇	八、九、五五五	宮田、八開、甚目寺
知多	一、五〇	二、〇九、〇〇〇	横須賀、上野、大府、成岩、阿久比
尾張計	一、六〇〇	八、八、三、三三	無
碧海	一、三〇〇	一、六、三〇〇	旭
幡豆	一、三〇〇	八、九、〇〇〇	一色
額田	一、三〇〇	三、六、四〇〇	郡内一圓
西加茂	一、三〇〇	二、八、七〇〇	同
東加茂	一、三〇〇	一、七、五〇〇	同
北設樂	一、三〇〇	七、七、五〇〇	田口、段嶺、振草
南設樂	一、三〇〇	四、三、〇〇〇	郡内一圓
寶飯	一、三〇〇	九、四、五〇〇	牛久保、小坂井、八幡、國府
全管合計	一、四〇〇	五、八、三、九〇〇	郡内一圓

全管合計

一七、葱頭

郡市名	作付反別	生産額	主なる栽培地
愛知	一、一〇	二、三〇〇	苑子村
東春日井	一、一〇	無	無
西春日井	一、一〇	無	無
丹羽	一、一〇	無	無
栗原	一、一〇	無	無
中島	一、一〇	無	無
海部	一、一〇	四、三〇〇	甚目寺村
知多	一、一〇	一、五、七、三三	上野村、横須賀村
尾張計	一、二〇〇	三、〇〇、三三	無
碧海	一、〇〇	三、〇〇〇	無
幡豆	一、〇〇	四、五〇〇	無
額田	一、〇〇	一、〇〇〇	無
西加茂	一、〇〇	一、〇〇〇	無
東加茂	一、〇〇	一、〇〇〇	無
北設樂	一、〇〇	一、〇〇〇	無
南設樂	一、〇〇	一、〇〇〇	無
寶飯	一、〇〇	一、〇〇〇	無
全管合計	一、二〇〇	四、六、〇〇〇	無

澁美	八〇五	李呂吉田村
八名	〇	無
豐橋	八〇〇	無
三河計	一五、一五〇	
全管合計	二五、四〇〇	

一八、越

郡市名	作付反別	生産額	主な栽培地
愛知	一六、三三	二二、〇〇〇	西愛知一圓
東春日井	一、七〇	一三、〇〇〇	無
西春日井	一、七〇	一六、〇〇〇	無
丹羽	一、七〇	一六、〇〇〇	無
栗原	一、七〇	一六、〇〇〇	無
中島	六、〇〇	一六、三〇〇	郡内一圓
海部	三、〇〇	三〇、〇〇〇	南陽、鍋田
知多	一、〇〇	三三、〇〇〇	無
尾張計	四、三〇	二四、三〇〇	無
碧海	一、〇〇	一、〇〇〇	無
幡豆	一、〇〇	六、〇〇〇	一色
額田	一、〇〇	三、〇〇〇	男川
西加茂	一、〇〇	三、〇〇〇	無
東加茂	一、〇〇	二、五〇〇	松平
北設樂	一、〇〇	一、〇〇〇	無
南設樂	一、〇〇	一、〇〇〇	無

一九、冬

郡市名	作付反別	生産額	主な栽培地
愛知	一六、三三	三三、五〇〇	中村、常磐、荒子、笠寺、八幡
東春日井	一、七〇	三、五〇〇	無
西春日井	一、七〇	一〇、一〇〇	西枇杷島、西春
丹羽	一、七〇	三、〇〇〇	丹陽
栗原	一、七〇	三、〇〇〇	無
中島	六、〇〇	五、〇〇〇	郡内一圓
海部	三、〇〇	六、〇〇〇	立田、鍋田
知多	一、〇〇	二四、〇〇〇	無
尾張計	四、三〇	四七、〇〇〇	無
碧海	一、〇〇	一、〇〇〇	郡内一圓に栽培す
幡豆	一、〇〇	四、〇〇〇	平阪
額田	一、〇〇	二、五〇〇	岩津
西加茂	一、〇〇	二、三〇〇	無
東加茂	一、〇〇	二、六〇〇	無
北設樂	一、〇〇	一、〇〇〇	無

南設樂	一	無	
寶飯	二七〇	七、〇〇〇	下地
瀧美	一九三	一四、〇〇〇	郡内一圓
八名	一、五	一、〇〇〇	無
豐橋	二六〇	九、五〇〇	市外一圓
三河計	四、三〇	三三、〇〇〇	
全管合計	三、三三	三三、〇〇〇	

二〇、茄

郡市名	作付反別	生産額	主な栽培地
愛知	二五、四〇	六四、三〇〇	郡内一圓特に西愛知最も盛なり
東春日井	二五、〇〇	二四、三〇〇	郡内一圓特に主産なし
西春日井	七、〇〇	二五、二五〇	西春、清洲、新川、師勝
丹羽	七、〇〇	四〇、八〇〇	大口、西成、丹陽、犬山、扶桑
栗原	一	一	無
中島	一、九〇	一、九〇〇	郡内一圓特に主産なし
海部	八、七〇	三三、八〇〇	甚目寺、富田
知多	四、七〇	三三、〇〇〇	郡内一圓特に特産地なし
尾張計	四三、四〇	一、八〇、一〇〇	
碧海	六、三〇	一、八〇〇	明治、旭、高濱
幡豆	七、五〇	七、五〇〇	西尾
額田	一、五〇	一、五〇〇	岩津
西加茂	一、五〇	一、三、〇〇〇	郡内一圓特産地なし
東加茂	三、二〇	三、七〇〇	同

北設樂	一八三	六、七〇〇	同
南設樂	七〇	九、五〇〇	同
寶飯	四、〇〇	六、八〇〇	同
瀧美	四、〇〇	二、三〇〇	同
八名	一、五	三、三〇〇	同
豐橋	二六〇	三、三〇〇	同
三河計	四、三〇	一、三〇、一〇〇	
全管合計	八、七〇	三、二四、〇〇〇	

二一、南

郡市名	作付反別	生産額	主な栽培地
愛知	一〇、二〇	八〇、二〇〇	郡内一圓に栽培するも常磐村最も盛なり
東春日井	一、〇〇	一、二〇〇	特に主産地なし
西春日井	一、〇〇	二五、〇〇〇	清洲町、春日村、新川町
丹羽	一、〇〇	一〇、三〇〇	郡内一圓
栗原	一、〇〇	一、九〇〇	同
中島	七、四〇	四〇、三〇〇	稲澤、大里
海部	八、三〇	三三、〇〇〇	甚目寺、大治
知多	三、二〇	二〇、九〇〇	大府
尾張計	三三、七〇	一、三三、七〇〇	
碧海	六、三〇	一、八〇〇	新川、大濱
幡豆	二、三〇	五、五〇〇	郡内一圓
額田	一、五〇	一、八〇〇	同
西加茂	四、三〇	二、六〇〇	同

郡市名	作付反別	生産額	主なる栽培地
東加茂	四七〇	二、三六〇	同
北設樂	二七〇	三、四〇〇	同
南設樂	三〇〇	一〇、九〇〇	同
寶飯	三三〇	二八、〇〇〇	下地町其他一圓
渥美	六九〇	三九、〇〇〇	郡内一圓
八名	七〇〇	一八、七〇〇	牛川
豊橋	五〇〇	一五、〇〇〇	市外にて栽培す
三河計	三、二一〇	一、〇四四、九七〇	
全管合計	五、六八〇	四、三六三、二四〇	

郡市名	作付反別	生産額	主なる栽培地
西加茂	二〇〇	三、七五〇	無
東加茂	二四〇	一、九八五	無
北設樂	七五〇	一〇、三三〇	無
南設樂	二六〇	三、一八一	無
寶飯	三〇〇	九、〇〇〇	無
渥美	三〇〇	二、五五八	李呂吉田、高師
八名	二二〇	一八、〇〇〇	無
豊橋	三〇〇	六、〇〇〇	無
三河計	一、〇〇〇	三、五五九、九六〇	
全管合計	二、〇七〇	九、七四九、九六〇	

二二、胡瓜

郡市名	作付反別	生産額	主なる栽培地
愛知	三、四〇〇	二〇、七四〇	中村、常磐
東春日井	一、一〇〇	一五、三三〇	特に主産地なし
西春日井	五、〇〇〇	一六、六〇〇	清洲町、新川町
丹羽	六、五〇〇	二八、〇〇〇	特に主産地なし
中島	一、二〇〇	九、〇〇〇	同
海部	五、七〇〇	三〇、六〇〇	同
知多	七、三〇〇	五、〇七〇、七〇〇	甚目寺、大治
尾張計	一〇七、一〇〇	二八、八〇〇	無
額田	三、一〇〇	二五、〇〇〇	同

二三、西瓜

郡市名	作付反別	生産額	主なる栽培地
愛知	六、〇〇〇	三七、七〇〇	常磐
東春日井	一、〇〇〇	五、五〇〇	無
西春日井	二、一〇〇	八、五〇〇	無
丹羽	二、六〇〇	一〇、二〇〇	丹陽
中島	一〇、〇〇〇	六、四〇〇	草井
海部	五、五〇〇	四、九一〇	稻澤、大里
知多	三、三〇〇	二、六三〇	飛鳥
尾張計	三三、九〇〇	一、四八三、二〇〇	大府
額田	四、五〇〇	四、三〇〇	安城
幡豆	三、〇〇〇	二、六三〇	吉田、一色

郡市名	作付反別	生産額	主なる栽培地
額田	五、五〇〇	八、八五〇	無
西加茂	三、七〇〇	五、〇〇〇	無
東加茂	一、五〇〇	三、四〇〇	無
北設樂	一〇、〇〇〇	三、六〇〇	無
南設樂	一〇、〇〇〇	二、五〇〇	無
寶飯	三、三〇〇	九、七〇〇	無
渥美	三、三〇〇	三〇、二〇〇	李呂吉田
八名	一、二〇〇	三、八〇〇	下川
豊橋	二、〇〇〇	六、〇〇〇	無
三河計	一八、九〇〇	九三、一六五	
全管合計	四八、六〇〇	二、四〇〇、三五〇	

二四、甜瓜

郡市名	作付反別	生産額	主なる栽培地
愛知	七四〇	五、六二〇	常磐
東春日井	一、三〇〇	二、二〇〇	無
西春日井	三、八〇〇	一、三〇〇	西枇杷島、庄内
丹羽	三、九〇〇	一、〇七二、〇一〇	無
中島	一、〇〇〇	四、五〇〇	無
海部	五、七〇〇	一、八三三、九六〇	稻澤
知多	二、二五〇	九、〇〇〇	無
尾張計	三〇、〇〇〇	一、四四〇、九六〇	無
額田	四、九〇〇	一、五三三、〇〇〇	新川、大濱

二五、蕃茄

郡市名	作付反別	生産額	主なる栽培地
額田	六、七〇〇	五、七三〇	郡内一圓
西加茂	三、〇〇〇	六、五〇〇	無
東加茂	三、〇〇〇	三、一〇〇	無
北設樂	三、〇〇〇	一、〇〇〇	無
南設樂	三、〇〇〇	三、〇〇〇	無
寶飯	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	無
渥美	五、〇〇〇	二、六〇〇、五〇〇	無
八名	一、〇〇〇	一、〇〇〇	無
豊橋	一、〇〇〇	一、六〇〇	無
三河計	二四、七〇〇	五〇〇、二三三	
全管合計	六四、四〇〇	四、九二一、〇八〇	

郡市名	作付反別	生産額	主なる栽培地
尾張計	三,三〇七	一〇,〇〇〇	依佐美村
碧海	四,〇〇〇	一,〇〇〇	無
幡豆	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	岡崎
額田	八,〇〇〇	無	無
西加茂	八,〇〇〇	無	無
東加茂	三,〇〇〇	無	無
北設楽	三,〇〇〇	無	無
南設楽	八,〇〇〇	無	無
寶飯	五,〇〇〇	無	無
渥美	三,〇〇〇	無	無
八名	一四,〇〇〇	無	無
八橋	二,〇〇〇	無	無
全管合計	一八,〇〇〇	一〇,〇〇〇	依佐美村

郡市名	作付反別	生産額	主なる栽培地
尾張計	三,三〇七	一〇,〇〇〇	依佐美村
碧海	四,〇〇〇	一,〇〇〇	無
幡豆	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	岡崎
額田	八,〇〇〇	無	無
西加茂	八,〇〇〇	無	無
東加茂	三,〇〇〇	無	無
北設楽	三,〇〇〇	無	無
南設楽	八,〇〇〇	無	無
寶飯	五,〇〇〇	無	無
渥美	三,〇〇〇	無	無
八名	一四,〇〇〇	無	無
八橋	二,〇〇〇	無	無
全管合計	一八,〇〇〇	一〇,〇〇〇	依佐美村

郡市名	作付反別	生産額	主なる栽培地
尾張計	三,三〇七	一〇,〇〇〇	依佐美村
碧海	四,〇〇〇	一,〇〇〇	無
幡豆	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	岡崎
額田	八,〇〇〇	無	無
西加茂	八,〇〇〇	無	無
東加茂	三,〇〇〇	無	無
北設楽	三,〇〇〇	無	無
南設楽	八,〇〇〇	無	無
寶飯	五,〇〇〇	無	無
渥美	三,〇〇〇	無	無
八名	一四,〇〇〇	無	無
八橋	二,〇〇〇	無	無
全管合計	一八,〇〇〇	一〇,〇〇〇	依佐美村

二八、馬鈴薯

郡市名	作付反別	生産額	主なる栽培地
尾張計	三,三〇七	一〇,〇〇〇	依佐美村
碧海	四,〇〇〇	一,〇〇〇	無
幡豆	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	岡崎
額田	八,〇〇〇	無	無
西加茂	八,〇〇〇	無	無
東加茂	三,〇〇〇	無	無
北設楽	三,〇〇〇	無	無
南設楽	八,〇〇〇	無	無
寶飯	五,〇〇〇	無	無
渥美	三,〇〇〇	無	無
八名	一四,〇〇〇	無	無
八橋	二,〇〇〇	無	無
全管合計	一八,〇〇〇	一〇,〇〇〇	依佐美村

二九、愛知白菜

郡市名	東春日井	西春日井	丹羽	葉栗	中島	海部	知多	尾張計	碧海	額田	西加茂	東加茂	北設樂	南設樂	寶飯	渥美	八名	豊橋	三河計	全管合計
愛知	九、七	一、〇〇	二、五〇	一、〇〇	一、六〇	一、〇〇	二、三〇	八、七	一、八〇	二、五〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
作付反別	三、三	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇
生産額	六、四	一、〇〇	二、五〇	一、〇〇	一、六〇	一、〇〇	二、三〇	八、七	一、八〇	二、五〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
主なる栽培地	無	清洲	扶桑	無	稻澤	八開、甚目寺	上野	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無

郡市名	東春日井	西春日井	丹羽	葉栗	中島	海部	知多	尾張計	碧海	額田	西加茂	東加茂	北設樂	南設樂	寶飯	渥美	八名	豊橋	三河計	全管合計
愛知	三、三	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇
作付反別	三、三	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇
生産額	七、七	一、〇	三、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇
主なる栽培地	無	無	扶桑、犬山	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無

郡市名	東春日井	西春日井	丹羽	葉栗	中島	海部	知多	尾張計	額田	西加茂	東加茂	北設樂	南設樂	寶飯	渥美	八名	豊橋	三河計	全管合計
愛知	九、七	一、〇〇	二、五〇	一、〇〇	一、六〇	一、〇〇	二、三〇	八、七	三、八	三、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇
作付反別	三、三	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇
生産額	九、七	一、〇〇	二、五〇	一、〇〇	一、六〇	一、〇〇	二、三〇	八、七	三、八	三、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇
主なる栽培地	同	枇杷島	大山	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無

郡市名	東春日井	西春日井	丹羽	葉栗	中島	海部	知多	尾張計	額田	西加茂	東加茂	北設樂	南設樂	寶飯	渥美	八名	豊橋	三河計	全管合計
愛知	三、三	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇
作付反別	三、三	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇
生産額	三、三	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇
主なる栽培地	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無

東春日井	四春日井	丹羽	栗	中島	海部	知多	尾張計	碧海	額田	西加茂	東加茂	北設樂	南設樂	寶飯	源美	八名	豐橋	三河計	全管合計	郡市名	愛知
1	0	0	0	0	1	0	8,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9,000	作付反別	9,500
0	0	0	0	0	0	0	10,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10,000	生産額	3,600
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	主なる栽培地	三、六、特に主産地なし

東春日井	西春日井	丹羽	栗	中島	海部	知多	尾張計	碧海	額田	西加茂	東加茂	北設樂	南設樂	寶飯	源美	八名	豐橋	三河計	全管合計	郡市名	愛知
0	0	0	0	0	0	0	3,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,600	作付反別	3,600
0	0	0	0	0	0	0	5,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,000	生産額	10,000
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	主なる栽培地	元千郷、東郷

第八章 組合及団体

第一節 尾張大根切干同業組合事業成績

一、營業品の種類

尾張大根切干四種、千切干、上切干、花丸切干、角切干

二、設立年月日

明治十七年中準則組合法に據りて創立同二十九年まで營業を爲し同三十年は組合組織改正に關し協議等にて一ヶ年休止、同三十一年より法律第四十七號重要輸物産同業組合法に據りて組合の發起認可を申請し同年九月五日を以て設立認可を得、同三十三年十一月廿二日より更に法律第三十五號重要物産同業組合法に據りて現今に至るまで營業繼續を爲す

三、事務所位置

愛知縣尾張國中島郡一宮町字一宮

四、營業地

愛知縣中島郡、丹羽郡、西春日井郡、海部郡(元海

東郡)葉栗郡の五郡とす

五、組合組織及沿革

本組合の組織は尾張國の著名物産たる大根切干の販賣業者を以て成立するものなれども他の同業組合とは少しく異なるところあり、其は本組合に於て賣買をなす製品は必ずしも本組合員の製造するもの耳に限らずして、乃ち本組合を組織せる營業地區たる愛知縣下中島郡、丹羽郡(海部郡の一部元海東郡)西春日井郡、葉栗郡の五郡中に住居する一般農家に於て各自の自由に製造せる大根切干を本組合員にて買入れ之れを組合規定の俵個(總目拾壹貫五百目)に裝致して出荷するものにして創立當時は中島郡、丹羽郡、西春日井郡、海部郡の四郡なりしが明治四十年中業務の現況と將來の趨勢に鑑みて營業區域を擴張し葉栗郡を編入して現今五ヶ郡となれり、然して本組合の成規は創立當時に在りては總會制度なりしが其の繁雜にして無効なるを認め更に代議員制度に改正して營業地區内を拾七區に分ち每區二名づゝの代議員を撰出重要事件を議定する事と爲せり

六、組合の製品検査方法及組合創設後
其産額増進事實

本組合の製品検査は一定の書式に據り員數及び受檢者の住所氏名を記載したる届書を當該検査所に差出さしめ到着の順序に依りて検査をなすの規定にして此際組合員たるものは何等の事由あるに拘はらず他人の商標又は他人の名義を以て受檢するを許さず然して検査所は先づ出荷全部の量目を毎俵個に量り其俵個の總目拾壹貫五百目あるや否やを精確に調査し次に其の品質に就き精密なる検査を遂げ規定に合格不合格のもの共左に掲ぐるところの証番に検査済を証明する爲め検査の年月日及び不合格の境をも一々印章にて表章し其の下に主任検査員之れに認印を押捺して荷主に交附し之れを毎個俵一枚づゝ挿入せしめ不動繩の結尾に封印を爲し尙俵個外部に合格不合格とも夫々左に記載するところの烙印を押捺し密に乾燥不完全のものには更に再調の紙札を付して直ちに検査所指定の倉庫に預け入れ佳良の天候を俟て充分乾燥せしむるを例とす其の直ちに合格せしもの

は豫て組合の指定せし運送店倉庫に預け入るゝを例とす其検査所を左記の十ヶ所に置き三大節、雨雪の日を除くの外は日曜祭日と雖も一切休止せず毎日午前八時より午後四時までの間に於て検査を執行するものとす
中島郡一宮町、中島郡萩原町、中島郡稻澤町、中島郡平和村、丹羽郡岩倉町、丹羽郡西成村、葉栗郡木曾川町、西春日井郡枇杷島町、西春日井郡西春村、海部郡津島町、海部郡西三河郡西三河郡右検査所十ヶ所の内丹羽郡岩倉町、中島郡平和村、海部郡津島町の三ヶ所は出荷極めて僅少なるに依り現今は検査所の設置を見合せ其の出荷ある度毎に臨時出張検査を執行する事と爲し居れり
抑も本組合業務の方針は第一に製品に係る粗製濫造の悪弊を矯正する爲めに設立せるものなれども創立の當初に在りては製品検査の効力も確實を示すに至らず、冬季に於て製造したる製品は早く既に春季に至れば腐敗の虞れあるものとして更に之れを改良するの意なく賣買両者共に年々幾多の損害を負ひ爲め

に製品の價値も甚だ揚がらず漸く近年に至り理事者に於て鋭意改良の實効を奏するに力め數回定款を更正し検査の方法を層一層嚴格ならしめ尋で検査員を増員し之れを督勵するに検査監督なる者を置き検査員の何れの検査所に於て受檢爲したるものと雖も一定不變の製品たるを保證し得べきまでに改良の實を擧げ最近の三ヶ年及び今年の現況は之れを十二三年前の出荷數に比較して約二倍以上の産額を發賣するに至れるも年々之れが賣り剩れるを見る等の不況を示す事なく又價格の如きも之れを舊時に比すれば稍や倍額の高價を以て賣れ行き毎年春季末に至れば實に一俵の殘品をも見ざるに至り今其出荷額の増進と價格の騰貴せし事實は左記の如し
既往十二三年前の出荷數は一ヶ年約五萬俵乃至七萬俵最近兩三年の出荷數は一ヶ年約十二萬俵乃至十五萬俵又既往十二、三年前の價格は一俵に付き金壹圓五、六拾錢最近兩三年の價格は參圓強に當れり大正三年度より五年度に於ける組合生産額左の如し

年度別	切千の種類	産額
大正三年	花切	一四五、三六九
	上切	一六、六一五
大正四年	花切	一六七、九八三
	上切	一、五二九
大正五年	花切	二、五七二
	上切	八、五八九
合計	合計	三、八八八

備考 一俵の重量は正味十貫五百匁一駄四俵
七、組合設置後其製品の聲價を高めたる事實
本組合の製品は組合創立當時に於ては極めて粗製濫造の悪弊ありしが組合事務所に於ても検査の方法未だ確實ならず検査員にも其人を得ざるのみならず數

ヶ所の検査所に対する検査員の数は一所一人にも當らざる程の少數にて啻に形式的の検査を狂行しつゝありしに因り粗悪なる製品も頻に合格を爲す等の事ありしを以て價格の如きは實に格外の低廉を來すことあり此の如くにして年を経るあらば其の前途實に悲惨なる窮境に陥るべきは言ふを俟たざるの現象なりしかば去る三十八年後に於て銳意之れが改良を圖り検査の方法を改正し加ふるに検査員の數を増加し幾百千の製品に對するも各俵一々稠密なる検査を勵行し之れが責任の歸するところを検査所と爲す等總て着實深切に事務を執行したるに因り改臭の事實大いに舉り世上の信用も厚きを加へ聲價頓に高く従前の賣買は現品を一見したる上にあらざれば取引を爲す能はざりしもの爾後は封印の附着したる儘にて現品を見るに至らず唯其の俵個の員數のみを調査して賣買授受することゝなれり

八、組合財産の狀況

本組合の設立當時は日常使用の椅子卓机を始めとして火鉢洋燈其他執務上に必要な諸器具等を備ふる

積九千五百五拾壹圓五拾錢

但し組合事務所及一宮検査所敷地用

一、土地八筆 三百七十四坪、時價見積壹千百貳拾貳圓

但稻澤検査所敷地用

一、土地四筆 二百十坪、時價見積五百貳拾五圓

但し萩原検査所敷地用

一、建物一棟 六十二坪(二階建)時價見積貳千百圓

圓

一、組合員信認金 金貳千參百五拾圓

本組合員の總數は創業以來平均三百名を算したりしも爰四五年以來は平均約百餘名を増し現今にては實に四百七十二名となり所要の經費は創立當時に在りては金參百圓乃至四百圓位に過ぎざりしも爰四五年以來目下に至る毎年度組合經費豫算總額八九千圓を算するに至れり是れ其の業務の年次膨張に伴ふ結果に外ならず而して其の經費の收支に至りては出來得る限り節約をなし而して組合員一同平素意志の疏通に力むるが故十數年の久しき今日に至るも未だ一回も理事者と組合員間に於ける些少の紛議を見し

のみにて實に僅々數拾圓位の價格に過ぎざる物品たりしが年一年業務の擴張に伴ひ漸次に購入したる備品は近年に至り稍や諸般の要務を辨するに不足を感せざる迄はなれり然るに時四十二年三月不幸にして火災の爲め事務所焼失し常用什器諸帳簿類及創業以來の諸書類等に至る迄悉皆烏有に歸し目下之れが復籍を計りつゝありて今や本組合の財産狀況を詳記する能はざるを遺憾とするところに有之然れども之れが大方の情況を記述せるに本組合創立以來の會計收支は製品の俵個に附着すへき證紙なるものを組合員に賣渡し其料金及組合信認金利子當座預金利息其他一切の雜收入等を諸般支拂を爲す規定なるを以て組合組織の小口なるに比しては聊か豊富なる經濟に有之之れに因て年々更に經費の不足を告ぐる等の事もなく毎年の決算時には昔日ども且つ參百圓以上の繰越金を剩し現今に到りては毎年少くとも壹千圓以上の繰越金を剩するに至れり然して本組合は實に左の各項に記載せる如き固定財産をも所有するに至れり

一、土地十七筆 四百三十四坪一合六勺、時價見

こと無く終始圓滿の間に今日に至りたるは本組合の聊か誇とするところあり尙將來の目的としては孜孜怠らず改良に一層留意し日進月歩以て産額を増進し現時に尙倍するの盛況に達觀せん事を所期しつゝあり

愛知縣中島郡一宮

尾張大根切干同業組合事務所

尾張大根切干同業組合定款 (大正五年改正)

第一章 目的及ヒ業務

第一條 本組合ハ營業上ノ弊害ヲ矯正シ大根切干及衡器ノ改良ヲ謀リ組合員互ニ信義ヲ守リ事業ノ發達ヲ期スルヲ以テ目的トス

第二條 本組合員ハ便宜左ノ事項ヲ施行ス

一、營業上ハ誠實ヲ旨トシ總テ弊害ヲ除去シ善良ノ物品ヲ販賣シテ需用者ノ信認ヲ博取スル方法ヲ設クル事

二、營業上ノ利害得失ヲ講究シ漫リニ競賣ヲ爲シ又ハ販賣價格ノ變動ヲ生セシムルカ如キ行爲ヲ豫防スル方法ヲ設クル事

三、販路擴張及營業品改良ノ爲メ視察員ヲ派シ内

一、同外市場ノ商況ヲ調査セシムル事
 二、販路擴張ノ爲メ内外樞要ノ地ヘ營業品見本ヲ
 三、出陳スル事
 四、検査所ヲ設ケ營業品正否ノ検査ヲ遂ケニ個毎
 五、検査証印ヲ押捺スル事
 六、營業品ノ改良發達ニ關シ新規發明ノ技術者及
 七、効績顯著ナル者ヲ表彰シ又ハ保護ヲ與フル事
 八、海外輸出品ノ發展方法ヲ企畫講究スル事
 九、統計表ヲ調製シ業務ノ成績及ヒ營業上ニ關ス
 本組合ノ利害得失ヲ組合員ニ報告スル事

第三條 本組合員ニ於テ賣買スル大根切干ハ千切干
 角切干、上切干、花丸切干ノ四種トシ左ノ各項ノ
 規定ニ據リテ製造シ衡器ハ左記制限ニ適合シ本組
 合ノ検査ヲ受ケ合格シタルモノニ限ル

一、千切干ハ巾曲尺三寸七分ニ四十五目ヲ付シ及
 ノ高サ一分三厘ノ衡器ヲ用ヒタルモノ
 二、上切干ハ巾曲尺三寸七分ニ二十五目ヲ付シ及
 ノ高サ二分ノ衡器ヲ用ヒタルモノ
 三、角切干ハ巾曲尺三寸七分ニ二十八目ヲ付シ及
 ノ高サ二分五厘ノ衡器ヲ用ヒタルモノ

四、花丸切干ハ巾曲尺三寸七分ニ刃物ノ間合一分
 三厘ニシテ目及ヲ植ヘサル衡器ヲ用ヒタルモノ
 ニテ其ノ原料タル大根ハ此一種ニ限リ口徑ハ概
 ネ二寸三分以内ノモノトス

五、製造上ノ都合ニヨリ各種トモ衡器ノ幅員ヲ伸
 縮スル場合ニ於テハ前記ノ比例ニ準シ目及ヲ増
 減スルコトヲ得

六、大根切干ハ赤褐色ヲ帶ヒ腐敗ノ虞レアルモノ
 及ビ混合セス清潔ニシテ熟乾シ色味完全ナルモノ
 七、原料タル大根ハ泥土ヲ清潔ニ洗ヒ落シ且ツ腐
 敗一敗セサル物ヲ用ヒタルモノ

八、本組合員ノ大根切干ハ乾燥ノ前後ヲ問ハス兩
 雪ニ當ラザルモノニ限ル

九、衡器製造ノ刃目用具ハ鍔ノ附着セサルモノ
 臺板ハ乾燥シタルモノニ限ル

第四條 本組合員ノ取扱フ大根切干ニハ一個毎ニ販
 賣人ノ住所氏名又ハ記號ヲ記シタル証紙ヲ用フル
 事ヲ要ス

但衡器ニアリテハ一個毎ニ製造者ノ住所氏名若
 シテハ商標ヲ烙印シテ押捺ス可シ

第五條 本組合ノ證紙ハ事務所ニ於テ製造シ組合員
 ノ請求ニ依リ賣捌クモノトス

第六條 本組合員ニシテ本組合營業品ヲ同業者需要
 者ニ販賣セントスルトキ又ハ組合地區外ニ輸出セ
 ントスルトキ其他何等ノ名義ヲ以テスルモ他人ニ
 交付セントスルトキハ豫メ検査所ニ至リ検査ヲ受
 クヘキモノトス

第七條 本組合員ハ本組合員ヨリ無検査品ヲ購買シ
 若クハ質入担保其他何等ノ名義ヲ以テスルモ一切
 之レヲ授受スルコトヲ得ス

本組合員ハ本組合ノ地區外ニ於テ製造シタル大根
 切干ヲ地區内製品ノ如ク裝フハ勿論混合スルヲ得
 ス

本組合員ハ地區外ニ於テ製造シタル大根切干ヲ地
 區内ニ於テ取扱フ場合ハ地區外品トシテ検査ヲ受
 ケ組合證紙及検査其ノ他一切ノ手續ハ地區内品取
 扱手續ニ準據スベシ

第八條 本組合ノ證紙ハ再度使用スル事ヲ得ス

第九條 本組合ニ於テ證紙調製ノ手續キハ毎年度前
 ニ方リ評議員會ニ於テ凡ソ一ケ年ノ豫定用紙ヲ議

決シテ調製セシメ其證紙ニハ組合印章及正副組長
 ノ内一名ノ認印ヲ押捺シ評議員會ノ認定ニ付スル
 モノトス

但臨時増製ノ場合ニ於テモ本文ノ規定ニ據ル

第十條 本組合ニ於テ調製スル證紙ハ前條ニ據ルノ
 外私ニ之ヲ製造スルヲ得ズ其證紙ノ雛形左ノ如シ
 但衡器用證紙ノ寸法ハ縦三寸横二寸トシ左記雛
 形中再干検査済トアル一行ヲ削ル

大正 年 月 日 検査済 検査員
 大正 年 月 日 再干検査済 検査員
 尾張大根切干 同業組合之證
 組合員商標
 愛知縣何郡何町村大字何 何 某

備考 證紙ニ商標トアルハ()等ノ類ニシテ姓
 名ノ下ニ押捺セル印判ハ豫テ組合事務所
 ニ届出ノモノヲ用フベシ

第十一條 本組合員ハ證紙ヲ組合事務所又ハ證紙取
 次所ヨリ受領シ其ノ都度規定ノ料金ヲ現金ニテ納
 ムベシ

但剩餘ノ分ハ組長ニ返納シ之レニ對スル所定ノ
手數料ヲ控除シタル金額ノ返附ヲ請求スルコト
ヲ得

組合員ノ使用スル證紙ノ料金ハ毎年度前ニ於テ徵
收法ヲ以テ之レヲ定ム
組合ニ於テ必要ト認ムルトキハ既ニ交附シタル證
紙ノ一部又ハ全部ノ引換ヲ爲スコトアル可シ此場
合ニハ組合會計年度ノ翌年度中引換ヘテ受ケザル
トキハ無効トス

但組合事務所ニ於テハ百枚以下ノ端數ニ係ル證
紙ノ賣渡シヲ爲サス此ノ場合ニ於テハ便宜取次
所ニ就テ其ノ需用ヲ爲スベシ

第十二條 組合ハ地區内便宜ノ場所ニ證紙取次所ヲ
設ケ組合員ノ需要ニ應セシム

但取次所ニ對シテハ一定ノ手數料ヲ給與シ剩餘
ノ分ヲ返納スル場合ハ之レニ對スル所定ノ手數
料ヲ控除シタル金額ノ返付ヲ請求スルコトヲ得

第二章 名稱及ヒ事務所ノ位置

第十三條 本組合ハ尾張大根切干同業組合ト稱ス

第十四條 本組合ノ事務所ハ愛知縣中島郡一宮町ニ

設置ス

第三章 組合ノ地區及ヒ營業ノ種類

第十五條 組合ノ地區ハ愛知縣中島郡、丹羽郡、葉
栗郡、西春日井郡ノ五郡及海部郡、東春日井郡小
牧町トシ之レヲ左ノ十六區ニ分ツ
但衝器製造營業者ハ地區内ヲ通シテ一區トス

第一區

中島郡一宮町

第二區

中島郡大和村大字毛受、馬引、新安賀、北高井、
南高井、福森

全郡萩原町大字河田方、林野、西宮重、花井方、
富田方

全郡起町

第三區

中島郡萩原町大字串作、萩原、朝宮、中島、西御
堂、瀧村、高松、築込、戸苅、東宮重

中島郡明治村大字天池、清水、竹腰、淺井、下屋、
平村、馬場、山口、中野、片原一色、西島

全郡祖父江町大字山崎、祖父江、兩寺内、野田、

中牧、上牧、島本、森上

全郡朝日村

第四區

中島郡大和村大字妙興寺、氏永、宮地花池、於保、
戸塚

全郡稻澤町大字稻島

第五區

中島郡稻澤町大字赤地、子生和、長野、陸田

第六區

中島郡稻澤町大字下津

中島郡大里村大字六角堂、井ノ口、北市場

第七區

中島郡稻澤町大字松下、次郎丸、小池、正明寺、
長束、高御堂、島村、國府宮

全郡大里村大字奥田、北島、中ノ庄、七ツ寺、堀田、
日下部、西市場、増田、高重

第八區

中島郡稻澤町大字稻澤、重本、池部、平野、横地、
大塚、小寺、木全、石橋

全郡明治村大字矢合、法花寺、船橋、横野、儀長、

全郡平和村

全郡千代田村

全郡祖父江町大字三九淵、甲新田、二俣、櫻方、
大牧、本甲

海部郡全部

第九區

西春日井郡六郷村

全郡西枇杷島町

全郡山田村

全庄内村

全郡杉村清水町組合

全郡萩野村、清洲町

全郡新川町、楠村

全郡川中村、西春村

全郡金城村、師勝村

第十區

西春日井郡春日村

丹羽郡丹陽村大字五日市場、傳法寺

第十一區

丹羽郡丹陽村大字九日市場

丹羽郡岩倉町大字大山寺、岩倉、羽根、川井、北島、野寄、曾野、大地
西春日井郡北里村
全郡豊山村

第十二區

丹羽郡丹陽村大字三ツ井、重吉、外寄、平島

第十三區

丹羽郡丹陽村大字吾鬘、多加木、森本、猿海道
全郡西成村

第十四區

丹羽郡岩倉町大字岩倉、石佛、神野、八劔、井上、
全郡布袋町
全郡大山町
全郡羽黒村
全郡城東村
全郡扶桑村
全郡樂田村
全郡池野村
全郡大口村
東春日井郡小牧町

第十五區

中島郡奥町
全郡今伊勢村
葉栗郡全部

第十六區

衝器製造業者

第十六條 本組合ハ地區内ノ大根切干販賣業者及衝器製造業者ヲ以テ組織ス

第四章 加入及脱退

第十七條 本組合ノ地區内ニ於テ本組合組織ニ關スル營業ヲ開始スルモノハ一定ノ書式ニ依リ書面ヲ製シ供託金五圓ヲ添ヘテ組合事務所ヘ差出シ左記規定ノ標札ヲ請ケテ之レヲ各營業所毎ニ其ノ店頭ニ掲クベシ

第 號
尾張大根切干同業組合員 何 某
印章

竪 曲尺一尺二寸 横 曲尺三寸二分

第十八條 本組合ハ本組合員タルノ證トシテ左ノ證

票ヲ組合員ニ附與ス組合員ハ行商ノ際必ス之レヲ携帶スベシ

第 號
尾張大根切干同業組合員 何 某
印章

竪 曲尺四寸 横 曲尺二寸

裏 號
尾張大根切干同業組合員 何 某
印章
大正何年何月何日附與

第十九條 本組合員ニシテ支店出張店ノ類ヲ設クルトキハ其ノ名稱ノ何タルヲ問ハス事務所ニ届出テ一ヶ所毎ニ標札並ニ證票ヲ受ケ營業所以外ノ場所ニ於テ荷造ハ勿論荷造リ類似ノ行爲ヲナスコトヲ得ズ

第二十條 本組合員ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ十日以内ニ住所若シクハ營業所ヲ移轉セントスルトキハ其旨組合事務所ニ届出ヘシ

一、廢業ヲ爲シタルトキ

二、家督相續又ハ改氏名ヲ爲シタルトキ

三、標札及證票ヲ盜難火災ニ罹リ若クハ紛失ナシタルトキ

前項ニ依リ標札及證票ヲ要セサルニ至リタルトキハ之レヲ返付シ書換又ハ再交付ヲ要スルトキハ之ヲ請求スベシ

第二十一條 本組合ノ標札及ヒ證票ヲ附與シタルトキハ其都度一定ノ料金ヲ徴收スルモノトス

第二十二條 本組合員ノ常用印判又ハ商標ノ類ハ必ス一定ノモノヲ用ヒ豫メ其ノ用途ヲ指定シテ實印鑑ト共ニ之レヲ事務所ニ届ケ置クベシ
但改印ヲ爲シタルカ又ハ常用印判商標等ヲ更正シタルトキ亦全シ

第二十三條 本組合員ニシテ脱退シタルモノハ自己ニ對スル基本金割當ノ返付ヲ請求スルコトヲ得ス

第五章 組合員ノ權利義務

第二十四條 本組合員ハ本組合ノ役員代議員ニ選舉セラル、權利ヲ有ス又定款及ヒ會議ノ決議ヲ遵守服從シ組合費ヲ負擔スルノ義務アルモノトス

但シ本組合年度前二ケ年間營業品ヲ更ニ取扱ハザルモノハ役員代議員ノ選舉權被選舉權共ニ有セズ

第二十五條 本組合員ハ常ニ本組合ノ利害得失ニ係ル事項ニ着目シ意見アルトキハ之レヲ組長ニ建議スルコトヲ得

第二十六條 本組合員ハ帳簿ヲ備ヘ大根切干ノ買入出荷賣買ノ年月日數量價格及取引者ノ住所氏名ヲ又衝器ニアリテハ製造及賣上ノ個數價格ヲ明細ニ記載シ置キ隨時役員事務員ノ検査ニ供スベシ但該帳簿ハ使用后滿二ケ年間保存スルヲ要ス

第二十七條 本組合員ノ内外ヲ問ハス營業品賣買上ニ不徳儀ナル仕向ノ爲メニ損害ヲ蒙ラシメタルトキ又ハ營業品販賣代金不拂者及賣買契約ヲ履行セザル者アリタルトキハ該契約期限經過ノ日ヨリ起算シテ三十日以内ニ其理由及顛末ヲ詳悉セル書面ヲ製シ組長ヘ申告スヘシ組長ハ事實ヲ調査シテ之レヲ評議員會ノ議決ニ附シ過怠金又ハ五ケ年以内ノ期間内ヲ定メ總組合員ヲシテ取引ノ停止ヲ爲サシムルコトヲ得取引停止ノ場合ニ於テハ組長ヨリ該

議決ノ旨ヲ總組合員ヘ報告スベシ
總組合員ハ其ノ報告ヲ受ケタル後ハ其ノ者ニ對シ取引停止期間内之レカ取引ヲ爲サザルモノトス

但申出ノ手續ハ公然又ハ秘密ノ方法ニ據ルモ申出者ノ隨意トス然シテ其ノ申出ノ虛偽ナルヲ發覺セシ場合ニハ申出者ニ對シ過意處分ニ付ス
第二十八條 本組合員ニシテ定款第六條第七條ニ違背ニ關スル事實ヲ見聞シタルトキハ直チニ組長ニ申告スルモノトス
但虛偽ノ申告ヲ爲シタルモノハ第二十七條ノ但書ト同一ノ處置ヲナスヘシ

第二十九條 本組合員ハ大根切干取扱ニ關シ左ノ規定ニ違背スルコトヲ得ス
一、組合員ニ於テ検査済ノ格附品ヲ出荷セントスル時ハ一定ノ取扱運送店ヲ經ルヲ要ス
但其ノ運送店ハ評議員會ノ議決ヲ經組長ニ於テ特約ヲ爲シ組合員一般ニ通知スルモノトス

二、検査済格附品ヲ運送店ヘ預ケ入申出荷主其他何人ヲ問ハズ事務員ノ立會無クシテ封印ヲ解ク事ヲ得ス

三、海外輸出ノ爲メ検査済ノ俵個ヲ函詰ニ改造セ

シントスルモノハ豫メ事務所ヘ届出改造ノ後第七十八條乃至第八十條ニ因リテ検査ヲ受ケ之レニ屬スル空俵個ハ検査所ニ於テ直チニ消印ヲ乞ヒ証紙ハ之レヲ挿入スヘシ

四、春暖ニ際シ腐敗ノ虞レアルモノハ豫メ事務所ヘ届出テ干直シヲ爲スヘシ此ノ場合ニ於テハ俵造ノモノハ總目ヲ拾貫ト箱造正味五貫ノモノハ正味四貫五百ト爲シ量目ニ不足ヲ生シタルトキハ之レヲ補充シ左記ノ烙印ヲ受クヘシ但再干後幾回ノ手入ヲ爲スモ其ノ量目ヲ變更スルヲ得ス此ノ場合ニ於ケル取扱手續ハ總テ再干ノ時ト同一ナルヲ要ス

再干

縦 三寸
横 二寸

五、本組合員ニシテ自己ノ都合上自家ニ於テ再干ヲ爲シタル製造ハ既ニ出荷シタル後ニ再干ヲ爲スルモノト同一ノ検査ヲ請求スルコトヲ得

六、検査済ノ合格品ヲ六月三十日迄ニ再干ヲナス

二場合俵個中ニ粗惡品混入シアリタルヲ發見シタル場合ハ該損害ハ受檢主ノ責任タルモノトス
第三十條 本組合員ハ組合ノ事務ニ關シ事務所ヨリ召喚ヲ受ケタルトキハ指定ノ場所及其日時ニ必ラ

ス出頭スルノ義務アルモノトス
但止ムヲ得ザル事故アリテ出頭シ難キトキハ家族又ハ本組合員ニシテ用務ヲ辨スルニ差支ナキ相當ノ代人ヲ差シ出スヘシ

第三十一條 本組合員ハ家族又ハ傭人ノ行爲ト雖トモ業務上ニ關シテハ總テ其ノ責ニ任スルモノトス
第三十二條 本組合員ハ信認ヲ表スル爲メ金五圓ヲ組合ニ供托スヘシ
但本組合ヲ脱退スルノ場合ニハ之レカ還付ヲ受

ルモノトス
供托金ノ利子ハ組合費ニ充ツルモノトス

第三十三條 本組合ノ營業者ニシテ家督相續ニ因リ營業繼續届ヲ爲シタル相續人直チニ組合ニ加入ノ手續ヲ爲シタル時ハ組合ニ關スル權利義務ヲ繼承スルモノトス

第三十四條 本組合員ハ本組合事務ノ差支ヘトナラサル時間ニ於テ組合ノ出納ニ關スル質問又ハ諸帳簿ノ閱覽ヲ請求スルコトヲ得

第六章 役員ノ資格權限及選舉

第三十五條 本組合ニ左ノ役員及ビ代議員ヲ置ク

- 一組長 一名
- 一副組長 一名
- 一會計主任 一名
- 一評議員 十一名
- 一區長 一區ニ付一名
- 以上役員
- 一理事 一名
- 一書記 若干名
- 一検査員監督 一名
- 一検査員 若干名
- 以上事務員

一代議員 若干名

役員及事務員代議員ハ互ニ相兼ヌルコトヲ得ス

第三十六條 左ノ各號ノ一ニ觸ル、モノハ本組合ノ役員代議員ニ就職スルコトヲ得ス

一、本組合ヲ組織スル營業ニ從事シ滿一ケ年ヲ經過セザルモノ

但代議員會ノ議決ヲ以テ此ノ制限ヲ特限スル事ヲ得

二、未青年者及女子禁治產者準禁治產者

三、禁錮又ハ懲役ノ刑ニ處セラレ滿二ケ年ヲ經ザルモノ又ハ刑ノ執行猶豫中ニ係ルモノ

四、法律ノ適用ニ付公權剝奪若クハ停止セラレタルモノト見做サル、モノ

五、破產者家資分產者ニシテ復權ヲ得サルモノ

六、本組合ニ於テ違約處分ヲ受ケ一ケ年ヲ經サルモノ

但シ本組合定款第九十一條ノ處分ヲ受ケタル者ニ限リ本文ノ制限ニ據ラサルコトヲ得

第三十七條 組長ハ組合一切ノ事務ヲ總理シ組合ヲ代表ス

第三十八條 副組長ハ組長ヲ補佐シ組長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

第三十九條 評議員ハ組長ノ諮詢ニ應シ及ヒ業務施行ノ狀況ヲ監査スルモノトス又組長副組長共ニ事

ルモノトス

但シ第三十六條ノ第四號第五號第六號ニ該當シテ資格消滅ニ歸シタル場合ハ此ノ限リニアラズ

第四十五條 組長副組長會計主任及ヒ評議員ハ區長會ニ於テ組合員中ヨリ選舉スルモノトス

但シ必要アルトキハ組合員ニ非ラザル者ヨリ之ヲ選舉スルコトヲ得

第四十六條 事務員ノ員數及ヒ任免俸給額ハ評議員會ニ謀リ組長之レヲ定ムルモノトス

第四十七條 代議員ハ第十五條ニ規定スル各區ニ於テ區内組合員中ヨリ各二名ヲ選出ス

但代議員選舉資格アル組合員一區三十五名ヲ超過シ大根切干出荷及發送個數各區平均額以上ナルトキハ一名ヲ増ス

第四十八條 代議員ノ選舉ハ組長又ハ組長ノ指定シタル組合員之レヲ管理シ少クモ選出ノ日ヨリ七日前ニ選舉ノ場所日時等ヲ定メ投票用紙ヲ添へ選舉人ニ通知スベシ

選舉管理者ハ臨時ニ選舉人中ヨリ二名ノ選舉立會人ヲ選任ス

第四十九條 選舉ハ有効投票ノ最多數ヲ得タル者ヲ

ルモノトス

故アル場合ハ年長ノ順位ニ從ヒ其事務ヲ代理ス

第四十條 區長ハ組長ノ指揮監督ヲ受ケ其區ノ統一ヲ計リ競買等ヲナサシメサルモノトス

第四十一條 事務員ハ左ノ區別ニ從ヒ組長ノ指揮監督ヲ受ケ各其ノ事務ヲ担任ス

一、理事ハ書記以下ノ事務員ヲ指揮監督シ庶務及検査ニ關スル事務ヲ掌理ス

二、書記ハ庶務ニ從事ス

三、検査員監督ハ營業品検査ノ統一ヲ計リ検査員ヲ指揮監督ス

四、検査員ハ營業品ノ検査ニ從事ス

第四十二條 役員選舉ハ隔年六月代議員選舉ハ四月之ヲ執行シ滿期再選ヲ妨ケス

第四十三條 新役員就任ニ關シテハ主務官廳ノ指令ニ接シタル後五日以内ニ舊役員ヨリ事務ノ引繼ヲ爲スヘシ

但此場合ニハ直ニ新舊交替ノ旨ヲ組合員一般ニ通知スルモノトス

第四十四條 役員代議員任期滿了其他ノ事由ニ因リ退職シ其ノ職務ヲ行フモノアラザルトキハ後任者ノ就職スルニ至ル迄テ尙其職ヲ離ル、コトヲ得ザ

ルモノトス

第四十九條 選舉ハ有効投票ノ最多數ヲ得タル者ヲ

ルモノトス

但シ必要アルトキハ組合員ニ非ラザル者ヨリ之ヲ選舉スルコトヲ得

第四十六條 事務員ノ員數及ヒ任免俸給額ハ評議員會ニ謀リ組長之レヲ定ムルモノトス

第四十七條 代議員ハ第十五條ニ規定スル各區ニ於テ區内組合員中ヨリ各二名ヲ選出ス

但代議員選舉資格アル組合員一區三十五名ヲ超過シ大根切干出荷及發送個數各區平均額以上ナルトキハ一名ヲ増ス

第四十八條 代議員ノ選舉ハ組長又ハ組長ノ指定シタル組合員之レヲ管理シ少クモ選出ノ日ヨリ七日前ニ選舉ノ場所日時等ヲ定メ投票用紙ヲ添へ選舉人ニ通知スベシ

選舉管理者ハ臨時ニ選舉人中ヨリ二名ノ選舉立會人ヲ選任ス

第四十九條 選舉ハ有効投票ノ最多數ヲ得タル者ヲ

ルモノトス

以テ當選トス投票同數ナルトキハ年長者ヲ取り同年月日ナルトキハ選舉管理者ハ抽籤ヲ以テ之レヲ定ム

第五十條 投票ノ効力ニ付疑義アルトキハ管理者ハ選舉立會人ノ意見ヲ聽キ之ヲ決定ス此決定ニ對シテハ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

第五十一條 役員ノ選舉ヲ終リタルトキハ當選者ニ其旨ヲ通知シ主務官廳ノ認可ヲ得タルトキハ組合員ニ通知スルモノトス
當選者ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ就職ヲ辞スルコトヲ得ス

第五十二條 評議員及ヒ代議員ニ欠員ヲ生ジタルトキハ補欠選舉ヲ行フ其ノ補欠員ハ前任者ノ殘任期間在職スルモノトス

第七章 會議規定

第五十三條 會議ヲ分ツテ組合會、評議員會ニ種トス
第五十四條 組合會ハ代議員ヲ以テ組織シ分ツテ定時會臨時會ノ二種トス

第五十五條 定時會ハ毎年七月十一月ノ二回トシ臨時會ハ組長ニ於テ必要ト認メタル時又ハ代議員定

數五分ノ一以上ノ同意ヲ得テ會議ノ目的ヲ示シ請求アリタルトキ之ヲ開クモノトス

評議員カ組合ノ財産及業務ノ狀況ヲ監査シ之ヲ組合會ニ報告ノ爲メ請求シタルトキ亦同ジ
前二項請求ノ場合ニ於テ組長一週間内ニ組合會召集ノ手續ヲ爲サザルトキハ請求者ハ地方長官ノ認可ヲ經テ之ヲ召集スルコトヲ得

第五十六條 組合會ニ於テ議決スベキ事項左ノ如シ

- 一、第二條ニ掲クル各項
 - 二、歳入出豫算ヲ定ムル事
 - 三、決算報告及業務成績ニ關スル事
 - 四、組合費賦課徴收法及證紙賣捌手数料給與ニ關スル事
 - 五、基本財産ノ積立並ニ處分ニ關スル事
 - 六、官廳ノ諮問ニ對スル答申並ニ建議ニ關スル事
 - 七、定款變更ニ關スル事
 - 八、其ノ他組合ニ關スル重大事項
- 組合會ハ其ノ權限ニ屬スル事項ヲ評議員會ニ委任スルコトヲ得
但シ官廳ノ認可ヲ要スル事項ハ此ノ限リニアラズ

第五十七條 評議員會ハ評議員ヲ以テ組織シ審議ヲ要スベキ事項アルニ當リ組長之ヲ召集ス

第五十八條 評議員會ニ於テ議決スヘキ事項左ノ如シ

- 一、組合會ノ權限ニ屬スル事件ニシテ其ノ委任ヲ受ケタル事項
- 二、組合ノ財産及業務ノ狀況ヲ監査シ每事業年度一回以上之ヲ組合ニ報告スルコト
- 三、組合會ノ議事ニ付スベキ議案ノ調査ニ關スル事
- 四、豫算費目中各項目流用ニ關スル事
- 五、同業者間ニ生ジタル紛議仲裁ニ關スル事
- 六、違約者處分ニ關スル事
- 七、組長ノ諮問ニ關スル事
- 八、本組合ノ金庫指定ニ關スル事
- 九、其ノ他組長ニ於テ必要ト認メタル時

第五十九條 組合會ノ議長ハ組長トス組長故障アルトキハ副組長ヲ以テシ副組長故障アルトキハ評議員中ヨリ假議長ヲ選出スベシ
組合會ハ決算及業務成績越金ヲ認定ニ附議スル場

合ハ評議員會ニ於テ評議員中ヨリ議長ヲ選舉スルモノトス

第六十條 議長ハ評議員ニ於テ互選スルモノトス
評議員會ノ議長ハ組長之レヲ召集ス召集ハ開會ノ日ヨリ少クモ七日以前ニ議件ト共ニ通知スベシ

但シ急施ヲ要スル場合ハ此ノ限リニアラズ
第六十一條 役員事務員ハ議事ニ參與スルコトヲ得但可否ノ數ニ加ハル事ヲ得ス

第六十二條 會議ハ別段ノ定アルモノヲ除クノ外議員半數以上出席スルニアラザレバ開ク事ヲ得ス
同一事件ニ付キ召集シタル第二會以後ノ組合會ニ於テ代議員定數三分ノ一以上出席スルトキハ會議ヲ開クコトヲ得

第六十三條 會議ノ議事ハ出席員ノ過半數ヲ以テ之レヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル處ニ依ル

第六十四條 議長ハ書記ヲシテ會議顛末ヲ議事録ニ記載セシメ出席員二名以上ト共ニ之ニ署名スルモノトス
議事録署名者ハ會議ノ初メニ於テ之レヲ定ム可シ

第六十五條 議長及議員ハ自己若シクハ父子兄弟ノ
一身上ニ關スル事件ニ付キテハ會議ノ同意ヲ得ザ
ルニ非ラザレバ議事ニ參與スルコトヲ得ズ
但本條ノ場合ニ於テハ開會ノ定數ヲ欠クモ議決
スルコトヲ得

第六十六條 組長ニ於テ會議ノ決議若シ施行スベカ
ラザルモノト認ムルトキハ理由ヲ示シテ之ヲ再議
ニ附シ尙ホ議決ヲ改メザルトキハ監督官廳ノ指揮
ヲ受ケ原案ヲ執行スルコトヲ得

第六十七條 本組合ノ會議細則ハ別ニ之レヲ定ム

第八章 會計規定

第六十八條 本組合ノ會計年度毎年十月一日ニ始マ
リ翌年九月三十日ニ終ル

第六十九條 役員ニ職務相當ノ報酬及ヒ旅費ヲ給シ
又代議員ニ旅費手當ヲ給スルコトヲ得

但正副組長ハ組合會議ニ出席スルノ外常務取扱
ノ爲メ事務所ニ出勤スル場合ニハ旅費日當ヲ支
給セス
役員ニシテ出張シタル時ハ相當ノ車馬賃及日當
ヲ支給シ其ノ營業地區外ナルトキハ日當車馬費

第九章 營業品検査規定

第七十六條 本定款第二條第五號ニ依リ検査所ヲ中
島郡一宮町同郡萩原町同郡平和村同郡稻澤町西春
日井郡西枇杷島町西春村丹羽郡岩倉町及西成村栗
栗郡木曾川町海部郡津島町ニ設置ス
但營業品僅少ノ場所ハ組長ハ隨時検査所ヲ閉鎖
シ出張検査ニ換フルコトヲ得

第七十七條 營業品ノ検査ヲ受ケントスルモノハ一
定ノ書式ニ依リ員數及受檢者ノ住所氏名ヲ記載シ
調印シタル書面ヲ當検査所ニ出シ到着ノ順序ニ依
リ検査ヲ受クルモノトス
但大根切干ヲ検査ニ提供セムトスルトキハ俵中
干燥ノ一定ナルハ勿論腐敗シ易キモノヲ混入ス
ルヲ得ス

第七十八條 營業品ノ検査ハ如何ナル場合ト雖モ他
人ノ商標又ハ名義ヲ以テ受檢スルコトヲ得ス

第七十九條 大根切干検査ハ先ヅ出荷全部ノ量目ヲ
毎個ニ衡リ次ニ其ノ品質ニ就キ精密ナル検査ヲ遂
ケ規定ニ合格ノモノニテ俵造中花丸切干ハ赤、上
切干ハ紫、角切干ハ青、各色區トナシ左記第一烙

ノ外旅費實費ヲ支給スル事ヲ得

第七十條 組合費ハ財産ヨリ生ズル收入證紙料標札
証票料及信認借託金利息其ノ他ノ收入ヲ以テ充ツ
ルモノ、外之レヲ組合員ニ賦課ス

第七十一條 組長ハ每會計年度歳入出豫算ヲ調製シ
年度三ヶ月前ニ組合會ノ議決ニ付スヘシ
豫算ヲ組合會ニ提出スルトキハ併セテ財産表ヲ提
出スヘシ

第七十二條 組長ハ組合會ノ議決ヲ經テ既定豫算ノ
追加若シクハ更正ヲ爲スコトヲ得

第七十三條 豫算外ノ支出若クハ豫算超過ノ支出ニ
充ツル爲メ豫備費ヲ設クベシ
但シ組合會ノ否決シタル費途ニ充ツルコトヲ得
ス

第七十四條 決算ハ會計年度後二ヶ月以内ニ完了シ
決算報告書ヲ作リ業務成績表ヲ添ヘ組合會ノ認定
ヲ經テ主務官廳ニ報告シ同時ニ組合員ニ通知スヘ
シ

第七十五條 本組合ニ屬スル金錢ノ取扱ハ確實ナル
銀行ト契約シ組合金庫ト爲スヘシ

印ヲ箱造ノモノハ左記第三ノ商標ヲ貼用セシメ之
レニ左記第四ノ割印ヲ地區外品ニハ前記方法ハ勿
論左記第五ノ烙印ヲ各押捺シ不動繩ノ結尾ニ封印
ヲ爲スベシ乾燥不完全ナルモノハ再調ノ紙札ヲ付
シテ検査所指定ノ倉庫ニ預ケ入レ佳良ノ天候ヲ俟
テ期日ヲ定メ再乾セシムヘシ若シ正當ノ理由ナク
シテ之レニ應セサルモノハ組合ハ出荷主ノ費用ヲ
以テ再干ス其ノ全然不合格ト認ムルモノニシテ俵
造ノモノハ甲乙ノ二種トシ甲ハ青色乙ハ黒色不動
繩トシ左記第二ノ烙印ヲ押捺シ合格不合格トモ檢
査済ヲ表証スル爲メ証紙ニ検査済ノ印章及ビ担当
検査員ノ認印ヲ押捺シ並ニ其ノ年月日ヲモ記入シ
再干ヲ爲ス場合モ亦本文ノ手續ヲ要ス
但衡器検査ハ第三條ニ適合ノモノヲ合格トシ左
ノ第六烙印ヲ押捺シ適合セサルモノハ改造セシ
ム

第一合格證印



第一合格證印

第二合格證印



第二合格證印

第一合格證印 口径二寸二分

第二合格證印 口径一寸七分

第一合格證印 二四五

第二合格證印 二五五分



第四割印

検査証

縦 二寸三分
横 一寸三分

第五烙印

地區外品

縦 三寸
横 二寸

第六烙印

大根切干
規定衝器

縦 一寸七分
横 一寸

第八十條 検査所ノ検査證印及同烙印ハ抹殺又ハ改竄スル事ヲ得

第八十一條 組長ハ便宜検査員ヲシテ各組合員ノ店舗ニ就キ營業品検査ニ從事セシムルコトアルベシ

此ノ場合ニ於テ組合員ハ其検査ヲ拒ムコトヲ得ズ

第八十二條 検査所ニ於ケル検査ハ公明正確ヲ旨トシ組合役員ノ營業品ト雖モ普通組合員ノ營業品ト

同様ニ嚴密ニ検査ヲ執行スベシ但シ組合員ニシテ

検査ヲ受クルニ際シ假令検査員ニ於テ不當ノ検査

ヲ爲シタリト認ムルコトアルモ検査員ニ検査ノ妨

害ヲ爲スコトヲ得ズ若シ検査ニ關シ異議アルトキ

ハ其理由ヲ詳記シタル書面ヲ以テ之ヲ組長ヘ申告

スルコトヲ得

第八十三條 本組合定款第三條一二三四ノ規定ニ適合セザルモノヲ甲不合格トシ同條六七八ニ適合セザルモノヲ乙不合格トス尙左ノ各項ニ適合セザル

營業品ハ再調セシムルモノトス

一、俵造ノモノハ一俵總目十一貫二百目ト定メ其風袋量目ハ一貫目以内トシ箱造ノモノハ一個ノ

正味五貫目ト定メ風袋量目ヲ記入シ信州其他ノ

山地ヘ輸送ノ薄造ニ在リテハ其定量ヲ俵個ニ

明記スルトキハ總目九貫目ト爲シ又輸出向ノ函

造ニ在リテハ正量六貫目八貫目十二貫目十六貫

目入ト爲スコトヲ得

二、俵造ノ兩小口ハ蕈八ツ切ヲ當テ箱ハ内法リ長

サ一尺八寸巾八寸深サ一尺二寸左右六分板其他

全部四分板トシ蠟引紙ヲ以テ内包ヲ爲スベシ荷

造リ繩ハ強剛ナル中繩(直径三分)ヲ用フ

三、俵造リノ蕈繩ハ聊カタリトモ水分ヲ含マサル

モノニ限ル

四、俵造ヲ完全ニシ干切ノ散亂腐敗ノ憂ナカラシ

ムルヲ要ス

五、一個中ニ二種以上ノ大根切干ヲ混合スルコト

ヲ得ズ

六、每個ニ組合規定ノ證紙ヲ挿入スルヲ要ス

七、每個ノ俵裝ニ大根切干ノ種類ヲ明記シ組合員

常用ノ商標ヲ記載スルヲ要ス

八、原料大根ノ頭尾衝屑ハ其ノ物ノ大小ヲ問ハス

一切混入セサルヲ要ス

第八十四條 検査員ニ於テ違約處分ニ該當スル營業

品ヲ發見シタルトキハ現品ヲ取押ヘ若シ現品取押

ヘ難キ事情アルトキハ之レヲ詳具シ直チニ組長ニ

報告シ之レカ處分ノ手續キヲ俟ツヘシ

第十章 仲裁判斷及調停

第八十五條 本組合ハ營業者ノ請求ニ依リ組合員間

ノ生シタル營業上ニ關スル紛議ノ仲裁判斷ヲ爲ス

モノトス

前項ノ請求ヲ爲シタル各當事者ハ係争ノ事實及ヒ

理由ヲ記シ證據書類ヲ添ヘ本組合ノ仲裁判斷ニ服

シ後日異議ナキ旨ヲ記載シタル書面ヲ差出スヘシ

第八十六條 仲裁判斷ノ請求アリタルトキハ時宜ニ

依リ評議員會ニ於テ評議員中ヨリ一名仲裁主任者

ヲ選定スルコトヲ得

第八十七條 評議員會又ハ仲裁主任者ハ當事者ヲ召

喚シ其ノ辯明ヲ聞クコトヲ得

第八十八條 仲裁判斷ハ理由ヲ附シタル判斷書ヲ交

附シテ之ヲ施行スルモノトス

第八十九條 仲裁事件ニ關係ヲ有シ又親族等ノ關係アル評議員ハ仲裁主任者トナリ又ハ仲裁判斷ノ議決ニ加フルコトヲ得ス

第十一章 違約處分

第九十條 本組合員ニシテ定款第三條ニ違背シタル大根切干ヲ取扱ヒタルモノハ一俵ニ付金二十錢宛ノ過怠金ニ處ス

第九十一條 本組合員ニシテ定款第六條第七條第八條ニ違背シタルモノハ金參拾圓以上金百圓以下ノ過怠金ニ處ス

第九十二條 本組合員ニシテ定款第十條ニ違背シテ証紙ヲ偽造摸造シ若シクハ之レヲ行使シタルモノアルトキハ組長之レヲ所轄裁判所ニ告訴シ其處斷ヲ請求シ尙ホ金五拾圓以上金貳百圓以下ノ過怠金ニ處ス

第九十三條 本組合員ニシテ定款第十七條ニ違背シ標札ヲ店頭ニ掲ケサルモノハ金參圓ノ過怠金ニ處シ定款第十八條ニ違背シ行商ノ際証票ヲ携帶セザルモノ及定款第十九條ニ違背シタルモノ又ハ定款

第二十六條ニ明示セル諸帳簿ニ一定ノ記載ヲ怠リタルモノ及同條ノ但書ニ違背シタルモノハ共ニ金五圓以上金拾圓以下ノ過怠金ニ處ス

第九十四條 本組合員ニシテ定款第二十條ノ住所若クハ營業所移轉ノ届出ヲ怠リタルモノハ金五圓ノ過怠金ニ處ス

第九十五條 本組合員ニシテ定款第二十六條ノ檢査ヲ拒ミタルモノ及ヒ賣買出荷數ノ不合格ノモノハ金貳拾圓以上金五拾圓以下ノ過怠金ニ處ス

第九十六條 本組合員ニシテ定款第二十七條ノ明文ニ該當シタルモノハ金貳拾圓以上金百圓以下ノ過怠金ニ處ス

總組合員ノ取引ヲ停止セル者ニ對シテ營業品ノ賣買取引ヲ爲シタル組合員ニハ双方共ニ金拾圓以上金五拾圓以下ノ過怠金ニ處ス

本組合員ニシテ定款第二十七條ノ但書及第二十八條ノ但書ニ關シ虛偽ノ申告ヲナシタルモノハ共ニ金五圓以上金拾圓以下ノ過怠金ニ處ス

第九十七條 本組合員ニシテ定款第二十九條ノ各項ニ違背スルモノハ各金拾圓以上金參拾圓以下ノ過怠金ニ處ス

第九十八條 本組合員ニシテ定款第三十條ニ違背シタルモノハ金參圓以上金拾圓以下ノ過怠金ニ處ス

第九十九條 本組合員ニシテ定款第七十八條但書及第七十九條ニ違背シタルモノハ金五圓以上金貳拾圓以下ノ過怠金ニ處ス

第一百條 本組合員ニシテ定款第八十一條ニ違背シタルモノハ金參拾圓以上金百圓以下ノ過怠金ニ處ス
第一百一條 本組合員ニシテ定款第八十二條第八十三條ニ違背シタルモノハ金拾圓以上金貳拾圓以下ノ過怠金ニ處ス

第十二章 定款變更

第一百二條 定款ノ變更ヲ要スルトキハ組合會ノ議決ニ依リ農商務大臣ノ認可ヲ請フヘシ定款變更ノ議決ハ代議員定數三分ノ二以上ノ同意アルヲ要ス

第十三章 解散

第一百三條 本組合ヲ解散セントスルトキハ總會ニ於テ總組合員三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ議決シ主務官廳ノ認可ヲ請フベシ

第一百四條 本組合ノ解散ヲ議決シタルトキハ本組合員中ヨリ七名ノ清算人ヲ選定シ解散ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシムルモノトス
第一百五條 清算終了後殘餘ノ財産アルトキ若クハ組

合ノ財産カ其ノ債務ヲ完償スルニ不足ナルトキハ清算人ハ解散當時代議員タリシ者ノ集會ヲ開キ過半數ノ同意ニ依リ其ノ分配又ハ償還ノ方法ヲ議定スルモノトス組合財産ヲ以テ債務ヲ完償スルコトヲ得ザルトキハ其ノ不足ニ係ル部分ハ其ノ解散當時ノ組合員タリシ者ノ負擔トス

附 則

第一百六條 本定款ハ認可ノ日ヨリ施行ス
第一百七條 第四十二條改正ニ伴フ役員選舉ハ大正三年六月代議員選舉ハ大正五年四月之レヲ施行ス
第一百八條 第六十九條年度ノ變更ハ明治四十四年十月一日ヨリ施行ス

第二節 愛知白菜採種組合同規約

(愛知郡荒子村)

第一條 本組合ハ愛知白菜採種組合ト稱ス
第二條 本組合ハ愛知白菜ノ採種改良ヲ計ルヲ以テ目的トス
第三條 本組合ノ事務所ハ組合長ノ宅又ハ組合長ノ定メタル所ニ置ク

第四條 本組合ハ舊中須内ニ居住シ德義ヲ重シ農業ヲ營ムモノヲ以テ組織ス

第五條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

組合長 一名 副組合長 一名
評議員 若干名

第六條 役員ハ名譽職トシ總會ニ於テ選舉又ハ推薦ス各任期ハ四ヶ年トス
但シ再選ヲ妨グズ

第七條 役員ノ職務左ノ如シ

一、組合長ハ組合ニ關スルスベテノ事務ヲ支配ス
一、副組合長ハ組合長ヲ補佐シ組合長事故アルトキ代理ス

一、評議員ハ重要ナル協議ニ參與ス

第八條 本組合ハ毎年一回總會ヲ開キ將來ノ方針ヲ定メ及事業ノ經過會計ノ報告ヲナスモノトス

但シ必要アル場合ハ臨時會ヲ開クコトアルベシ

第九條 本組合ハ左ノ事業ヲ行フ

一、品種ノ統一ヲ計ル爲メ原種配布
二、採種ノ監督
三、種子ノ検査

四、交配ヲ防止スル施設

第十條 本組合ノ經費ヲ組合員作付反別ニ賦課徴收ス

第十一條 本組合員ニシテ德義ヲ重ゼズ本組合ノ規約ニ違背又ハ組合ノ名譽ヲ毀損シタルモノハ總會ノ決議ニヨリ除名スルコトアルベシ

愛知郡荒子村は別項記載の如く本縣愛知白菜の原産地にして其品質頗る優良にして種子の需要年々多く従て採種事業を行ふもの多きに至りたれば益々優良種の産出を計り其聲價を失墜せざらんが爲めに本年度に於て本組合を組織したるものなり

第三節 宮重大根採種組合

第一條 當組合ハ宮重大根採種組合ト稱ス

第二條 當組合ハ宮重菜菔ノ採種改良精選ヲ計ルヲ目的トス

第三條 當組合ハ事務所ヲ臨時後藤鎌次郎方ニ設置ス

第四條 當組合員ハ春日村字宮重ニ居住シ且勤直ニシテ德義ヲ守リ獨立ノ生計ヲ營ムモノヲ以テ組織ス

ス

第五條 當組合ハ第二條ノ目的ヲ達スル爲メ本縣立農事試驗場及郡農會村農會ノ指揮ヲ受クルモノトス

第六條 當組合ニ左ノ役員ヲ置ク

組合長 一名 副組合長 一名
總代 二名

第七條 役員ハ名譽職トス

但シ實費ハ支辨スルモノトス

第八條 役員ハ組合員ノ互選ニ依リ其任期ハ各二ヶ年トス

但シ再選スルコトモ妨グズ

第九條 役員ノ職務ハ左ノ如シ

一、組合長ハ組合ニ關スル總テノ事務ヲ支配ス
二、副組合長ハ組合長事故アルトキ代理スルモノトス

三、總代ハ組合長ノ指揮ヲ受ケ左ノ事務ヲ處理ス

採種ノ監督ヲナスコト

採種ノ取締及検査ニ關スルコト

第十條 當組合ノ事業ノ主モナルモノ左ノ如シ

一、原種ノ整一ヲ計ルコト

一、採種者ト農事試驗場郡農會トノ連絡ヲ圓滿ニスルコト

第十一條 採種時期ニ於テ組合員中疾病其他止ムヲ得ザル事故ニヨリ採種ニ從事スルコト能ハザルトキハ適當ノ方法ニ依リ便宜之ヲ補助スルモノトス

第十二條 毎年賣上金ノ百分ノ一ヲ以テ當組合ノ基金トシ是ヲ積立ツルモノトス

第十三條 當組合ノ經費ハ組合員ヨリ一名ニ付金壹圓以内ヲ徵集ス

第十四條 組合長ハ毎年一回組合員ヲ召集シ事業ノ經過將來ノ方針及會計ノ報告ヲナス

但必要アル場合ニハ臨時總會ヲ開催スルコトヲ得

第十五條 組合員ニシテ當組合ノ名譽ヲ毀損スルモノアルトキハ組合員協議ノ上除名スルコトアルベシ

役員左ノ如シ
組合長 一名 副組合長 一名

然るに同組合は僅二十五戸にして到底多量なる需要

に應じ難きを以て明治四十二年度より別項宮重大根の部に記載したるが如く村農會に於て採種地を設定し試験場管理の下に於て原種を養成採種し之を村農會員に附與し以て一定確實なる種子を採收する事とせり

第四節 愛知果菜促成研究會々則

第一條 本會ハ愛知果菜促成研究會ト稱シ其事務所ヲ愛知縣西春日井郡清洲町瀨尾安兵衛方ニ置ク

第二條 本會ハ果菜類促成栽培事業ノ改良發達ヲ企圖シ會員相互ノ利益ヲ増進スルヲ以テ目的トス

第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達センガ爲メ左記事業ヲ行フ

- 一、講和會及品評會ノ開催
- 一、果菜類促成栽培上肝要ナル熱源ノ研究
- 一、種類ノ改善及增收ヲ圖ル事
- 一、販路擴張
- 一、印刷物ノ刊行
- 一、促成栽培用材料ノ購入及生産物販賣ニ關スル事項

一、功勞者ノ表彰

一、其他必要ナル事項

第四條 本會ノ會員ヲ分チテ左ノ三種トス

名譽會員 通常會員 贊助會員

第五條 名譽會員ハ學識名望アルモノ又ハ本會ニ功勞アリタルモノヨリ理事會ノ決議ヲ經テ會長之レヲ推薦ス

通常會員ハ縣下促成栽培者並ニ斯業ニ關係ヲ有スルモノニシテ會費トシテ毎年金五拾錢ヲ納ムルモノトス

贊助會員ハ縣又ハ郡、市ニ於ケル勸業獎勵員ニシテ本會ノ趣旨ヲ贊助スルモノ及一時ニ金壹圓以上ヲ寄附シタルモノ

第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

但シ名譽職トス

會長 壹名 副會長 壹名

理事 拾七名 (内壹名ヲ專務理事トス)

第七條 會長副會長ハ理事中ヨリ理事ハ會員中ヨリ總會ニ於テ選舉シ專務理事ハ理事ノ互選トス其任期ハ二ケ年ニシテ滿期再選ヲ妨ケス

第八條 役員中欠員ヲ生シタル時ハ通常總會ヲ俟ツ

能ハザル時場合ニ限り臨時會ヲ開キ補欠選舉ヲ行フモノトス

但シ補欠當選者ハ前任者ノ殘任期ヲ繼承スルモノトス

第九條 會長ハ本會ヲ代表シ本會ノ事務ヲ總轄ス

第十條 副會長ハ會長ノ事務ヲ補佐シ會長事故アル時ハ之レヲ代理ス

第十一條 專務理事ハ常務ニ從事シ會長副會長共ニ

事故アル時ハ之レヲ代理ス

第十二條 本會ハ毎年二回總會ヲ開ク

但シ理事會ニ於テ必要ト認メタル時又ハ會員拾五名以上同意ノ請求ニ依リ臨時會ヲ開ク事ヲ得

第十三條 總會ニハ其年度ニ於ケル會務ヲ報告シ役員ノ選舉其他必要ナル事項ヲ決議スルモノトス

第十四條 理事會ハ必要ノ都度之レヲ開ク

但シ理事會ハ理事三分ノ一以上出席スルニアラザレバ成立セザルモノトス

第十五條 本會ノ經費ハ會費及特志寄附金ヲ以テ之レニ充ツ

第十六條 本會ノ會計年度毎年四月一日ニ始マリ翌

年三月三十一日ニ終ルモノトス

第十七條 本則ハ總會ノ決議ニヨリ變更スル事ヲ得

第十八條 本會ハ會員四分ノ三以上ノ同意ニアラザレバ解散スル事ヲ得ズ

以上

本組合にて年々購入する醸熱材料たる綿屑の總量は二十萬貫價格四千圓以上に達せり

第五節 方領大根組合

大正五年度より本組合を組織し左記規約に従ひ品種の維持種子の精撰に努力しつゝあり

第一條 本組合ハ方領大根ノ名稱ヲ永遠ニ維持セシメ採種ノ改良精撰ヲ計リ生産品並ニ加工品ノ品位ヲ高め組合員相互ノ利益ヲ増進セシムルヲ以テ目的トス

第二條 本組合ハ方領大根組合ト稱シ其事務所ヲ甚目寺村字方領理事宅ニ置ク

第三條 本組合ノ區域ハ甚目寺村大字方領トス

第四條 組合員タルモノハ本區域内ニ居住シ勤直ニ

シテ徳義ヲ守リ獨立ノ生計ヲ營ムモノヲ以テ組織ス

第五條 本組合ハ第一條ノ目的ヲ遂行スル爲メ本縣立農事試驗場及當郡農會ノ指揮ヲ受クルモノトス

第六條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク
組合長 一名 副組合長 一名
理事 二名 評議員 六名
役員ハ凡テ名譽職トス

但シ實費ハ支辨スルモノトス

第七條 役員ハ總會ニ於テ組合員中ヨリ選舉シ其任期ハ二ケ年トス

但シ再選ヲ妨ケズ

第八條 組合長ハ本組合一般ノ業務ヲ總理シ理事ハ組合長ノ命ヲ受ケ事務ヲ處理ス評議員ハ物品ノ評價及會計收支等ノ協議ニ贊與ス

第九條 事務執行ニ關スル細則ハ理事別ニ之レヲ定ム

第十條 本組合作業ノ主ナルモノ左ノ如シ

- 一、原種ノ統一ヲ計ル事
- 一、組合員ノ委託ヲ受ケ其生産品タル種子、大根

十五年度にして其後十六星霜を経過したれば各種を通じて試験の成績判明せるもの少なからず、一方縣下の栽培状態に鑑み年々各種の試験を施行すること同時に勗めて成績の普及を謀りつゝあれば漸次當業者に普及しつゝあり今左に成績普及の施設方法を示すべし

◎參觀人の案内 年々二萬人以上の參觀者に對しては一々技術者の引卒圃場を案内し或は參觀後講話をなし其結果實現したる種苗の請求分譲を受け栽培の方法を會得し漸次改良されたるものなり

◎講話、講習、實地指導 講話及實地指導は各地の申請に應じ經費の許す限りに行ひ講習は農事講習所の施設にして蔬菜の場合は蔬菜擔任者を以て當り勗めて成績の普及を謀り促成場醸熱材料踏込に際しては希望者を集め之れに指導せり

◎印刷物の刊行 年々の試験事項は成績を發表し其他當業者に會得し易き様簡易なる印刷物及圖説を發行し或は縣下の栽培状態を調査發行し出來得る丈一般に交付する事に勗め居れり

◎委託採地 蔬菜栽培に於て精良なる種苗を得る事

並ニ加工品ヲ販賣スル事

一、農事試驗場郡農會村農會トノ連絡ヲ計リ斯業ノ改良發展ヲ計ル事

第十一條 總會ハ毎年三月之レヲ開キ會議ノ議長ハ組合長之レニ當ル

會議ノ決議ハ出席者ノ過半数ニ依ルモノトス

第十二條 本組合ノ會計年度ハ毎年二月トス

第十三條 本組合ノ事業經費ハ組合員ノ負擔トス

第十四條 本組合員ニシテ當組合ノ名譽ヲ毀損スルモノアル時ハ組合員協議ノ上除名スル事アルベシ

第十五條 本規約ノ改訂ヲ必要ト認ムル時ハ總會ノ決議ニ依ルモノトス

以上

第九章 青物市場

本場にて印刷したる「愛知の果樹」に詳細記載したれば茲に省略す

第十章 本場に於ける蔬菜栽培獎勵上の施設方法

本場にて蔬菜類に關する試験を施行したるは明治三

は最も肝要なるにも拘らず一般販賣の種苗は粗悪なるもの多く優良品の生産に不適なれば本場にては勗めて精良種子の生産配布に勗めつゝあり其方法としては左記の如く各特産地に採種地を設く

種類名	住所	氏名
宮重大根	西春日井郡春日村	後藤綱次郎
方領大根	海部郡甚目寺村方領	採種組合
御器所大根	愛知郡御器所村	都島金作
春福大根	西春日井郡清洲町	水野榮次郎
胡蘿蔔	丹羽郡布袋町	永田正市
午麥	全 古知野町	中西義信
大治蕪薯	海部郡大治村	丹羽助次郎
愛知白菜	愛知郡荒子村	野崎徳四郎
開城白菜	中島郡祖父江町	大野榮次郎
蔥頭	知多郡横須賀町	野畑孫兵衛
甘藍	西春日井郡清洲町	瀨尾安兵衛
芹	同 六郷村	川島銀松

以上の採種地に於ける原種は本場より交付し或は其地方の純系種を採用し母本の植付に際しては技術員出張し純系種を撰擇し培養手入に勗め採種したるものは丁寧製し本場へ送付するものなり以上の如

き次第なれば種子は極めて優良にして配布者の満足する處なり

◎種苗配布 採種地にて採收したるものは春秋二期

(春時秋時)に配布するものにして大正元年より五年間の配布種類及數量次の如し

品名	配布數量	配布人員	品名	配布數量	配布人員
宮重大根	四、五〇	四〇人	西洋芹	五、五〇	五〇人
方領大根	四、〇〇	三八〇人	燕窩	三、〇〇	三〇〇人
山東白菜	三、五〇	五〇〇人	玉高	五、〇〇	五〇〇人
葱頭	二、〇〇	二〇〇人	菠薐門人參	一、〇〇	一〇〇人
葱	二、五〇	二五〇人	亞米利加防風	二、五〇	二五〇人
甘藍	一、五〇	一五〇人	胡蘿蔔	三、〇〇	三〇〇人
花椰菜	二、五〇	五〇〇人	午麥	一、〇〇	一〇〇人
開城白菜	二、五〇	三〇〇人	セルリ	二、〇〇	二〇〇人
雪白體菜	二、〇〇	二〇〇人	茄子	一、〇〇	一〇〇人
豌豆	二、五〇	五〇〇人	胡瓜	一、〇〇	一〇〇人
蠶豆	二、〇〇	三〇〇人	南瓜	一、五〇	一五〇人
馬鈴薯	一、二〇	一五〇人	觀賞南	一、五〇	一五〇人
促成菜	五、〇〇	二〇〇人	胡瓜	二、〇〇	二〇〇人
全茄子苗	一、〇〇	一〇〇人	全茄子苗	三、〇〇	三〇〇人
越瓜	一、〇〇	七〇人	胡瓜	二、〇〇	二〇〇人

品名	配布數量	配布人員	品名	配布數量	配布人員
胡瓜子	二、三三	九三	甘薯	二、五五	二八九
南瓜	六、〇〇	八五	石刁筍	〇、五〇	六
冬瓜	四、〇〇	七二	高麗菜	〇、五〇	一一
西瓜	五、〇〇	五三	亞米利加防風	〇、五〇	四
梨瓜	四、〇〇	六九	亞米利加防風	〇、五〇	一三
甜瓜	二、〇〇	六八	除虫菊	〇、五〇	二五
糸瓜	一、〇〇	四一	高麗菜	一、〇〇	六
苦瓜	二、五〇	二二	食用大黃	一、〇〇	二
宮重大根	二、八〇	二二	食大黃	一、〇〇	三
方領大根	二、二〇	二二	食大黃	一、〇〇	三
山東白菜	二、二〇	二二	食大黃	一、〇〇	三
大治蕪菁	二、〇〇	二二	食大黃	一、〇〇	三
開城白菜	一、二五	一九	食大黃	一、〇〇	三
促成菜	八、〇〇	八	食大黃	一、〇〇	三
全茄子苗	八、〇〇	八	食大黃	一、〇〇	三
山東白菜	四、〇〇	四五六	胡瓜	一、二〇	七八
方領大根	四、五〇	四二〇	藍瓜	二、〇〇	五〇
宮重大根	四、〇〇	四一八	藍瓜	二、〇〇	五〇
大治蕪菁	二、五〇	三八三	藍瓜	二、〇〇	五〇

第一	第二	第三	第四	第五	第六	第七	第八	第九	第十	第十一	第十二	第十三	第十四	第十五	第十六	第十七	第十八	第十九	第二十	第二十一	第二十二	第二十三	第二十四	第二十五	第二十六	第二十七	第二十八	第二十九	第三十	第三十一	第三十二	第三十三	第三十四	第三十五	第三十六	第三十七	第三十八	第三十九	第四十	第四十一	第四十二	第四十三	第四十四	第四十五	第四十六	第四十七	第四十八	第四十九	第五十	第五十一	第五十二	第五十三	第五十四	第五十五	第五十六	第五十七	第五十八	第五十九	第六十	第六十一	第六十二	第六十三	第六十四	第六十五	第六十六	第六十七	第六十八	第六十九	第七十	第七十一	第七十二	第七十三	第七十四	第七十五	第七十六	第七十七	第七十八	第七十九	第八十	第八十一	第八十二	第八十三	第八十四	第八十五	第八十六	第八十七	第八十八	第八十九	第九十	第九十一	第九十二	第九十三	第九十四	第九十五	第九十六	第九十七	第九十八	第九十九	第一百
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----

大正七年四月十九日印刷
 大正七年四月二十日發行

愛知縣立農事試驗場

印刷者 英比貞造
 愛知縣名古屋市中區南大津町二丁目三番地

印刷所 扶桑社
 愛知縣名古屋市中區南大津町二丁目三番地
 電話四二四番

326

335

終